

一羽柴忠三郎に貳千石被下由、閏九月七日近江より壽命院書狀に有之。

第二十七節 本願寺光壽如教ご氏郷

光壽如教は光佐顯の子にして大谷派本願寺の開山なり、文祿元年秀吉征韓の役あり氏郷會津より兵を率ゐて從軍し秀吉の肥前名護屋の陣に居れり、諸國朱印免除地の社寺在陣慰問として名護屋に下り、秀吉に物を贈る、光壽も又同しく下りて禮を盡せり、當時氏郷は光壽の爲に便を圖れり、二年四月和成り八月秀吉大坂に歸る、氏郷等隨ひ歸る、凱旋せし氏郷は京都に上り十一月には秀吉を京邸に迎へたり、左の文書は其頃光壽より氏郷に送りしものにて氏郷の在京を出立後に聞き其無音と肥前にての厚誼を謝せしものなり。

八〇四 日野町日田 本誓寺文書

此中御在京にて、今朝其方へ御下之由、唯々舟を物語候、聊以不存無音中々無申計候、就其先度名護屋にては色々御懇之段、不及是非候、定而近々可爲御上洛候之間、以面謁諸事可申伸候、猶使者可令申候、恐々謹言。

九月十五日

羽柴忠三郎殿

光 壽 花押

第二十八節 氏郷秀吉を京邸に招き饗す

文祿二年十一月會津に下りし氏郷は翌年正月更に上洛在京せり、此年秀吉を柳馬場の邸に招き町重の饗應と多分の進物を爲せり、初め氏郷の計畫は八月上旬に舉行せんとし、遙に書を會津の家臣に遣し上洛すべきを命じたり。

八〇五 出雲國松江市蒲生燈市氏文書

態申越候、八月上旬御成之儀申上候、然者皆々上候儀可爲大儀候へ共、召上尤之由、此方皆々異見候條、俄に候へども、在用意可被上候、然者七月中より其方儀相立、八月五日以前ニ可有上着候、中十日之逗留にて可返候間、小者二人つゝにて、いつれも手かるに候て可被上事尤候、造作之段令察候、委細四郎兵かた迄申越候間、懇に令申候、謹言。

六月十日

第一編 蒲生氏

氏 郷 印

一四七

蒲生忠兵衛殿

然るに暑中の故にや又差支の生せしにや十月二十五日に延期されたり、當日秀吉は勸修寺、菊亭、中山、日野四郷を始め徳川家康、前田利家、池田輝政、佐竹義重、伊達政宗、京極高次等の相伴衆と共に氏郷邸に臨みたり、其獻立によれば秀吉は七の膳の饗應、相伴衆五十人は五の膳、諸大夫平侍四百五十人には三の膳、樂屋三百人には二の膳立なり、而して進物には一文字の太刀、鞍置馬、小袖五十領、紅花一千斤、正宗の脇指、しらが絲貳百斤、綿千把、銀千枚等なり、其他重臣三十四人よりも進物を爲せり、獻立並に家臣の進物等は日野町志に詳記されば省略す。(日野町小西傳左衛門所藏記録)

第二十九節 氏郷重代の鐙を永岡忠興に贈る

蒲生氏の家佐々木掛の鐙を藏し家重代の寶とす、或時永岡後細川越中守忠興佐々木掛の鐙を得ん事を氏郷に請ふ、臣綿利八右衛門之を聞き重代の家寶なれば摸造品を製し送る可きを告ぐ、氏郷之を却けて曰く

なき名ぞ、人には言て有なまし、心の問は、如何にこたへん、

といふ古歌あれば我心に耻つ、又此鐙は他に無き物なれば一度忠興に遣はしたりと云へば我家に在りと雖も重寶ならずとて之を贈り與へたり、後日忠興其鐙は蒲生家重代の家寶なるを聞き大に驚き之を返さんとせしも氏郷之を請けざりき、氏郷薨去し秀行の時に及び忠興遂に之を返却せり。

氏郷記

其比永岡越中守忠興ヨリ蒲生家ノ重代佐々木鐙ヲ所望ニ參リシニ、綿利八右衛門只似セノ鐙ヲ被遣候ヘカシト申ケレハ、氏郷

ナキ名ソト、人ニハ言テ有ナマシ、心ノ問ハ、如何コタヘン。

ト云古歌アレハ我心カ耻カシ、是ハ天下ニ一足ノ鐙ニテ知ル者ハアルマシケレトモ、一度忠興ヘ遣シタルト云テハ跡ニ有テモ重寶ナラストテ佐々木鐙ヲ被遣ケリ忠興是家ノ重代ノ由ヲ聞及ハレテ様々ニ返サント有シカトモ氏郷請取レス、去トモ氏郷逝去ノ後秀行幼少ノ砌ニ返サレシトカヤ。

第四十節 氏郷の改名及家紋馬驗の變更

氏郷幼名鶴千代と稱す十四歳の時織田彈正忠信長の一字を與へられ忠三郎賦秀と稱す天正十一年秋冬の間飛驒守に任ず十二年六月伊勢松ヶ島轉封後猶賦秀と稱すること同年十月十六日儀儀忠兵衛尉への知行宛行狀に證さる、流儀儀氏の部參將故に日野在城時代には未だ氏郷とは稱せざりき氏郷の稱は同十三年後ならん蓋し改名の理由は秀吉の秀の字を憚りしによれりといへは十三年秀吉に關白宣下ありし頃なるべし本編氏郷の事蹟を記するに當り其年代により稱名を替ゆる繁を省き終始氏郷の氏名を用ひたり。

蒲生氏の家紋は始め立鶴にして支流は鶴丸なりしが天正十八年會津轉封の後三首の左巴に改めたり是れ宗族にして下野國に在りし小山小四郎が所領を失ひ會津に來り氏郷に仕へ宗祖藤原秀郷より傳はりし幕を進したるに三頭の左巴の紋所なりければ其源を得たる祝し改紋したるなり。

氏郷記

氏郷朝臣會津拜領事

「略前」其比家ノ紋ヲ三首ノ左巴ニ替ラレケリ是ハ一家ノ惣領下野國住人小山小四

郎今度安堵ノ御教書ニモ不預シテ會津へ下リ氏郷ニ奉公ナリシカ、俵藤太秀郷ヨリ傳リシ幕ヲ進上ス其ニ三頭ノ左巴アリ故ニ紋ヲ改ラレシトカヤ其後小山小四郎ハ知行千石給リ蒲生源左衛門郷成カ與力ニ被付ケル。

又蒲生家の馬驗は熊の棒とて棒の先に熊の皮を卷きたる物を用ひしが天正十八年三月秀吉が北條氏を小田原に征せんとする時氏郷は其頃奥羽に雄居せし佐々氏の勇名を思ひ秀吉に請ひて佐々氏の馬驗三階管笠に改めたり氏郷の胸中既に奥羽の諸豪を吞む會津百萬石を領する吉兆夙に此時に見へたり。

氏郷記

小田原軍之事

天正十八年春ノ頃相摸國北條左京太夫氏政子息新九郎氏直東八ヶ國ニ旗ヲ舉謀叛ノ由聞エシカハ關白秀吉公東夷征伐ノ爲諸大名三十六萬餘騎ノ御勢ヲ引卒シテ御下向ノ事アリケリ折節氏郷朝臣在京ナリシカハ馬驗ヲ改メラル本ハ熊ノ棒トテ棒ノ梢ニ熊ノ皮ヲ卷付タル物ナリ然ニ佐々陸奥守カ馬驗ニ仕度候イカ、御座候ハント秀吉公へ申上ラレケレハ餘人ハ知ス御邊ハ佐々カ馬驗ヲ持セテモ不

苦ト宣ヒシカハ、其ヨリ管笠三階ニセラレケリ、是ハ佐々ト云武道長人ノ馬驗ナレハ人々憚テ持セサリシトナリ。

第四十一節 若松城下の町區改正ニ商業保護

若松の名は蒲生氏郷の命名にして其以前は黒川城と稱し葦名氏の城地なりしが、氏郷移封の後城廓を改築し城下町の町割を改正し武士町と商人町とを區別し、畿甸地方の法に則り市庭を立て市日を定め有無通するの便を與へたれば遠近集合して市庭の發展を爲し、東北地方の商業上に一革新を與へたり、新編會津風土記卷十一府城の部に、

天正十八年蒲生氏郷封ニ就テ再ヒ改築ノコトアリ中略文祿元年ノ夏ヨリ大ニ役夫ヲ起シ經營ヲ始ム、其臣曾根内匠等ニ命シ甲州流ノ繩張等ヲ用テ内外ノ郭ヲ築キ、中央ニ天守ヲ建、櫓多門、馬出等、悉ク具足シ、堞壁高ク、峻千壘溝深ク治リテ全ク府城ノ體ヲナセリ下略。

又郭外の條に

葦名氏ノ時マテハ市鄣多ク郭内ノ地ニ在テ士商雜居セリ、蒲生氏郷就封ノ初市街宅地ヲ改制スル志アリシカ軍務ニ暇ナク未其事ニ及ハサリシニ

黒かはを袴にたちてきて見れば、まちのつまるはひだの狭さに。

ト云落書アリ、氏郷彌志ヲ決シテ文祿元年六月ニ馬場町ヨリ西ノ町々ヲ郭外ニ移

シ、甲賀町ヨリ東ノ町々ヲ増廣メ、毎月ノ市日ヲ定メ町々ニ市立有テ

遠近ヨリ群集シテ有無ヲ交易スルニ便ヨク家々給シ人々足テ今日ニ至

レリ、葦名蒲生加藤家諸士ノ子孫ノ殘レル遺風ニヤ市民ト雖モ書ヲ讀ミ武技ヲ習

フ者往々アリ云云。

徳川時代の著書會津風土記の編者が「家々給シ人々足テ今日ニ至レリ」と若松町の盛大を來したるは全く氏郷の功蹟なりと主張し、猶氏郷遺臣等の子孫が町人ながらに文武を講習するの美風ありしをも併記するは亦氏郷の遺せし動化と稱すべし。

氏郷は移封毎に城地を改築せしが何れの時も城内主要の町は日野より從へし臣下及町人を配置し之を日野町と稱したり、伊勢松坂の日野町、岩代若松に於ける日野町併に甲賀町等の名稱は即ち當年の遺名なり。

第四十二節 諸書に見ゆる氏郷の逸事

氏郷が部下を愛し厚祿を與へ百萬餘石の大封侯にして猶厨裡空乏を告げし事、或は軍陣に臨み自から陣頭に立ちて部下を率ゐし事、徳川家康池田輝政伊達政宗等眼中に置かざりし事等諸書記録中に存するものを左記す。

利家夜話

ある時蒲生飛驒守殿にて肥前守様(利長)長岡越中殿、上田主水殿、戸田武藏殿、杯御參會にて其比鴈計を喰可申にて人ませすに人事浮世を御物語御懇に候、色々御物語の上に此後は誰か天下を可取とさん談候時、飛驒守殿御意候、肥前守殿をさしあの人と御申肥前様仰には何事を飛込は御申候哉と御笑ひ候、皆いかと被存様と其時飛驒殿御申候は、各合點からぬが、又肥州の心得ぬ顔いか、其理を可申、自然の義あらは今乃躰利家のけて誰か武籍者有や、其上北國三ヶ國の主也、京迄の道すから足にさはる者なく候、自然西國家出申候共、備前中納言殿可有之もはや家康計て家康上洛被仕候者此飛驒即時に喰付申箱根をこさせ申間敷候、如斯候へ者各分別して御

覽候へ、但又三萬に何をなから事之候は、猶以大納言殿へ一味する衆多く候間、是を思案仕候へは此段は肥前天下取に候と御申候へは、何茂飛驒守の申分尤と感し被申候、其時肥前殿被仰候は、又候や飛驒殿のされ言にあきはて候と御笑ひ被成候誠以肥前様を何茂ふるけ被申候、飛驒殿嘍衆千石徳齋と申人來候て、大納言様へ右之様子申上候へは、世上へ聞ゆるにと被思召候体にて御笑ひ被成候事。

前編舊藏聞書

蒲生氏郷常ニ云ルハ、人衆ヲ戰場ニテツカフニカ、レト計下知致シテハカ、ラサルモノ也、カ、レト思ハソ所ニテハ大將自其場ニテ此所へ來レト云へハ大將ヲ見捨ル者ハナキ故ニ皆カ、ル也ト、氏郷人ヲ召抱テハ此家ニハ銀ノ冑著タル侍イツモ一番ニ乗出ス間、其男ニヲトラシトカセクヘシト被教シト也、銀冑ハ則氏郷ノ銀鯰魚尾ノ冑ノコト也。

氏郷陣屋ニテハ諸侍ニ博奕ヲユルシテイタサシメケリトソ、是ハ陣屋ニテ番ヲツトムル輩ヤ、モスレハネフリヤスシ、博奕ヲ以テ氣ヲイサメ、夜ネサルタメノ戒ノ事ナリトソ、博奕ハ人主ノ禁スヘキコト也トイヘトモ、時ニトツテハ是ヲ用ユルモ

又人君ノ究理ヨリ出タル心得ナルヘシ

蒲生氏郷ハ四十ニ逝去ストイヘトモ世以テ其姓名ヲ知テ勇武ノ將トス、其身ノ
戦功モ其比ノ勇將ニサシテ越タルト云ニハ非サレトモ、平生武ノ職ヲ守テ聊タユ
ムコトナク家中ノ兵士ヲアツメテ晝夜武義ヲ論シ、明日ノ戦ニハ其言ニ不違ノ働
ヲナスコトヲ專トス、故ニ家ニコレル財寶モナク悉勇士名士ヲアツメ是ニ財祿
ヲ與ヘテ死ヲトモニセンコトヲ欲ス、天下勇名アル輩ハ多クハ氏郷ニ屬スコ、ヲ
以テ秀吉命ノ奥州ノ鎮守トシテ伊達佐竹等ニ中ラシム、後ニハ食祿百萬石ニ滿ヌレ
トモ猶臺所ニ失食ノ事多クシテ家臣カハルノ是ヲ養ナヘリトイヘリ、凡ソ武將
年若クシテ其名ノ世ニ高ハ自戦功ノ勇アルカ、或ハ幸ニ大節ノ事ニアタリ、或ハ
一事ノ功ニヨル、氏郷四十ニ不滿ノ名將ノ名アルコトハ將ノ將タル器アツテ能職
分ヲ守リソトメ、武義ノ怠リ非サルヲ以テ事也、秀吉奥州ヲ與フルノ時此事ヲ命セ
リト也。

雲は皆はらいはてする秋風を、松に残して月をこそ見れ

此歌心よし

月すみて雲皆空にきえはて、深山かくれをゆく嵐かな

此歌心悪し

右二首軍法の意得たるへし、大將たるもの可味之、蒲生氏郷被申候由。
氏郷十七八歳之比、又者に罷成事に御座候へ共、柴田に御付被下候へかし、天下乃先
手にて候間、武士之躰見習申度と信長公へ被申上候、信長公尤と被仰、則柴田に御付
被成候よし。

翁物語 三ノ四

或人語曰、蒲生氏郷奥州ニテ百廿萬石取玉フ時、家老共家中之侍共ニ知行配有テ可
然各相談仕、知行配ノワリヲ仕ラント云、氏郷聞玉ヒ自身知行配セントテ、縦ハ壹萬
石取ヘキト思フ者ニハ、或二萬石三萬石ト配リ、其ニ隨テ次第々々ニ配玉フニ依テ
百廿萬石之知行家中ノ侍ニ不足、家老共申ケルハ各ニ知行被下過分成儀ニハ候へ
共侍衆ニサエ配リ足り不給故、増而藏入ハ少モナシ、加様ニテハ御軍役成間敷ト申
ケレハ、サラハ力ニ不及、家老共配リ直セトアリテ一萬石ノヤクソクノ者ニハ有様
ニ一萬石渡ス、氏郷ノ志深クシテ一萬石ノ侍ハ二萬石可取者ト思テ如此ノ知行配

太閤氏郷を會津に封して後出仕す、大閤他事不問して云、汝手をよく書り、謠の本を一番書てくれよ、紙硯を持って來れと宣ふ、君臣易間柄なり。

氏郷ノ近習ノ者氏郷ニ問テ云、太閤以後關白殿ニ馬ヲツナカンヤト、氏郷答テ云、彼愚人ニ從フ者誰カアラント云フ、又問テ云、天下ノ主タラン人ハタツト答テ云、加賀ノ又左衛門大納言殿ナリト、又問テ云、又左衛門是ヲ得スバ如何ト、答云、又左衛門得スハ我レ得ヘシト、東照宮ノコトヲ問ヘハ、云フ是ハ天下ヲ得ヘキ人ニアラス、人ニ知行過分ニ與ル器量ナシ、又左衛門ハ人ニ加増分ニ過テ與ルユエ天下キレ物也、取ヘキハ此人也ト云ヘリ。

武功雜記一

氏郷ハ惣シテ夜話ニハケモノ咄ヲコノマレ候、又武者咄ニナリテハ互ニ退屈セスモノト氏郷被_レ存候ヤ、バケモノ咄ヨリ武話ニナリウツリテハ夜白ニ及ヒ候ユヘト、カク蠟燭二挺ヲカキリニ夜話ヲヤメ退出候、夏ノ夜短ニハ二挺ニテモ夜フケ候ユヘ、短夜ニハ蠟燭ヲミシカクキリテ風所ニトホシ置ナト仕リ夜話ヲヤメ候由。

武功雜記十

蒲生氏郷ノ家來トモ雜談ノ刻橋本惣兵衛ト云モノソレカシハ子トモアマタ持候

過分也、藏入不足セスハ必定二萬石可給ト思ツル故、一入侍共悅テ氏郷ニ思付タルコト深カリシト語ル。

老人雜話

間十萬石ノ約束ナラハ一人ナトハ河へ捨ヘシト云、コノ事ヲ氏郷キカレ惣兵衛其方ハ知行ニ子ヲ替ント申サル、由扱々々ノモシカラヌ心底カナ、祿ニハ人質ヲモワスレラルヘキヤ、内々御手前ハ一萬石ノ約束ニテ呼置タレトモ千石ツカハスヘキト申サル、依之橋本立退タル由。

第四十三節 氏郷の薨去と毒殺の説

文祿四年二月七日氏郷京師の邸に薨す、年四十歳なり、蒲生氏の京邸は古より柳馬場二條上る四丁目東側に在りたり、同月十七日大徳寺に葬り、昌林院高岩忠公大禪定門と謚し、一寺を建て昌林院と號す、數十の戦場に敗を知らざりし豪傑も二豎の爲には終に春宵一片の烟と化せり。

氏郷薨去につき從來毒殺説を傳ふ、其要旨は石田三成氏郷が武勇倫に超ゆるを見窺

に秀吉に勸めて氏郷を除きて後患を絶つべしといひ秀吉信じて毒殺の計を回らせしとす、氏郷記、蒲生軍記、會津舊事雜考、會津四家合考、同附錄、蒲生盛滅記等の諸書即ち毒殺説を記す。

氏郷の發病は文祿二年早春肥前名護屋の陣中に於て突然下血せしを最初とす、泉州堺の宗叔治藥を與へ漸く快氣となり京都に凱旋後は秀吉を其邸に迎へて饗應善美を盡したる程なれども健康は舊の如くならず、漸次衰弱し四年二月に至りて薨じたるにて、當時の名醫曲直瀬正昭^三道^三が自筆の醫學天正記に氏郷の病狀を詳記するを見れば毒殺説は附會の説たるを知るなり、下血以後一旦肉落ち眼邊微腫れ、爾後腹張り四肢腫たりとあれば心臟病の類の如し。

醫學天正記

下血

會津宰相氏郷^{蒲生忠三郎也年三十餘}朝鮮征伐之頃、於肥前名護屋患下血、諸醫技既盡而堺之宗叔治之、而愈、予時從朝鮮飯而土洛故後之、翌年之秋法眼正純語曰、氏郷へ養生葯進上ス、ト、時予曰、名護屋ニテ所勞後脉ヲハ不見、面色ヲ候フニ終ニ不調色、黃鰲ニノ頂頸ノ

傍肉瘦消シ、目下微腫若腹脹肢腫生セハ必大事ナルヘシ、葯進上スル分別アルヘシト、其後十一月ニ太閤秀吉公御成ヲ申、予其御供奉時ニ又顔色ヲ候、腫彌甚、其後脹腫増、十二月朔日大閤殿下民部郷法印ノ亭ニ座シ玉ヒテ、葯院予二人ヲ召シ、氏郷所勞如何ト問玉フ、二人曰、終ニ不能診脉、左ハ誰カ與ト問玉フ、堺ノ宗叔ノ葯申、左右ノハ大納言家康、中納言利家二人ニ仰テ諸醫ヲ召メ脉ヲ見セヨト、即上池院、竹田、驢菴、盛方院、祥壽院、一鷗、祐安、其外已上九人氏郷ノ床下ニ至ル、家康利家左右ニ在テ諸醫脉ヲ見テ退ク、同月五日利家家康郷予ト一鷗トヲ召メ氏郷脉ノ様躰ヲ問フ、予曰、十ニ九ツ大事也、今一ツカ、ルハ年ノ若ト食ノアルト計也、猶食或氣力衰テハ十八廿モ大事ナルヘシト申、利家曰、殘ノ醫一人ツ、ニ尋シニ或ハ十ニ五ツ大事、或ハ十ニ七八大事ト申ス、宗叔ヲ召メ曰、玄朔ハ十ニ廿モ大事ナルヘシト、殘ノ醫ハ或ハ十ニ五六七八ト云如何ニト、宗叔曰、十ニ一ツ六箇敷存ト申、其後利家予ニ對メ曰、氏郷所勞彌々惡シ、宗叔ノ葯ヲ止ムヘシ今日ヨリ療治セヨト、予カ曰、宗叔十死ト見テ放タラハ五日三日葯ヲ與ヘテ可見申、不然ハ斟酌ト申ス、宗叔ヲ召メ其旨ヲ仰ラル、ニ尙十ニ一ハ如何ト申故、翌年文祿四年正月末迄宗叔葯也、次第ニ氣力衰食減メ一鷗

葯ヲ與テ十餘日メ果メ卒ス。

言經卿記

二月十七日天晴蒲生飛彈守會津侍從ト云云去七日死去四十歳云云、今日大徳寺ヨリ千本ニテ葬禮有之云云、可哀まゝ地まゝ、子息十三歳也太閤ヨリ被仰付由云云、江戸亞相息女七歳ハカリ縁由云云、諸事亞相ヨリ奥州之儀可異見之由、先日ニ被仰出候由云云。

諸寺過去帳 高野山

昌林院殿前參議高岩宗忠大禪定門。氏郷文祿四年二月四日卒○四日ハ誤リ

第四十四節 氏郷の辭世と畫像の賛

氏郷病革りその起つ可からざるを知るや辭世の歌を咏じたり曰く。

かきりあれば吹ねと花は散るものを心みしかの春の山風

何心なく此詞を翫味すれば早世を歎じたるに過ぎざれども亦世人に毒殺の臆測を生せしめし因も此詞より出てしにや。

氏郷の畫像は京都大徳寺中黄梅院に在りしものと奥州若松の興徳寺に藏するもの

蒲生氏郷畫像



米妙の逸傳
惟永元年七月七日
英嘉漢文武名高六十
吟月共風流人王瞻仰
一曲松花更誰也醉也
傷一章一以忘其素
法不獲拒掃一漫經堂
忠公凄容就予被書發
益師繪昌林院殿高岩
希下之松宮宿命
真列會津郡太守

若松市興徳寺藏所國寶

とあり、黄梅院の畫像は文祿四年春大德寺前住宗賢が贊辭を圖上に加へしものなれども原本焼失して今寫本のみ存す、若松興德寺の畫像は舊臣等が畫師に命じて繪かせしものにて元和七年京都妙心寺の逸傳が贊せしものなり今國寶に指定せらる、挿入の畫像は即ちそれなり畫像贊左の如し。

八〇六 京都大德寺黄梅院所藏

蒲生氏郷畫像贊

昌林院殿前參議高岩忠公大禪定門、即藤氏の裔而海内名士天下奇男也、頃羅羸疾、屬續干洛之私第、誰敢不嘆惜乎、厥令嗣命工肖幼容、就野釋需贊語、不獲辭賦、短偈以應、請云。

猛將謀士勢絕倫、無端了脫本來真、

一門桃李成蹊處、子葉孫枝億萬春、

文祿四歲龍集乙未仲春上旬日

前住大德先甫叟宗賢書

八〇七 國若松市興德寺所藏

第一編 蒲生氏

奥州會津郡太守、幕下之諸老宿命、畫師繪昌林院殿高岩忠公清容、就予被雷贊語、不獲拒辭、漫綴野偈一章、以懸其責云、

一曲棋前事雅遊、醉花吟月共風流、

八天瞻仰英靈漢、文武名高六十州、

維時元和七年辛酉五月七日

前妙心逸傳叟書

第十五章 蒲生秀行

第一節 秀行の家督相續

氏郷薨去の時嫡子秀行は年僅かに十三歳にして鶴千代丸と稱せしが秀吉は氏郷が生前の功勞を追思し遺領會津百萬餘石を相續せしめ臣下の知行も元の如く安堵せしめ徳川家康の女を配し内外共に甚深の注意を與へたり、即ち鶴千代丸は首服し藤三郎秀隆と稱し飛騨守に任せらる、慶長元年更に從四位下侍從に任ず、秀隆後秀行と

改む故に本書は始終秀行の名を以て記すこととせり、秀行が遺領相續に係る特典は秀吉の志より出つるも前田利家徳川家康等の援助も又少からざりき、氏郷薨去の翌日秀吉は町野左近助に命を傳へ各城の守備を嚴にし、早速大坂に上る可きを通せしが町野等が重臣が胸中戦々競々たるものあらんを察し、特に家臣等を安堵せしめ妻子以下を其儘城地に置きて上坂すべきを達したり。

八〇八 朝日野村鑄物師安井彦三郎氏文書

急度被仰遣候、飛彈事煩取詰相果候、不便に思食候、然者其元不可有相違候間、城々儀儘留主居申付、自身早々可罷上候様、体直に可被仰聞候、鶴千世事成立候様に可被仰付候、其外家中者共被成御見放間敷候條、得其意妻子以下其儘可置候、下々所も右之通入念可申聞候、猶淺野彈正少弼可申候也。

二月八日 朱印 秀吉

町野左近助とのへ

翌九日秀吉は秀行に父の遺領を安堵せしめ、且つ重臣にして一城に主たりし關右兵衛、田丸中務少輔、蒲生源左衛門、蒲生四郎兵衛、蒲生忠右衛門、町野左近助、北川平左衛門、蒲生左文、小倉作左衛門、蒲生喜内、佐久間久右衛門、木村伊勢守、蒲生主計助等十三人に

七條の條目を列擧し之を各自に與へ秀行に對し誓紙を出さしめたり、先つ一條には秀行の家督相續の安堵を記し、二條には家康の女を以て秀行に配し、四五月頃に會津に可被遣を傳へ、三條には各自に秀行の代理と心得秀吉よりの命令を嚴守すべきをいひ、四條には若し領地の境目論ありし時は秀行幼少の間は五分五分の時は勿論甲に六分の利ありて秀行は四分の利たりとも秀行の勝利に爲すべき特典を與へたり、五條は四條の附帶條件にして秀行に四分を以て勝利と定むるに乘じ氏郷の定め置きし以外の事を重臣等が企つるを禁じたり、六條は秀行の臺所入の收入も氏郷の時の例に則り入念に精算し明細帳を徳川家康前田利長前田玄以淺野長政四人へ提出すべきを定め、七條は城持(一萬石以上)大名の重臣并に家老等等しく秀行に對し誓紙を捧ぐ可きを命じ、更に各條に付ては家康利長玄以長政の四人より申渡すべきを附記せり。

氏郷 記

父宰相逝去不及是非候、別而被懸御目候條、不便被思召候、然間會津分領氏郷當知行之地少モ無相違對其方被仰付訖、存其旨可抽忠功候、委細江戸大納言加賀中納言并民部卿法印淺野彈正少弼可申候也。

二月九日

御朱印

羽柴鶴千世トノヘ

八〇九 朝日野村壽物師安井彦三郎氏文書

急度被仰出候。

一 會津宰相不慮相煩死去不便被思召候、宰相ニ別而被懸御目候之條、雖爲幼少跡職鶴千世ニ被仰付候事。

一 會津之儀丈夫ニ鶴千世可被仰置ト思召候條、爲其江戸大納言息女ヲ縁邊ニ被仰付、會津へ來四月五月比ニ可被遣候條、存其旨皆々別而入精可致馳走事。

一 鶴千世事御名代ト思召如右被仰付候條、置目等ノ儀如定聊不可有相違候、若少モ不相届儀於有之者、可爲曲事。

一 堺目等ノ儀自然隣國ヨリ出入雖有之五々ノ儀ハ不及申、六ツ四ツノ理非ニ候共セカレノ間ハ鶴千世運ニ可被仰付候事。

一 自然下々右之六四ニ可被仰付トノ儀ヲ存知、宰相相定置外之儀ヲ申懸候事於有之者、可爲曲事。

一 臺所入之儀、氏郷如定置可仕候、宰相時ヨリ猶以入念算用之儀明細ニ仕、江戸大納

言、加賀中納言、民部卿法印、淺野彈正少弼ヲ以可被開召候條、此旨ヲ相守下々ニ至マテ能々申聞可成其趣事。

一城持共、其外年寄共對鶴千世疎意有間敷旨、誓紙ヲ仕可上之事
右條々家康、利長、并民部卿法印、淺野彈正少弼可申也。

二月九日

御朱印

町野左近助トノへ 此外十二通同文氏郷記に記す

又同日付にて上杉景勝、佐竹義宣、最上義光、伊達政宗の四人は領地を接する隣國主なれば保導すべきを命じ、堺論等の生せしめざる注意と前條に記する四分六分の争ひたりとも秀行幼少の間は勝利たるべきを達したり。

八一〇 氏郷記

急度被仰出候、會津宰相不慮之病死不及是非候、役跡職鶴千世雖爲幼少、氏郷ニ別而被懸御目不便ニ被思召候條不相替相續之儀被仰付候、然者隣國衆存其旨可有入魂候、自今以後公事懸組等無之様ニ前廉ニ可相嗜候、自然申分於出來者、五々之儀者不及申、四ツ六ツノ雖爲理非鶴千世理運ニ可被仰付太閤御取立鶴千世事ニ候之條、若曲事仕出シ候ハ、五々之爲道理者其相手可被行曲事候、如此跡職被仰付者、國持共

之進退心持ニモ可成儀之條、可守其趣事肝要也。

二月九日

御朱印

越後中納言トノへ

常陸侍從トノへ

出羽侍從トノへ

大崎侍從トノへ

當時秀吉は大坂城に在りしが前田利家、徳川家康を大坂に召し下し、事情を聞取り前記の特典を與へたり、故に利家家康は前記朱印狀を受取り、同月十一日左の添書を蒲生源左衛門等に送りたり。

八一 日向國延岡郡曉太郎氏文書

飛州就死去、兩人大坂に被爲召様子一々御尋被成重而御相被仰遣候、誠外聞實儀難有次第ニ候、則跡目之御朱印并家中老衆に別紙、御朱印被下候條、各安堵之段難有被存別而頂戴尤候、委儀御朱印相見候間不具候、跡式被任御諚旨、置目以下念を入馳走不可有油斷候、謹言。

二月十一日

利家 御判

蒲生源左衛門殿
蒲生四郎兵衛殿
玉井數馬助殿

第二節 秀行と信樂院

氏郷轉封後日野は水口城主長束正家の所領に移りしかば信樂院定秀院以下蒲生氏の菩提寺は漸次荒廢せり、氏秀薨じ秀行會津の遺領を相續せし翌慶長元年日野在住の古老等は其荒廢を嘆し遙に會津に下りて秀行の同意を請ひ一方長束正家及其室の縁族者京都智恩寺僧等に援助を得て寺を定秀院の所在に移し智恩寺の末寺とし本尊を遷座し散逸せし什器を取集めて一寺を再興せり、爾後秀行は毎年米二十石を佛供料に寄せたり、秀行の臣利綿八右衛門及び蒲生四郎兵衛が信樂院講衆池内源智安部井茅戸岡村正等中に宛てし文書當時の史料二通と百萬遍智恩寺僧より送りし文書は當時の史料なり寺院志信樂院の條に全文を揚ぐ。

秀行

蒲生秀行華押及秀隆印

秀行
九月廿一日



第三節 秀行蒲生忠兵衛に八百石の地を與ふ

慶長三年八月秀行は蒲生忠兵衛に宇都宮領内にて八百石の知行を與へたり、忠兵衛は儀儀忠兵衛の事なり。

八一二 出雲國松江市蒲生鑑市氏文書

於宇都宮領内八百石令扶助訖、如目錄全可有領知者也。

慶長三

八月十日

蒲生忠兵衛とのへ

秀

隆 匱

第四節 秀行封を減せらる

慶長三年秀行の重臣綿利八右衛門と蒲生四郎兵衛との間不和を生し互に相敵視す、四郎兵衛は須賀太左衛門大塚七右衛門等の同意を得終に八右衛門を斬殺せり、是に於て蒲生源左衛門と同左文は四郎兵衛を訴訟し四郎兵衛は加藤清正に預けられたり、恰も其頃秀吉は氏郷の未亡人を召出さんとす未亡人應せず老臣等鳩首相議し蒲

生氏の安泰を圖らん爲に未亡人の應諾あらん事を欲したり、未亡人頑として應せず終に髪を削りて尼となれり、此の二事件の爲に秀吉は秀行會津の封を削り下野宇都宮に轉封し十八万石を知行せしむるに至れり、是れ蒲生氏の大變革にして百萬餘石の大封より僅かに十八萬石に減封されし事なれば從來幾多の臣下を養ふ能はず、爲に田丸中務少輔關長門守佐久間備前守同大膳木村彌一右衛門等は秀吉に召されて出仕し、其他多くの將士は去て他主に仕へ或は流落し、殘留の重臣は蒲生源左衛門二萬石を領して笠間城に主となり、町野左近助は八千石を領して眞岡城主となり、蒲生左文六千石を領して河崎城に主となりしのみにして秀行本領の奉行は源左衛門左近及びひ玉井數馬の三人之を掌れり。

第五節 徳川家康秀行に六十万石を與ふ

慶長五年五月家康上杉景勝征討の令を下し軍を率ゐて出陣す、九月下野國に着せし時石田三成舉兵の報に接し結城秀康と秀行とを東國の守將に命じ急遽西上し九月十五日關ヶ原に會戦して三成を敗る、此役豊臣氏の舊恩に報ひんと欲する者と家康の部下に馳參する者どに分れたり、蒲生氏の舊臣にても田丸中務蒲生四郎兵衛北川

土佐守等は三成黨に屬せり、秀行は家康の女婿にして秀康と共に東國を守りたれば翌六年春景勝の所領中六十萬石を秀行に與へ會津城に守たらしめたり、秀吉の爲に翻弄されし秀行も家康によりて稍家勢を恢復したり、秀行即ち重臣に封を加へ支城を與へ、岡半兵衛町野左近玉井數馬三人を仕置奉行とせり。

守山城四万五千石

蒲生源左衛門

白川城二万八千三百石

町野左近將監

津川城二万石

岡半兵衛

長沼城一万石

蒲生五郎兵衛

四本松東城一万石

玉井數馬助

南山城九千石

小倉作左衛門

伊南城九千石

蒲生彦太夫

谷崎忠右衛門の息

鹽川城八千五百石

蒲生主計助

二本松東城八千石

梅原彌左衛門

同 西城七千五百石

門屋助右衛門

猪苗代城七千五百石

關十兵衛

四本松西城七千五百石

外池信濃守

白河古事考

關ヶ原にて西軍敗走し景勝米澤へうつされ其跡へ東照宮の御婿なれば蒲生飛驒守秀行再ひ六十萬石を賜會津を領し、白川ハ町野左近吉氏、城付高三万九千九百廿貳石六斗五升八合なりといふ云々。

編者 附記氏郷記と對照して一萬石餘相違するは後年の加封か

第六節 秀行吉村藏人に三百五拾石の地を與ふ

慶長五年九月秀行は宇都宮分領に於て三百五拾石の知行地を吉村藏人に與へたり、吉村氏一族は氏郷の時より三四家に分れ所領地を與へらる。家臣志 参照

八一三 日野町永福寺文書

宇都宮於分領知行三百五拾石令扶助訖、如目録全可領知者也。

慶長五

九月

吉村藏人とのへ

第七節 秀行と綿向神社

會津縣に復封し六十万石を與へられし秀行は同年十月十八日其所領内にて百石を遙に綿向神社に寄進したり。

八一四 日野町馬見岡綿向神社文書

會津於領分御知行百石寄進候、全可有社務者也。

慶長六年十月十八日

秀

行 花押

綿向大明神

社との

官太夫との

秀行は父祖の産土神に崇敬の誠を致せしが、一方綿向神社にても毎年社人關東に下り祈禱の御祓及び日野菜等を秀行に贈り、近江出身の臣下にも御祓を贈る例となれり、蒲生氏にては社人往復につき各驛に傳馬一疋の特許狀を與ふる等日野と蒲生氏の温情綿の如くなりき社人官太夫元和三年の記録中に。

蒲生家御國替之所之城へ大宮官太夫毎年御祓差上候事、右之御祓ハ劔慰斗長にて一把、日野菜卷千五把、白木壹疋にて差上可申事、御家老中へ小劔祓慰斗一把差上可申事、御家中の者小祓一本宛、慰斗一ツ、家並上申候事。
殿様御祓ハ白銀二枚、御家老よりは青銅百疋ツ、亦道中金として金壹兩宛被下候云々。
とありて相互間の贈客をも詳記せり。

第八節 秀行蒲生忠三郎に二百石の地を與ふ

慶長六年秀行は會津分領に於て二百石の知行を蒲生忠三郎に與へたり、忠三郎は忠兵衛の息なり、此の領知狀は關ヶ原役により會津六十万石を與へられし結果なり。

八一五 出雲國松江市蒲生鏗市氏文書

會津於分領知行貳百石令扶助訖、如目錄全可領知者也。

慶長六

十月十八日

秀

行 印

蒲生忠三郎とのへ

第九節 秀行吉村助右衛門に百五拾石の地を與ふ

慶長六年十月秀行は會津分領に於て百五拾石の知行地を吉村助右衛門に與へたり
助右衛門は藏人の子なり。

八一六 日野町永福寺文書

會津於分領知行百五拾石令扶助訖如目錄全可領知者也。

慶長六

十月十八日

吉村助右衛門とのへ

第十節 秀行花木佐助に三百石を扶助す

慶長十三年八月秀行は會津領内にて三百石の知行を臣花木佐助に與へたり。

八一七 北比郡佐村内池照光寺文書

於會津分領知行三百石令扶助訖如目錄全可領知者也。

慶長十三

八月一日

印……秀行

花木佐助とのへ

第十一節 蒲生郷成岡重政の確執と重臣の動搖

蒲生秀行は家康より松平の姓を與へられ松平飛驒守と稱す、慶長十二年江戸城修築の時家康及び將軍秀忠は秀行の江戸邸數寄屋に寓せし等徳川氏と蒲生氏の情交親密なりしが、其後秀行の重臣蒲生源左衛門郷成と岡半兵衛重政の間不和を生じ其結果他の臣下も黨を樹て、兩人に分屬す、重政の重望は終に郷成黨を厭伏し爲に郷成黨たりし小倉作左衛門關十兵衛等出奔し郷成も同十四年浪人となりたり、是に於て其女婿蒲生彦太夫以下出奔する者多し、此結果城封にも動搖を生したり、蒲生五郎兵衛郷治は子無きにより秀行の次子鶴松丸^五を養君に請ひ三春城に奉したり、秀行四萬五千石を之に附屬し、一萬五千石は郷治に與へ一萬五千石は侍人五十人の扶持とし一萬五千石は倉入と定めたり、又郷治の舊領長沼城一萬石を玉井數馬助に與へ關十兵衛の舊地猪苗代城一萬石を岡越後守に與へたり。

第十六章 蒲生忠郷

第一節 秀行の薨去と忠郷の家督相續

慶長十七年五月秀行病を得醫療功無く十四日薨去せり年三十七歳弘眞院覺山靜雲と諡す寵臣須田伯耆守殉死す秀行二男一女あり嫡男龜千代丸年僅かに十歳なりしが家康は父の遺領を相續せしめ兄弟二人に首服を加へ龜千代丸は松平下野守忠郷次男鶴千代丸は松平中務大輔忠知と稱せしめ長女藏十二は秀忠の猶子とし翌十八年加藤忠廣の室に配せり。

第二節 岡重政の改易と蒲生郷成の召還

慶長十九年秀行未亡人は岡半兵衛重政を退く夫人の父家康は重政を改易せり重政駿府に死す重政に志を同ふせし外池信濃守良重以下逐はるゝ者多し而して三春城蒲生五郎兵衛を津川城に移し曩に重政の爲に退けられし蒲生源左衛門郷成蒲生彦太夫關十兵衛被等を召還し郷成を三春城に封せしに郷成道にて腫物の爲に死したれば其嫡子源三郎郷喜に三萬石次男源兵衛郷舎に一萬五千石を與へ彦太夫十兵衛等にも各知行を與へ町野長門守玉井數馬助を仕置奉行とせり。(氏郷記)

第三節 大坂兩役と忠郷

慶長十九年家康秀忠大坂に豊臣氏を攻む忠郷は弟忠知並に最上駿河守烏居左京亮と共に江戸を留守す然れ共忠郷は臣安藏内達助を陣見舞として大阪に遣はしたり翌元和元年五月大坂夏陣起る忠郷兄弟又江戸を留守し外池甚五左衛門町田太郎右衛門を使者として將軍父子を慰問せしめたり此役舊臣小倉作右衛門豊臣氏の爲に大坂に籠城し五月七日戦死せり小倉氏の先は左久良城主にして貞秀入道智閑の時より姻戚を重ねし名家なり。

第四節 忠郷の叙位任官

元和二年三月徳川家康太政大臣宣下あり四月十日薨す其時下野守忠郷從五位下侍從に任せらる後ち郷忠上洛元和三年若くは五年の時諸侯の官位を昇進され忠郷は從四位下に任せらる七年藤堂和泉守の女を迎へて室とす寛永三年八月秀忠太政大臣宣

下ありし時忠郷は従三位宰相に任せられたり。(氏郷記)

第五節 町野幸和稻田貞右蒲生織部に代官を命ず

仕置奉行町野長門守幸和、稻田數馬助貞右は慶長十九年十月忠郷の會津領内三村二千二十石餘の代官を蒲生織部に命じ、元和二年九月更に四ヶ村千四百十七石餘の代官を命じたり。

八一八 出雲國松江市蒲生鑑市氏文書

御代官所目錄

- 五百五拾五石八斗 田村 すすくも
- 八百四拾七石三斗六升 同 北 宇津志村
- 六百拾九石七斗五升 同 北 成田村
- 合貳千貳拾石九斗一升
- 慶長十九年
- 町野長門守 幸和 花押
- 十月十日

稻田數馬助

貞右 花押

蒲生織部殿

八一九 同上文書

御代官所目錄

- 百石
- 貳百貳拾九石三斗一升
- 八百六拾石九斗七升
- 貳百拾五石五斗一升
- 二百拾壹石四斗五升
- 合千四百拾七石二斗四升
- 元和貳年九月十四日

蒲生織部殿

- 二本松 荒井村
- 同 大 大江村
- 鹽ノ松 澤村
- 同 糠 澤村
- 同 所 岡志摩介分
- 田 平 澤村
- 蘆村 澤村
- 町野長門守 花押
- 稻田數馬助 花押

第六節 秀行未亡人の再嫁

元和二年正月十一日家康は已れの女にして秀行に嫁し未亡人となりしを蒲生氏より召還し、之を淺野長晟に再嫁せしむべきを命じたり。此女翌年一子を産み産後の経過長からず八月二十九日死去す

駿府政事録脱漏

元和二年正月大十一日將軍家御妹、有可嫁于淺野長晟之命。初嫁于蒲生飛彈守秀行

第七節 蒲生郷喜兄弟と町野幸和の確執

元和二年三月下野守忠郷の家人蒲生源三郎郷喜、弟源兵衛郷舎と同家人町野長門守幸和と事を争ひ駿府に訴ふ、家康時に病床に在りしも勉めて自から之を裁斷し郷喜兄弟に恩賞を與へ町野幸和を配したり。

駿府政事録脱漏

元和二年三月十八日、蒲生忠郷下野守家人蒲生源左衛門郷成嫡子源三郎郷舎弟源兵衛郷舎與同家人町野長門守幸和争訟、大御所出御、病間直御、糺明之右兄弟賜恩祿、配町野、

第八節 日野町に夫役四十人を置く

元和八年六月忠郷は日野町に夫役四十人を課し、十月十八日以前江戸邸に下着すべきを命し、爾後毎年の例とせり、但し人夫には其人相應の給料を支給せり。

日野町西田先兵衛氏文書

日野夫可被置覺

一人數四拾人おかれ候て、來ル十月十八日以前江戸へ下着仕候様と可被仕候事。
一給分之儀、人々により高下可有之候へ共、四〇〇おしこめ一人ニ付而貳兩貳歩とあたり候程可被置合事。

給分之金子懸り候ハ、於江戸岡市左〇〇より可被相渡候間、有算用岡市左へ切手可被越候、切手次第ニ岡市左より相渡り可申、毎年可被召置候間、以來之儀も岡市左衛門尉給分之儀有勘定金子相渡り候様ニ可被仕候事。

元和八年六月十五日

福吉左衛門 始押

岡市左衛門尉 花押

西田先右衛門尉殿

第九節 忠郷元森村嘉兵衛の領地を蒲生
勘解由に與ふ

元和八年八月忠郷は従前森村嘉兵衛に與へ置きし土地三百石を改めて蒲生勘解由
に與へたり、二十二日仕置奉行福西等四人連署の宛行狀を與ふ。

八二〇 出雲國松江市蒲生齋市氏文書

御知行目録

三百石者

森村嘉兵衛跡上地

元和八年八月廿二日

福西吉左衛門	秀	長
	花押	花押
本山豊前守	安	政
	花押	花押
外池信濃守	良	重
	花押	花押

稻田數馬助

貞

右

花押

蒲生勘解由殿

第十節 仕置奉行の交代

仕置奉行は政務を總括して處理する職にして氏郷記には單に仕置と記す、氏郷の時
は町野繁仍久しく其職に在り、其後綿利八右衛門蒲生四郎兵衛等も就任せり、慶長六
年秀行が會津六十万石を領せし時は岡半兵衛町野左近助玉井數馬三人を仕置奉行
とす、慶長十九年岡半兵衛の退けられし後町野長門守和幸稻田數馬助右貞後任となりしが
元和八年春渡邊次郎左衛門訴狀を幕府に提出して町野幸和と事を争ふ、其より幸和
仕置奉行を辭したれば忠郷は改めて稻田數馬助外池信濃守重良本山豊前守政安福西吉
左衛門秀長の四人を任命せり、寛永元年更に鈴木柰允俊重の姓を岡山に改め三千五百
石の知行を與へ仕置奉行に任じたり、此の仕置奉行の年序を知るは蒲生氏の古文書
考證上最も便利なるものとす。

第十一節 忠郷江戸邸就り將軍父子を招請す

寛永元年忠郷は江戸の邸宅就りしかば將軍父子の御成を請へり、秀忠は四月八日家光は十三日其邸に臨む、是より先き忠郷は會津の仕置奉行稻田數馬助外池信濃守を江戸に召せしかば、不在中同奉行を町田主水滿田出雲守に命じたり。

氏郷記

〔前略〕改元アリテ寛永ト號ス、其年亦會津其外諸國ニテ御伊勢踊リアリケリ、同忠郷朝臣江戸屋形普請有テ四月八日秀忠公、同十三日家光公ヲ御成被申ケリ云。

八二一 滋賀郡堅田町北村又三郎氏文書

今度御成ニ付而稻田數馬助外池信濃守召上候條、留主中仕置等之儀爲兩人可申付候、謹言。

三月六日

(忠郷之印)

町田主水どのへ
滿田出雲守どのへ

第十七章 蒲生忠知

第一節 忠知の新封、忠郷の薨去

中務少輔忠知は忠郷の弟にして元和九年七月徳川家光將軍宣下の時從四位下に叙せられ、寛永三年將軍上洛の時更に正四位下侍從に叙任し、九月二十八日出羽國上山城に封せられ四萬石を領したり、是に於て十一月同城に入る宗家の臣等之を祝す。

八二二 滋賀郡堅田町北村又三郎氏文書

上之山へ下候ニ付爲見舞鴨貳つ、熟柿一箱送給候、遠路心付之程別而令祝着候、猶町田太郎右衛門可申候、謹言。

十一月十四日

忠 知 花押

滿田出雲守殿

忠知が上の山入部の翌月忠郷痲瘡を憂ひ漸く重態なりしかば忠知急ぎ會津に着し護せしも四年正月四日終に薨去せり、享年に僅二十五歳會津五ノ町高巖寺に葬り見樹院得譽玄光と諡す、嗣子無きを以て封地を沒收せらる是れ實に蒲生宗家の斷絶

なり、忠知は葬斂事終り上の山城に歸る。

第二節 忠知の松山移封日野附近其提封

ごなる

上ノ山城に歸りし忠知は幕府の召により二月十日江戸に出てしに加藤嘉明の封地伊豫國松山城に移封し二十四万石を領せしむる命を受けたり、蓋し其内四万石は祖先舊縁地の故を以て本郡日野及附近に於て與へられ又忠郷の江戸及京都の邸をも與へられたり、忠知は先づ蒲生五郎兵衛郷治を遣はし城地所領を請取らしめ三月の始め京師に着せり、按するに當時忠知は必ず日野に立寄り祖先の墓所菩提寺等に参拜し町民も歓迎せしならんも今史料の存するものなし。

元寛日記

寛永四年二月十日、依召自羽州上山城松平忠知來、江戸今日召加藤左馬助嘉明賜忠郷跡奥州會津若松四十万石、次召松平中務大輔忠知賜嘉明跡豫州松山城二十万石、内本領江州日野牧共賜又忠郷江戸屋鋪拜領之、

寛明日記

寛永四年二月十日、松平中務大輔忠知被召、故自上山參勤ス、被仰渡曰、忠郷無繼子、故會津六十餘万石被召上、忠知ニハ新規ニ伊豫國松山城并本領日野牧、江州也都合廿四万石被下也、但忠郷カ屋敷モ拜領ス。

轉封錄

寛永四年丁卯二月、松平中務大輔忠知自出羽上山城遷伊豫松山城、益十六万石爲二十万石。

藩翰譜

蒲生侍從兼中務大輔藤原忠知は秀行朝臣の二男寛永三年四位の侍從になされ、此とし出羽國上山の城を給ひぬ、いかほさにて、さたかならず明る四年の春兄忠郷朝臣よをはやうし給ひし後、同じき二月十日伊豫國松山の城に累代相傳の所なればとて近江國日野の地をへて下し給ふ、あはせて二、十四萬石

幸修錄

寛永四年丁卯正月蒲生下野守忠郷卒、無嗣封除、高松夫人大歸。

第三節 忠知京邸移徙の吉日と將軍家謝

禮の吉日を本光國師に問ふ

忠知は上山城より上り三月初京都に着せしが、五日岡野市左衛門をして南禪寺の本光國師に就き元忠郷の京都移徙に就き吉日を問はしめたり、六日國師は答ふるに十日十一日若くは十八日を以てせり。

八二三 本光國師日記

寛永四年三月五日、松平中務殿より使來、岡野市左衛門來、當地下野殿屋敷御拜領之移徙之吉日尋ニ來、則書付遣ス、案左ニ有之、但五日ハ他出故、翌六日之朝清兵へにもたせ岡野市左衛門へ遣す。

御移徙

吉日

三月十日 丑丁收張日

右大明日

同月十一日 寅開翼

右白孔日

同月十八日 酉取尾

右三寶吉日

以上

四月十二日忠知は更に松山拜領に付將軍家へ答禮に出つ可き吉日を問はしむ、國師答ふるに十四日、廿日、廿五日、廿七を以てす。

八二四 同上日記

卯月十二日松平中務殿より伊與國拜領之御禮兩上様申上吉尋ニ來、則書付遣ス、案文左ニアリ。

御禮御吉日

卯月十四日 庚取房

岡野市左衛門より清兵衛方迄狀來ル則直書ニ中務殿へ御狀被遣也

右大明日

以上

諸吉日

同十三日 卯月廿日 丙閉木辰閉虛

右吉慶日

第一編 蒲生氏

同月廿五日 酉定 火

右三國相應日

同月廿七日 亥取 木

右大明日

以上

此の京都邸は何町なりしや詳ならざれども、數年を経て寛永十年六月蒲生家京邸の事につき忠知の臣大塚夫左衛門が奉行所への書出しに「先年御上洛の御時は松平中務の共は醍醐に罷在候」とあり、是の將軍父子の上洛は寛永三年なり今日吉日を卜して京邸に入らんとするは其翌年なれば同じく醍醐なるが如し、同十年京邸につき町奉行へ差出せし覺書には蒲生氏在來の京邸は柳馬場二條上ル四町目東側なるを記して奉行の決裁を請ひたるものあり。

八二五 朝日野村總物師安井彦三郎氏文書

覺

一先年御上洛之御時者松平中務の共ハ醍醐に罷有申候

一伊與國松山ハ古御取被成加藤左馬助殿ハ(王生)ミふと申所ニ御座候、則是左馬助殿御

屋敷ニ御座候を唯今者本田甲斐守殿へ御屋敷ニ罷成御座候事。

一中務太輔家屋敷ハ古より柳馬場二條より上ル四町目ニ東かはニ御座候、今迄之もの共ハ近所町屋古も罷有由先年之通ニ被仰付可被下哉、則町も書付進上仕候、醍醐と此町々ふんと被仰付可被下候。

西六月廿八日

松平中務太輔内

大塚夫左衛門

進上

御奉行様

第四節 忠知の松山入城

忠知は二ヶ月京都に滞留し祖先及父兄の菩提を吊ひ五月元宗家の諸臣を率ゐて松山城に入れり、稲田數馬助、蒲生源左衛門、同弟源兵衛、外池信濃守、本山河内守、同弟清兵衛、梅原彌左衛門、關十兵衛、北川土佐守、蒲生主計助、福西吉左衛門、志賀與三右衛門以下從ふ、仕置奉行は福西吉左衛門宗長、家中與頭は蒲生源左門郷喜、關十兵衛一利、稲田志摩守貞清數馬の息等なり、但し翌年忠知江戸に登りし時郷喜一利宗長扈從せしにより、松

山の仕置奉行は岡左衛門佐、蒲生源兵衛、志賀與左衛門に任したり。

第五節 忠知蒲生藏人に領地を與ふ

松山入部の後、忠知は臣下諸士に領地を與へたり、然れ共その分限帳無ければ各士の知行、地高を知り難し、十月廿九日蒲生藏人に二ヶ村内にて三百十九石餘を與へし當時の史料は幸に現存す。

八二六 出雲國松江市蒲生鏗市氏文書

御知行所御物成目録

百九拾五石六斗四升六合

越知郡 朝倉中村内

百貳拾四石貳斗六升八合

伊與郡 太平之内

合三百拾九石九斗一升四合

寛永四年十月廿九日

福西吉左衛門 花押

蒲生藏人殿

第六節 忠知綿向神社を修造す

寛永四年父祖の故地なる緣由により日野四萬石を與へられし忠知は、同七年日野に來り地主神綿向神社の漸く荒廢せるを見て本社神殿以下小社及び神輿に至る迄悉く修造せり、安平光智、町田宗治、戸崎之理、修理奉行たり、八年春に及びて就り四月正遷宮を行ふ、棟札に大檀那松平中務大輔四位侍從藤原忠知とあり。神社志綿向 神社條參照

第七節 重臣の確執と幕府の判決

寛永七年秋蒲生源左衛門使者として上洛せし隙に乘じ、福西吉左衛門は關十兵衛、岡左衛門、佐志賀與三衛門等三人と謀り源左衛門非行ありと稱し、忠知に訴へしかば、源左衛門兄弟及福西吉左衛門三人を籠舎に入れ、關以下三人をも退役せしめ、狀を幕府に訴へたり、而して松山の仕置奉行は本山河内守滿田出雲守結解文右衛門町野民部亟に任じたり、寛永九年春幕府判廷に於て公判開廷あり、被告源左衛門は勝利にて原告吉左衛門は伊豆大島に流され、關十兵衛等三人も追放せられて一段落を告げ、蒲生忠右衛門は松山の重職に就けり。

第八節 鵜飼長頼忠知の爲に金を借る

寛永十年八月忠知の臣鶴飼壹岐守長頼は村田徳兵衛なる者より銀立廿六貫八百五十目を大判金にて借用せり、此年六月京邸の所在確定したれば邸宅新築の費途に用ひしものなるべし、同年十二月を以て返濟期と定めしは秋納年貢米を以て返辨の時期を定めたるが如し、左記の借用證中に大判壹枚に付て四百四十七匁五分の銀立を記するは金銀價位を知り、又利子を銀拾貫目に一ヶ月百二十目とあり一割二歩の高率なるを知る。

八二七 朝日野村鑄物師安井彦三郎氏文書

借用被申候銀子之事

合貳拾六貫八百五拾目者

但大判にて請取
壹枚ニ付而四百
四拾七匁五分宛

右銀子者松平中務太輔借用被申所實正也、爲其袖判被仕候、左様ニ候へ者利足之儀者銀拾貫目ニ付壹ヶ月ニ銀子百貳拾目宛之利足を相添元利共ニ來ル極月中ニ返辨可被仕候、爲後日狀如件。

寛永拾四年八月十八日

村田徳兵衛殿へ

鶴飼壹岐守

第九節 忠知男を擧げ鶴松と名つく

忠知は某年一男を擧げ名を鶴松と命じたり、臣蒲生藏人は三種壹荷の祝儀を贈りて之を祝す、仕置奉行鶴飼長頼忠知に代りて之を謝す、忠知に男兒ありし事從來傳へざれども左の史料之を證明す、但し此兒早く死亡せしならん。

八二八 出雲國松江市蒲生鏗市氏文書

就鶴松様御誕生爲御祝儀中書様、三種一荷被成御進上候、致披露候處、別而被成御満足候、可被成御書候へ共、拙者に相心得可申入旨御意にて候、尙期後音之時候、恐々謹言。

十月三日

鶴飼壹岐守

長 頼 花押

蒲生藏人様

人々御中

第十節 忠知の薨去と蒲生家の斷絶

中務大輔忠知は寛永十一年病床に就き八月十八日薨去す年三十歳なり、興聖院華岳宗榮居士と諡す、江戸品川邊の某寺に葬るとあれば江戸邸にて薨せしものならん、室は内藤左馬助政長の女なり、忠知の薨後一女を擧ぐ幕府特に其女を以て後嗣とすべきを命じたるに十三年八月九日其女負傷して死す、是に於て家絶ゆ室内藤氏は生家に還り江戸百姓町に在り元祿十三年六月二十六日卒す年八十五正壽院と諡す、藤原秀郷以來連綿たりし蒲生氏も忠知嗣無きを以て重代の名家も終に斷絶の已むなきに至れり、蓋し徳川幕府の初期の制度其家實子なければ斷絶せしむるによれり、氏郷の驍勇は當世に轟き秀吉其功勞を追慕して奥羽百萬餘石の大封を幼少なる秀行に相續せしめ家康の女を配して家勢を全からしめんとせり、秀吉の薨後家康天下の權を掌握し秀行は其女婿として特殊の待遇を受くる便ありしに享年僅かに三十にして逝き、忠郷忠知共に家光將軍の從弟として又特殊の庇護を受くべきに共に早世せしを以て家勢振はず、加ふるに秀行の時より重臣間黨を樹て、權を争ふこと再三に及び、去年勝訴せし者今年又退けられ、一旦浪々の身となりし者も更に召還され、て勢望を回復する等一轉一起恰も不倒翁に類したり、是の臣下黨争の止まざるは代々幼君を奉するに起因せずんばあらず、今蒲生家の末路を大觀して切に此感の深き

を覺ふ、秀行忠郷が若し天壽を知命以上に保ちしならんには徳川家の縁族として家運を展開し盛なる勢望を維持し、奸臣樹黨の弊も絶て無かりしならん、家運世を経るに從ひ漸衰し累代の臣下も之を扶持するを得ず、爲に東西の勢家に支離分散して主従共に逆境に沈淪して名門終に滅亡せり。

第十一節 蒲生家の斷絶と舊臣の離散

忠知薨して蒲生氏絶へ舊臣主を失ふて牢人となれり、之を會津百萬石時代に比すれば人數四分一にも足らざるべきも然も廿四万石の封土を有せし一城主なれば猶臣下の數僅少に非ず、これ等多くの舊臣は幕命によりて他城主に轉仕するものあり、或は縁故を求めて自から仕を爲すあり、或は祖先の舊里を尋めて本郡に歸農する者あり、昨の親友互に雲天百里を隔て、所々に離散す、出雲松江の松平直政に仕へし者五家あり子孫今三家を存す、本編所々に引用せし史料を傳ふる蒲生鏗市氏は古への支流儀俄家の正統にして氏郷の時忠兵衛と稱せし孫裔なり、外に岡越後守梅原彌左衛門の子孫あれども史料を存せず、大正六年九月蒲生鏗市氏訪問取又忠知の室の生家日向延岡の内藤氏に仕へし堀曉太郎氏は蒲生源左衛門郷成の史料を傳ふ、又佐々木氏の舊臣にして

氏郷の時より其臣となりし葛巻隼人等は加賀の前田家に仕へて子孫現存し、大塚村朝日野より出でし大塚新兵衛は寛永十二年五月松平出雲守曾根源左衛門よりの傳命により、若狭の小濱候に仕へ赴任に際し一行中の女九人に對する通行手形を請求せしは柳瀬番所の通行に要せしものならん。

八二九 朝日野村鑄物師安井彦三郎氏文書

松平中務譜代之者之内、今度松平出雲守様、曾根源左衛門様より若狭園に妻子を召連罷越様にと被仰下ニ付て罷越候、女合九人之御手判被下候ハ、可忝候若右之女共ニ付て出入之儀御座候者、私罷出可申明候、仍爲後日如件。

寛永拾貳年五月十二日

松平中務大輔隼人

大塚新兵衛

此他有名なる岡左内は上杉氏に仕へ、花木氏は井伊氏に仕へし等今之を詳記し難きも蒲生武士の血液は諸國に飛散して一榮一枯子孫連綿たるもの少からず。

第十八章 蒲生氏の過去帳

第一節 信樂院過去帳

日野町に在る信樂院は蒲生氏中興の主貞秀入道智閑の菩提寺なり、同寺に古過去帳あり所々飲けて一日以前及び十四日の幾部と十五六兩日并に廿四日以後を知るべからざるも蒲生氏一族の好史料とす。

八三〇 日野町信樂院過去帳

(古) 過去帳

二日

一 江雲寺殿前四品霜臺光室承龜大居士神儀

一 義江 東、今ハ蒲生和田。威鳳父。 威鳳 東今ハ蒲生和田。 和田政秀

蒲生和田。宗三父。

文明十七年九月十三日隆涼軒ノ齊ニ遇フ

三日

一文見阿 蒲生横山入道。

四日

一 攝取創真清大徳 享祿三庚寅六月四日戌刻生年。四十九歳知閑。二男宗智父。

第一編 蒲生氏

第一編 蒲生氏

四日

一見樹院殿前相公得譽玄光信士 寛永四乙卯正月 松平下野守 蒲生流

五日

一信樂創建智閑大德 永正十一甲巳刻春秋七十一歳蒲生 三月五日

七日

昌林院殿前三義高岩忠公大禪定門 文祿四乙未年二月七日 蒲生忠三郎殿

八日

寶松 蒲生 繼宗父 (左衛門尉秀兼)

八日

月般 三井 信樂前住

道金門

九日

雲光寺殿前江州太守宗佐大禪定門 佐々木光祿 嫡男

十一日

義山宗瑞 蒲生勝右兵衛尉堅秀同 子天正十八庚寅十二月 於奥州討死

十四日

大包 蒲生 知閑父

玉巖 永正十癸八月 蒲生知閑嫡子

天垂紹球大德

宗閑

丙

(燒失)

十七日

定秀創建心傳宗智大德 天正七巳卯年三月十七日 丑越春秋七十二歳 蒲生眞清四男

不生全公 蒲生正 壽嶽父

十七日

正倫大德 天正十二甲申卯月十七日 定秀一男 ヒヤウエノ太夫下ノ

十八日

堯清大德 定秀ノ弟 眞清五男

十九日

淨心 蒲生 大林寺本願

續宗正公 蒲生正 大包父 (下野守秀貞)

第一編 蒲生氏

光源院殿贈一品左相府融正大居士水鏡八五
御年廿九

廿日

前駿河守賢譽大禪定門元龜元庚午九月於坂本一
爲三信長御味方討死生年
四十一歲宗智二男

廿一日

龍光院殿前光綠太夫宗椿大禪定門已卯八
佐々木江州父

慈光院殿佐々木八
前江州母儀

廿二日

源阿蒲生

廿三日

悅傳愛公大包綠友五
智閑母

廿四日

照室玉公正大包母
權宗綠友

第二節 攝取院過去帳

攝取院は北比都佐村内池に在り、蒲生高郷の菩提寺なり、同寺古過去帳は信樂院過去

帳の後を補ひ蒲生氏及び其舊臣諸家の史料として貴重なるものなり。

八三一 北比都佐村内池攝取院過去帳

朔日 賢永正覺院 觀阿十一月 宗觀四月
三留豊前 慶春正月
口秀 妙善尼慶長十九年
正月 妙壽童長

女二月

二日 威鳳十二月
智閑父 妙壽九月
馬渡 殊等天文十六年
二月 稱譽淨專天正十三
西五月 信譽住誓天正十八年
七月 妙祐池内
二月

三日 洋仙伊豆殿 道正字阿父
三月 妙觀元和十六
小口源左衛門息女 妙清永福寺母
十一月 妙隆町野
九月 道西子三月
助太夫

四日 妙光和田
六月 寶月妙讚元和六、五
龍正慶内 妙清永福寺母
十一月 妙隆町野
九月 道西子三月
助太夫

五日 宗純十二月
和田大炊助 宗光大川原殿
十二月 慶月慈玖天正元西九月
勝永半兵衛 慶順文祿四壬未
九月

六日 淨祐十一月
北川佐土守 祐芳八月
岡屋 宗圓慶長四年
〇月 山本岩崎 賴秀五月
西明寺 慶音元和六申八月
長濱衆

七日 道珍十一月
三十坪助次郎 寶玉道珍天正十七巳丑四月
勝本佐渡 月晴妙隆天正六七
青木三河殿女中 宗榮信樂院
壬申

八日 大藏寺殿一色相州
五月 三友院殿細川常恒
辛卯六月 雲香道讚寛永九年正月
大平長左衛門 宗榮信樂院
壬申

九日 雲光寺殿成寅
七月 昌祐六月
岩室 月窓妙蓮元和二、十
大平宗喜内 正源四月
宗眞上人父 宗樹大德

元和三、正月 大平ソウキ

十日 文譽眞智大德天正元年
九月 文吸正玄壬寅九月
會津ニテ岡田半之丞

- 十一日 賢洪 金光院 天正五丁丑八月 道阿 上村小四郎 眞光 外池伊賀 總州心光 天正二甲戌二月 美濃
- 十二日 道一 忍譽上人父 正春 慶長十六、五月 野部殿 春陽永順 壬辰正月 成願寺
- 十三日 妙殊 八月 玉カキ 祐仙 〇九郎衆 (一人か二人か) 淨慶 永祿八 杉谷權之丞 宗春 三月 彦九郎 宗清 永祿八 野口彌七郎
- 十四日 淨眞禪定門 十一月 南殿又千代殿 玉清真良 天正十二甲申十一月 外池周防殿 道心 正月 上野田源助 淨西 六郎
- 十五日 唯稱院殿 日野左府 月窓安周 元和七、十二月 甲賀其太郎 鳳室宗嚴 天正廿壬辰 七月 道西 内池
- 十六日 宗樹大德 元和三、正月九日 大平ソキ 先有 妙泉 天正十二、七月 中將殿 澄月妙忍 天正十二申五月 森備中女中 宗因 寛永二、九月 大平長左衛門父 天英惠倫大德 天正十二甲申四月 兵衛太夫殿 縁心
- 十七日 宗因 大平伊豆 寛永二、乙巳八月 宗光 庚寅九月 日野森 淨意 慶長十三 吉村平右衛門 戊申七月 道心 上野田彦三郎 淨珍 天正十、三月 勝本文助 覺祐 慶長三、戊九月 又右衛門 香清 慶安二 文字不明 道西 二月 馬渡
- 十八日 淨祐 辛卯五月 ナカソカサ 幻夢 大平孫四郎子 正月 龍光院殿 八月 前大膳輔大殿 祐廣 天正九六月 岡島ノ子 慈光院殿 八月 近三寺殿母儀 宗善 十月 アキヤス 金
- 廿一日 蓮永寶 森備中殿 天正九、戊正月

- 廿二日 贅琳大姉 十一月 和田 妣室妙周 天正十四、羽田殿 戊七月
- 廿三日 法雲 元和四十一月 彌次左衛門 正眞 二月 サイハカ 通峯宗融 天正九、辛巳十月 山城殿
- 廿四日 宗悟大德 音羽殿 祐春 天正四丙子十月 東善寺
- 廿五日 妙慶 天正八年 即心
- 廿六日 妙慶 天正八年 即心
- 廿七日 妙林 勢州 仙譽 十月 勢州万軒
- 廿八日 慈泉祐觀 八月 勝長 玉溪宗閏大姉 永祿元丙寅八月 馬瀨内室 汲養宗泉 天正十八寅八月 乙羽左馬丞殿
- 三十日

第二十章 蒲生一族と僧尼

蒲生氏嫡支一族中僧尼となりしもの少からず、始めより僧となりし人又家を譲りて入道僧となりし別あれども、之を蒲生系圖中に求むるに鎌倉時代より信長の安土城時代に亘り一族中僧尼たる者五十人に達す、鎌倉時代より日野附近並に甲賀郡に勢力を扶植せる名族たる丈に、多くは日野附近の大寺たる中山の金剛定寺、綿向山の西

明寺、石塔の石塔寺等に入寺せり、又延暦寺の山僧となる者も少からず、又山伏となり、紀州那智に行き、或は観音の靈場たりし彦根寺の住僧となりしものあり、勢多の雲住寺は蒲生氏の菩提寺たるに因み、代々の住僧其一族より出でし者多し、女子が比丘尼となりて永福寺に入りしあり、安土城下に淨嚴院の移されし後、定秀の弟堯清は同寺に入りて門侶となれる等、天台眞言淨土等宗派も一樣ならざりき、一族嫡支より出でし僧名左の如し。

蒲生嫡家

- 一 永俊 帥房金剛寺 蒲生氏二世後綱ノ孫
- 一定信 石塔寺空房 二世後綱ノ孫
- 一 猷尊 山僧藏人 定猷ノ嫡子
- 一 俊秀 尾張房 實俊ノ四男
- 一 房俊 山僧侍從房 左衛門尉俊綱ノ二男
- 一 比丘尼 秀胤ノ長女
- 一 盛秀 勢多雲住寺住 秀胤ノ三男
- 一 賢永 中正覺院 秀貞ノ四男

同

- 一 淨祐 大進阿闍梨 金剛定寺住 二世後綱ノ孫能俊ノ子
- 一定猷 大和阿闍梨 俊綱ノ孫信俊三男
- 一 信性 式部房 實俊ノ長子
- 一 宣俊 式部阿闍梨 信性ノ弟兼俊ノ曾孫
- 一 堯清 淨門坊門弟 定秀ノ弟
- 一 賢洪 中山金光院 定秀ノ弟
- 一 賢俊 中山金光院 後住正覺院 秀貞ノ三男
- 一 比丘尼 永福寺住時衆 秀綱ノ三女

蒲生支流和田氏

- 一 良俊 丹波房 和田俊景ノ曾孫
- 一 源俊 伊勢房 良智ノ嫡子
- 一定尊 甲斐房 源俊ノ嫡子
- 一 淨源 筑前房金剛寺住 源智ノ嫡子
- 一 俊快 刑部房金剛寺 俊茂ノ二男
- 一 義海 大夫西明寺 刑部左衛門俊綱ノ嫡子
- 一定海 大貳房金剛寺 秀村ノ四男
- 一 秀尊 辨房 日野彌二郎秀賢ノ二男
- 一本榮 成憲弟 輝僧

蒲生支流狛月氏

- 一家賢 兵部阿闍梨西明寺住 俊忠ノ三男

蒲生支流儀俄氏

- 一 源秀 大夫律師山僧 盛俊ノ三男
- 一朝憲 山僧少納言 源秀ノ嫡子

同

- 一 良智 行願房 俊景ノ曾孫
- 一 源智 大和房 良智ノ二男
- 一 源口 因幡房 源俊ノ二男
- 一 源秀 但馬房 源智ノ二男
- 一 尊俊 信濃房 俊澄ノ二男
- 一定秀 大夫房西明寺住 秀村ノ三男
- 一 慶秀 式部房大谷住 次郎兵衛秀行ノ三男
- 一成憲 石塔寺住 貞秀智閑ノ弟

- 一定俊 少輔房西明寺住 俊廣ノ二男

- 一 晴秀 出雲阿闍梨西明寺 盛俊ノ四男
- 一 秀承 山僧帥房 源秀ノ二男

一 猷圓 上野房 佐治俊清ノ二男

蒲生支流岩室氏

一 瀧秀 山伏石塔寺禪性 俊秀ノ三男

一 淨秀 忍性僧部山伏那智禪 俊秀ノ弟

一 榮賢 民部房四明寺住 淨秀ノ弟成俊ノ二男

蒲生支流猪野氏

一 定信 遠州阿闍梨彦根寺住 三郎爲俊ノ男

一 小河尼 左衛門尉俊繼ノ二女

一 實尊 備前房(三河房)大谷住 眞俊ノ二男

蒲生支流室木氏

一 永仁 三河房 泰家ノ二男

一 禪憲 山僧大律師 泰宗ノ嫡子

一 泰禪 山僧伯耆 泰藤ノ三男

一 隆秀 民部阿闍梨 野矢八郎俊綱ノ弟

第二十一章 氏郷の銅像と除幕式

大正六年日野町教育會の事業として氏郷の銅像を鑄造し、一は日野が往昔被りし蒲生氏の恩顧を記念し、一は子弟に向上發展の師範たらしめんとす。町民一致其舉を賛し大正八年二月十七日幼稚園邸内の鑄造場に於て鑄像就り四月廿日雲雀野に据付

同月二十六日除幕式を舉行せり、此日氏郷息女の縁家たるを以て前田侯爵代理男爵前田直行氏東京より來りて幕を除す、天氣快晴綿向山は青雲に聳へ雲雀野の老松綠愈新なるを覺ふ、數十の甲冑行列は馬見岡綿向神社より隊伍を整へて往復し宛然蒲生氏の往時を追懷せしめたり、市橋ためなる八十五歳の老婆あり松尾町守村利右衛門の外祖母、舊水口藩士市橋長善の妻なり銅像の就るを喜び馬に騎し長刀を携へ行列の殿を爲す、姿勢堂々男子をして慙色あらしめたり。

附記像型は京都石本曉海作り、鑄像は能登川の波多野龜文堂擔任し、樂山の木石は京都小川白揚設計し、臺駝師川並忠吉之を掌れり、總費金額一萬一千餘圓を要したりといふ、日野町民が蒲生氏を追慕する至情見るべし

中篇 蒲生氏支流志

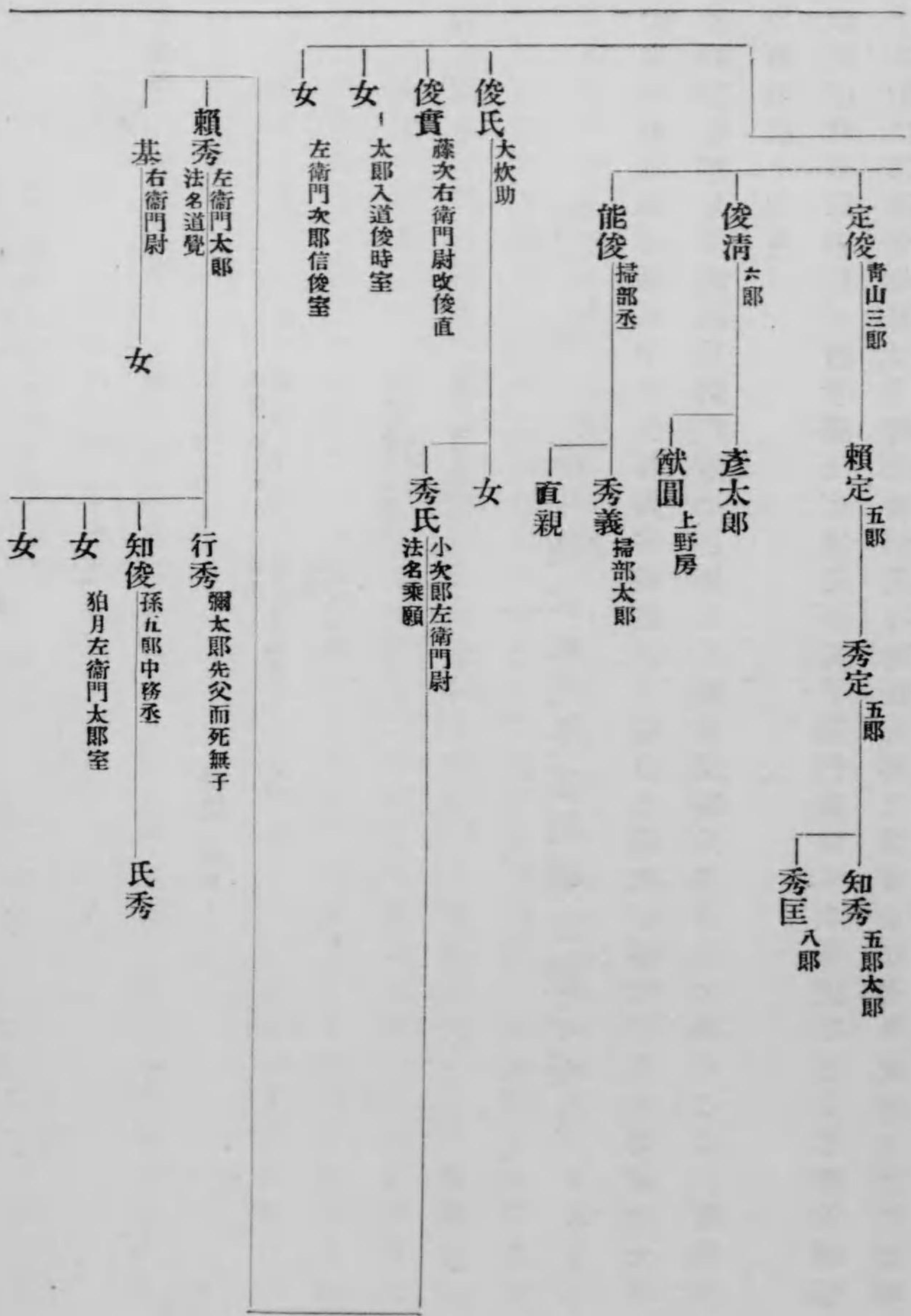
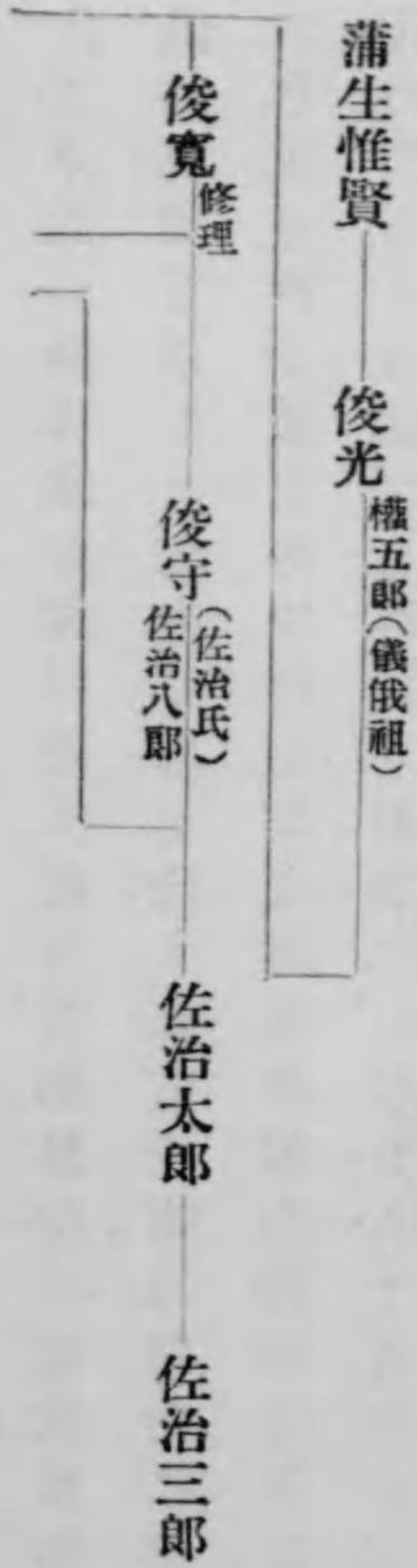
蒲生氏の支流は初代權七惟賢に六男在りし時直に六家に分立したり、爾後年代を経るに隨ひ枝更に枝を生じ他行松の如く一幹數十枝を分つに至れり、然れども梢頭の細枝に至る迄列記するは正確の史料を得難く又繁に堪へざれば本編は幹より分れし大枝のみを記することとせり。

特に儀俄氏は子孫今に連綿として存し初代俊光以來の史料八十餘通を傳來すれば

蒲生本分家中最も各時代に通じて明に記するを得たり、其他の支家は殆ど史料なく系圖と斷片的の史料とによりて概要を記すに止む。
 小倉氏は元來源氏にして異姓なれども古くより蒲生氏と婚戚を重ね殆ど支流の疎なるよりも濃厚なる關係を有せしと、三河守實澄以後の史料存するもの少からざれば支流に準じて併記することとせり。

第一章 儀俄氏世代志

儀俄氏は蒲生氏の祖權七惟賢の五男權五郎俊光を祖とす、俊光一に俊滿と書す宗家と同じく蒲生氏を稱せしが勸學院領甲賀郡儀俄庄の下司職となり依て儀俄を氏とす、蒲生氏なれば時に蒲生氏を稱し蒲生儀俄氏たること猶佐々木山内氏佐々木大原氏の如し、世系左の如し。





第一節 蒲生俊光儀俄庄下司職の譲を受く

儀俄庄は甲賀郡に属す今佐山村大字儀峨あり、儀俄は儀峨の轉字ならん、同村に大字小佐治、岩室等あり前記系圖に示せし如く一族中佐治氏岩室氏と稱するは一庄内支族分領の状を知る。

儀峨庄は勸學院領なり勸學院は藤原氏が其子弟を教育する學校にして藤原冬嗣弘仁十二年に創設せし處なり、爾來藤原氏の隆盛と共に熾なる私立學校たり、元久元年

蒲生權五郎俊光は藤原重經の譲りを受け儀峨庄の下司職となれり、重經は曾て左馬允たりしが後ち同庄の下司職となりし人なり、藤原兼實の日記玉葉建久二年六月七日の條に。

「儀俄庄下司下文遺法印許了、依彼人被示所補也、氏院領也、」

とあるは勸學院領儀俄庄の下司職補任の記事にして文中に彼人とあるは重經なるべし、重經が俊光へ讓職の時承安以後建仁二年迄三十年間に氏長者よりの下文十二通を添付したり、重經と俊光との關係は詳ならざれども譲り状には事縁あるにより此職を讓ると記せり、蒲生氏は元來藤原氏を稱す然れども秀郷の裔にして東國より來りて近江に移るといへば自から在都の藤原氏と別なり、當時京都に於ける藤原氏の勢望は猶熾なり俊光蒲生氏より出て、勸學院領の下司職となる敏捷の材たる知るべし、爾後蒲生氏一族が蒲生甲賀兩郡内に勢力を附殖して隆盛を來す淵源實にこゝにありたるならん。

藤原重經が蒲生俊光への下司職讓與は氏長者も早く同意せし所にして同年三月下文を庄官等に下して俊光の下司就職を承知すべきを諭せり。

八三二 侯爵前田利爲氏文書

第一編 蒲生氏

下 儀俄庄官等

可早以藤原俊滿爲下司職事。

右件職任前馬允重經之讓以彼俊滿可爲下司職之狀所仰如件。
庄官等宜承知勿違失以下

元久元年三月日

右衛門少尉中原(花押)

八三三 出雲國松江市蒲生經市氏文書

讓與

勸學院領近江國儀俄御庄下司職事。

副讓 證文等

承安御下文二枚、安元御下文四枚、

治承御下文一枚、養和御下文二枚、

建久八年御下文二枚、同九年御下文一枚、

正治二年御下文一枚、建仁二年御下文一枚、

右件下司者重經相傳之職也其上聊經公用畢代々長者宣等明白也今副渡是也子

細見子狀而今依有事緣相副件證文等讓與藤原俊滿畢更不可有他妨之狀如件。

建仁三年四月日

前左馬允藤原(花押)

建仁四年二月二十日改元元久元年にして下文は京都より發せしにより元久元年三月と記し讓狀は地方なるにより猶舊年號を用ゐたり。

第二節 源實朝俊光の知行地兼次名成安名を

安堵せしむ

蒲生俊光は儀俄庄下司職となりし以前既に本郡内兼次名并に成安名等の地を知行せり兼次名は其始め兼次なる者の開墾又は所有せし紀念地成安名は成安なる者の紀念名田なり兼次名の所在は推考すべき史料なし成安名は日野牧上保とあれば現在の日野町附近若くは鎌掛村方面なるべし此兩地は京都祇園社感神院の所領なれば俊光其名主職を知行せしに元久元年四月良範なる者妨害す俊光即ち之を鎌倉幕府に訴へたり二年五月二十三日北條遠江守時政は源實朝の命を傳へて俊光の訴意を是認し知行地を安堵せしめ若被告良範不承諾ならんには問注狀を具申して訴訟

すべきを下知したり、五郎俊光が蒲生甲賀兩郡に羽翼を張るの早きを知る可し。

八三四 出雲國松江市蒲生鏗市氏文書

近江國住人俊光申。

蒲生郡散在田島兼次名並成安名事。

右名等得讓令知行之處、去年四月爲良範被衍妨云々、者任讓狀可令俊光知之、但又良範有訴訟者可令徵問注之狀、依鎌倉殿仰下知如件。

元久二年五月廿三日

遠江守平花押(北條時政)

被告良範は更に訴狀を具申して俊光と争ひたりしが如し史料斷片にして秩序明ならざれども左記二月廿日大江廣元が蒲生五郎俊光の訴につきて勝利の旨を飛脚の便に通じ更に阿闍梨長慶に托して委細を告げしめしは訴訟の繼續せしを證するものにして俊光が京都に向ふては藤原氏に接近し鎌倉に對しては時政廣元等の權臣に親みたる手腕を見るべし

八三五 出雲國松江市蒲生鏗市文書

近江國住人蒲生五郎俊光訴事。

早可令安堵之由、御成敗候き彼御返事先日、以飛脚之便令進候了、委細事等、阿闍梨長慶可令申候、兼又重解狀證文等、返獻候謹言。

大江廣元下知狀



出雲國蒲生鏗市氏所藏

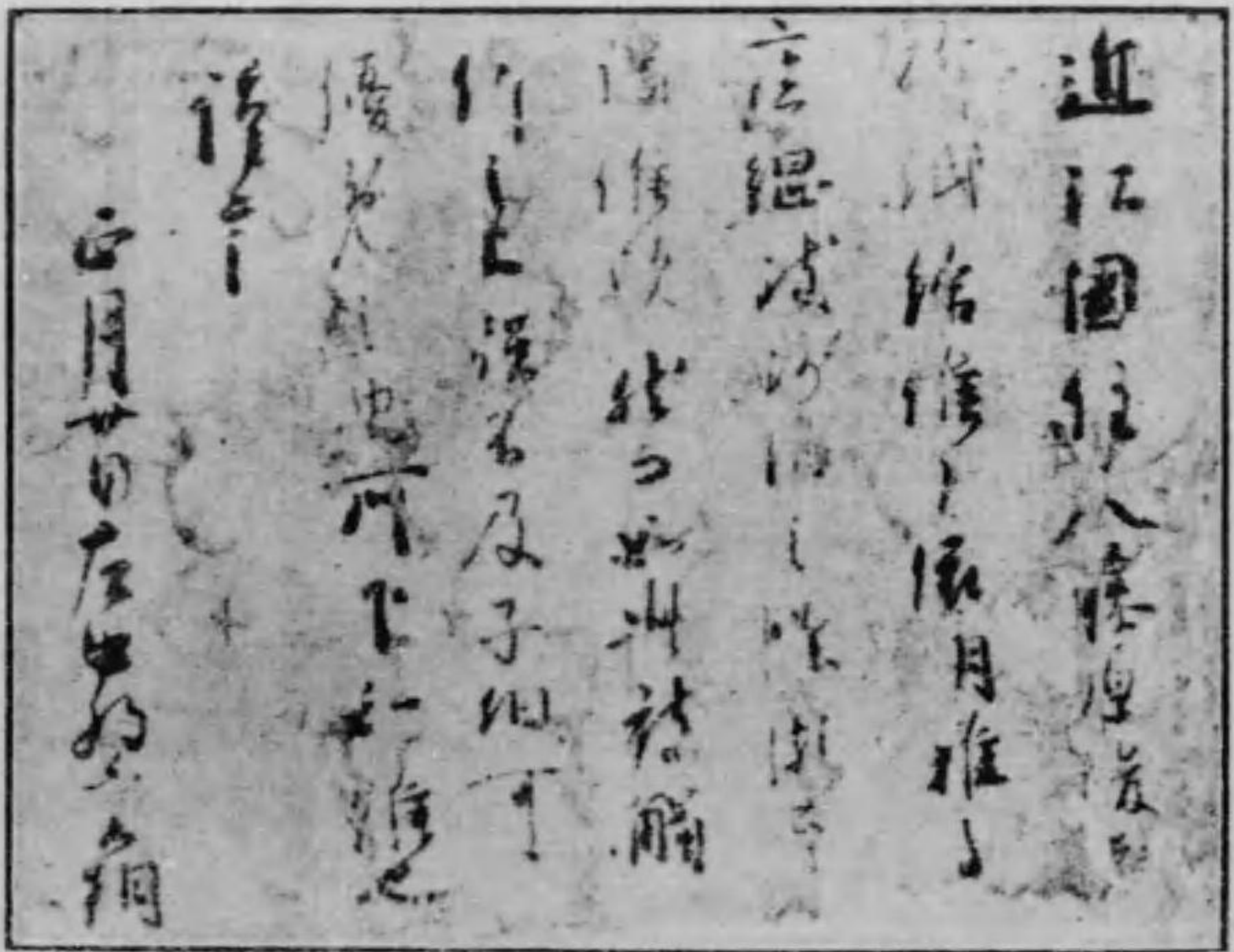
二月廿日

廣元

第三節 平賀朝雅の討伐と俊光

元久二年閏七月幕府の執權北條義時は京都守護平賀朝雅討伐の令を在京武士に傳

源實朝下知狀



出雲國蒲生縣市氏所藏

へ近畿の御家人を徴さしむ、二十六日佐々木廣綱は一族高重及び盛綱と共に討伐に

從へり佐々木氏編廣綱條參照蒲生俊光はその何れにか關せしにて翌年正月二十日源實朝は左の下知を出したり。

八三六 出雲國松江市蒲生縣市氏文書

近江國住人藤原俊光折紙給候了、依朝雅事廣綱致沙汰之條、頗其謂候歟、然而如此被觸口上強不及子細可優免之由、所下知候也、謹言。

正月廿日
(元久三年)

左中將 實朝

第四節 蒲生泰俊相傳の所職名田を 賴秀に譲る

俊光の子俊寛、孫俊氏二代間の史料なく俊光の曾孫の代に當り泰俊と其嫡男龜若と父子間の譲り狀を存す、泰俊の名は儀俄系圖に見へざれども弘安六年二月先祖相傳の儀俄庄下司職、其他田畠屋敷山野等の讓狀に泰俊嫡男龜若とあり龜若は左衛門太郎賴秀の幼名なれば泰俊は系圖に見ゆる小次郎左衛門尉秀氏に相當す、されば泰俊後ちに秀氏と改名せしものならんか、今泰俊の名を一族の系圖と其年代に求むれば猪野家一に猪野家の四代に七郎左衛門尉泰俊あり、其妹は儀俄秀氏の室となれり、猪野泰俊

と儀俄秀氏と同時代なれば讓狀の泰俊を猪野に宛つれば嫡子龜若は其子俊光に相當すれども龜若丸が秀氏の子頼秀なるは次章列記の史料之を證明す、況や儀俄家に秀氏あるに先祖相傳の所職名田等を猪野家に讓る事なかるべし、又後章に記する正安元年七月氏長者の下文に、秀氏之子息龜若丸如元可知行云々とあり、是に於て今は秀氏泰俊の同人略名を推斷して後賢の是正を俟、こと、せり。

扱て泰俊が嫡男に讓る所の目錄は則ち當時蒲生儀俄家の財産目錄にして同家の勢力範圍と經濟上の概要を知るべき史料とす、讓狀左の如し。

八三七 出雲國松江市蒲生經市氏文書

讓渡 先祖相傳、所帶名田等事。

合

在近江國蒲生上郡迫、名田參町壹段、證金剛院領云々
 並必、佐郷内散在坪々管迫一切七段半
 同坪貳段、日吉領 七條二里一坪八段大 大神宮領 同十四坪
 壹町、證金剛院 記比生尻八段、日吉京摩 五段
 屋敷貳段半、十坪二四段、安吉保 並甲賀上郡儀俄御庄下司職、同名田、名島屋敷、山野所

從等事。

右件所職名田等、藤原泰俊之先祖相傳所職名田島也、然間嫡男字龜若仁相副調度證文等、限永代所讓渡、實正明白也、仍雖經末代、更以不可有他妨、又所從等者、任證文無違亂、可令進退者也、仍爲後日沙汰所讓渡之狀如件。

弘安六年二月十三日

藤原泰俊 (花押)

弘安六年二月十三日

藤原泰俊

儀俄泰恭華押

所謂所職名田の分布を見るに先づ現存の南比郡佐村大字迫に於て名田三町壹段并に必佐郷内所々に散在の田地と菅迫に七段半は京都證金剛院領同坪にて二段と日吉神領八段大は七條二里一坪とあれば北比郡佐村の猫田十禪師の所在なり同じく七條二里の十四の坪壹町は神宮領にして記比生尻八段は證金剛院領なり又京摩にて五段は日吉神領なり菅迫の證金剛院領以下の社寺領は儀俄家が下司又は預所となりて社寺より幾分の所得を獲しものにて自家所有の田地には非ず屋敷二段半と安吉保(苗村馬淵村 鏡山村附近)にて四段は自有なるべし以上は本郡内に於ける儀俄氏の經濟勢力にして二段半の屋敷は迫村に今も儀俄屋敷の名を存する所ならん甲賀郡に於ける儀俄庄の下司職は同家第一の勢力にして又収入たり其他に名田名島屋敷山野家從等なりき支流儀俄氏にして兩郡に亘る勢力此の如し蒲生嫡家の勢力想像するに足るも史料の傳はらざるを如何せん。

第五節 蒲生頼秀儀俄庄の預所職に補せらる

永仁四年九月蒲生龜若丸頼秀は勸學院領儀俄庄の預所職を三箇年間を期し補せられ同時に定使職をも兼補せられたり是れ此頃庄民が狼籍を企てしを鎮定せし行賞

にして下司職以外の収入を獲たるものなり蓋し庄内の年貢以下課役等につき不法行爲あれば他人に改補する條件附にして其時權威を以て訴訟せざるを誓ひたり

八三八 出雲國松江市蒲生鑑市氏文書

袖判……前若狹守

近江國儀俄庄事被鎮地下之狼籍者於預所職者限三箇年可被管領候但至定使職者可爲領家御使又有限御年貢已下課役等任先例無懈怠可被其沙汰若不法事出來者可被改補于他人其時寄事於權威更不可被致訴訟之由御契狀所候也仍執達如件。

永仁四年九月十五日

左衛門尉親直奉

謹上 龜若殿

第六節 頼秀下司職の新給五町を與へらる

龜若丸頼秀は儀俄庄預所職に補せられ翌日更に下司職の新給として五町の田地を與へらる之れ懇懃の請文を出して職務に勉勵せし褒賞にして永代之を所領すべきを許されたり然るに當時其の五町の田地の所在を定め難きにより先づ十五町分

の納米五拾石を給し、便宜の時に於て田地を定むべきを契約せり、下文左の如し。

八三九 出雲國松江市蒲生經市氏文書

下 近江國儀俄庄

宛行 下司新給伍町事

藤原龜若丸

右件新給者進懇勸之請文、可抽奉公忠之由、依申請限永代所宛行龜若丸也、但當時無定下地之上者、奏浮免可引募拾伍町分米伍拾石也、但便宜闕所出來者、則可引募下地、且不違犯請文之旨者、限未來際子孫相傳敢不可有窄籠之狀、如件。

永仁四年九月十六日

前若狹守平朝臣 (花押)

第七節 下司職頼秀に人夫傳馬を許さる

下司職儀俄頼秀は藤原氏の長者に非常なる信任を得、新給地五町を與へられし同日、更に儀俄庄内より必用の人夫を召仕ふこと併に交通に傳馬を使用するを許されたり、傳馬は官吏の乗用に供する爲に備へたる馬なり、庄園の下司職にしてかゝる殊遇

を受くるは藤原氏の權威と信任の厚きに因らすんばあらず。

八四〇 出雲國松江市蒲生經市氏文書

袖判 前若狹守

儀俄庄人夫傳馬之間事、早任先例可令召仕様之由、可申付候也、恐々謹言。

永仁四年九月十六日

左衛門尉時直奉

儀俄庄下司殿

第八節 頼秀麻生庄の公文職となる

麻生庄は朝日野村岡本、上下麻生、田井、大森の地なり、此地内に藤原氏の庄園あり、龜若丸頼秀はその公文職となれり、頼秀が公文職に補せられし時の史料は傳はらざるも、其家に保安三年以後同職の讓狀五通を傳ふるは頼秀若くは其先代に於て其職を領せし左券なり、頼秀の時此庄に公文職たりしは永仁正安の頃なり、此頃同じ藤原氏の庄園たる綺田庄市子庄に葛卷宮河等の一團と殿原井泉の爭論ありし時、同領家たる縁により麻生庄の公文職たる龜若丸頼秀にも庄内の名主百姓等を合力せしむるを通知せしものあり、以て蒲生儀俄家が同庄に公文たるを明にせり、其史料は莊園志花

山院家の條に引用すればこゝには省く。

第九節 下司職の爭論

龜若丸賴秀が下司職の新給を受け其他預所職に補せられ人夫傳馬使用の殊遇を受けし永仁四年より二年を経て儀俄庄に亂妨を企て下司職を妨害するもの生じたり、信濃前司源仲信及び源賴泰是なり、其源因詳ならずと雖も爭論の裏面は經濟問題ならん、院家たる氏長者は正安元年七月下文を以て龜若丸に元の如く下司職を任補し之を庄官等に知らしめれり。

八四一 出雲國松江市蒲生經市氏文書

袖判

下勸學院領近江國儀俄庄

可早以藤原龜若丸如元爲下司職事。

右所職者、左衛門尉秀氏之重代相傳之所帶也、然者早、停止仲信賴泰等、亂妨且任舊領、且任建仁御下文之旨、秀氏之子息、龜若丸、如元可知行者、庄官等宜承知、不可違失、故下。
正安元年七月日

八四二 同上文書

袖判

儀俄庄下司職事、御下文被遣候也、院家御下文事、追可有申沙汰、且可令存知行之由、領家仰所候、仍執達如件。

七月八日
(正安元年)

儀俄庄下司龜若殿

前下野守 □ □

此下文によりて龜若丸賴秀の下司職は安堵せられしも爾後仲信賴泰等は猶爭論を繼續したり、仲信等以外に於ても蒲生氏の支流小谷氏と婚戚關係ある甲賀武士高山四郎も其後賴秀の下司に反抗して亂妨狼籍を企つ仲信と連絡せしや知る可からず、賴秀は關白家の下知を楯とし反抗者は幕府の御家人なるを以て之を幕府に訴ふる等事態は常に紛糾せり、正安以後二十五年を経て元享四年八月賴秀は儀俄庄内の一部の土地を兵衛太夫定俊なる者に譲り和談を成したり、されは葛藤は多年に亘りて治まらざりしものならん。

八四三 出雲國松江市蒲生經市氏文書

讓與 近江國甲賀郡内儀俄庄、下司職、並

第一編 蒲生氏支流志

二二一

屋敷名田島事

右所職名田島者、自頼秀之先祖爲開發之地、當知行無相違者也、爰爲惡黨高山四郎等

元亨三年八月一日

儀俄頼秀華押

藤原頼秀印

一旦雖令亂妨彼職、當時於武家不惡黨之篇者、致其沙汰最中也、次同下司名内、同畑一所者、故親父小次郎左衛門尉殿秀氏之時、御領家祐宗法印御房御下知、當知行候了、而本主兵衛

太夫定俊、強屬所緣、歎申之間、以和談之儀、雖去渡爲惣領之上者、隨事之躰望申本所如、元可知行者也、仍爲後日讓狀如件。

元亨三年八月一日

藤原頼秀(花押) 儀俄丸

第十節 蒲生薬師丸儀俄庄の下司職に補す

二十餘年間儀俄庄の下司職に葛藤を重ねし頼秀の敵信濃前司仲信並に源頼泰は終に死亡すれば、元徳二年十一月關白藤原冬教は儀俄庄の下司職を重代相傳たるにより頼秀入道道覺の子息薬師丸に補任せり、薬師丸は彌五郎知俊にして後に中務丞となれる人なり、其下文並に遵行狀左の如し。

八四四 出雲國松江市蒲生露市氏文書

關白左大臣家政所下 儀俄庄官等

可早以藤原薬師丸如本爲本新兩庄下司職事。

右以人所補任彼職也、且任重代相傳且守建仁御下文並正應御下知旨如本不可有知行相違之狀、如件庄官等宜承知、敢不可違失故下。

元徳二年十一月日

案主 中原

別當散位藤原朝臣 花押

知家事勘解由判官中原 花押

春宮權大進平朝臣 花押

右兵衛佐藤原朝臣 花押

八四五 同上文書

袖判

近江國儀俄本、新兩庄下司職事。

殿下政所御下文如此、早任重代相傳不可有知行相違之由、前宮内少輔殿御奉行所候也、仍執達如件。

元德二年十一月廿日

河内守親繼

藥師殿

右の下文に關聯せし契約書あり、書中仲信賴泰の死去を記し又賴泰の子孫が庄内に存して所務を妨げんに備へたり、果せるかな翌元德三年八月改元元弘元年五月賴泰の子息賴通等三人連署して下司職の名田を藥師丸と折半して文配する事を契約せり、

八四六 侯爵前田利爲氏文書

契約 近江國儀俄庄下司職事、

右當職者、道覺爲重代相傳之職之處、仲信、賴泰等致濫妨之處、彼等死去、仍任建仁、正應殿下政所御下文、御教書、道覺之子息藥師丸、令拜領、重殿下御下知上者、任相傳道理所務知行不可有相違者也、此上者寄事於左右背先傍例不可有新儀非法沙汰且賴泰子孫親類中仁對下司插宿意可亂妨所務之由、雖令結構全不可同心合力、所詮無不忠之義者實不可向背此條々若令違犯者春日大明神、北野天神可有照覽者也、仍契約狀如件。

元德貳年十一月九日

前若狹守 花押

平朝臣 花押

八四七 出雲國松江市蒲生經市氏文書

契約 儀俄本新兩庄下司小二郎左衛門尉秀氏跡カ名田島等、

所務半分條々事、

一 小二郎左衛門尉秀氏之跡下司之名田島内、於賴仲□内半分者、去渡之上者、任秀氏之例、所務知行不可有相違事、

一同新田島等於半分者、可被進事、

一云本田云新田隨聞出於半分可打渡事。
 一百性並傳馬召仕事可任先例事。
 一下司名内山内河原任舊例可被進止事。
 一下司名田手作之時召仕百性事先例上者不可有子細事。
 右以前條々如此小二郎左衛門尉秀氏者儀俄庄雖爲重代之下司對信乃前司仲信聊
 依有子細雖令宰籠所職以和談之儀所職名田等至半分者秀氏嫡孫藥師丸仁永代所
 去渡實正也若寄事於左右令張行新儀者所殘半分下司名田島等一圓被知行之時不
 可致違亂仍契狀如件。

元德參年五月八日

式部四郎源 賴通 花押

源 春日丸

源 賴仲 花押

このごうく、さう井なく候物お、忍か、す候あひた人にか、せて、候へごも、おくに
 じひつにてかき候。

源 賴仲 花押

第十一節 賴秀子息の儀絶状と縁族の證判

儀俄賴秀其息との義絶状



出雲國蒲生市氏所藏

名族の門より放蕩兒出てしは忌むべき事なるが蒲生儀俄賴秀の子息にも長男彌太

郎次子彌次郎三男三郎の三人共に品行修らず、或は博奕に沈り或は種々不善行爲のみに耽りしかば親父頼秀は其非行を戒めしたり、長子彌太郎行秀は罪科を恐れ某寺に入りて僧となり彌次郎と三郎とは家を出て、所在不明たり、頼秀は元享四年二月二日親子間に義絶状を作成し親族一同の證判を加へて義絶せし三兒が已れの死後に違亂あらんを防きたり、不祥の文書なりと雖も古へ親子義絶の例證を知り兼ねて當時に於ける蒲生一族の繁衍して日野附近に分布せしを知る絶好史料なればこゝに引用し併せて寫眞を挿入す。

八四八 出雲國松江市氏生鏗市氏文書

義絶 子息彌太郎、彌次郎、三郎男等事。

右彼等或博奕、或條々不調事等振舞之間、恐自科令逐電行方をしらす、但於彌太郎者、令出家夙早念佛堂來阿彌陀佛ノ許ニ居住候、放埒之上者員外之仁也、頼秀一期之後、若號子息役等頼秀之跡ニ致違亂者爲不孝之仁上者、一門中可被罪科者也、且爲後證申請一門證判者也、仍爲後日義絶之狀如件。

元享四年二月二日

藤原頼秀 花押
野口三郎入道 花押
沙彌道意 花押

蒲生氏一族違署華押

元享四年二月二日

藤原頼秀

野口三郎入道

沙彌道意

藤原乾秀

藤原秀實

藤原念時

藤原觀智

藤原宗意

藤原秀通

藤原俊隆

出雲國松江市蒲生鏗市氏所藏

藤原範秀 花押…必佐小二郎
日野彌二郎 藤原秀賢 花押
佐久良孫二郎入道 沙彌念性 花押…俊氏
池源内左衛門入道 沙彌觀智 花押
室本藤内左衛門入道 沙彌寂意 花押…俊連
室又二郎 藤原秀通 花押…秀道
佐久良兵衛入道 沙彌道西 花押…俊秀
上野田又太郎 藤原俊隆 花押…室ハ野矢八郎俊綱ノ女

右一族證判の連署を順次に考證せんに頼秀の次に野口三郎入道あり、之れ今の北比
 都佐村里口に住せし蒲生族なり、次は藤原範秀とあり之れ儀俄氏の支流必佐十郎永
 信の曾孫小次郎範秀なり、次は日野彌二郎秀賢あり日野氏は和田俊景の子小次郎俊
 親の七男刑部次郎俊定より出づ彌次郎秀賢は其嫡男なり、次は佐久良孫次郎入道念
 性とあり佐久良氏は和田俊景の四男井上俊村の長子左衛門太郎俊藤の孫俊氏なり、
 今一人の佐久良兵衛入道道西の名を三人後に連ぬこの兵衛入道道西は名を俊秀と
 いひ其の父八郎實俊は佐久良孫次郎俊氏の父孫七郎俊範の弟なれば俊氏と俊秀と

は従兄弟たり共に佐久良谷に割據して佐久良を氏とせり。池源内左衛門入道觀智あり此人の系統分明ならざれども内池村に住せし蒲生族にして後世内池外池二氏に岐るゝならん。室本藤内左衛門入道寂意は佐久良氏祖俊藤の弟左衛門尉俊資の二男俊連なり。次に室本又次郎秀通あり同じく室本氏なれども和田俊景の四男俊茂の曾孫なり。今の西櫻谷村に住せし家なり。最後の上野田又太郎俊隆は蒲生氏の祖惟賢の兄忠俊を祖とする最も古き同族にして又太郎俊隆は其後なり。同族野矢俊綱の女を室とせし人なり。要するに頼秀の一族は必佐内池里口上野田日野佐久良等に蔓延せしを證するなり。

第十二節 蒲生秀俊源仲信と成安名の地を

争ふ

秀俊は權次郎と稱し左衛門尉たり。儀俄庄下司職たりし俊光の二男彌五郎俊季の孫なり。儀俄系圖参照秀俊は俊光の相傳せし祇園社領日野牧の成安名の名田の下司職たりしが如し。頼俊と儀俄庄の下司を争ひし信濃前司源仲信は同じ頃又成安名の地についても故障を申出したり。秀俊之を關白の政所に訴へしかば宮内少輔高有は是につき伺

書を呈せり。即ち仲信は先に武家の被官人たる由なれば此問題につきて武家より直接に沙汰すべきや否やを正したり。断片の史料にして事件の真相を知り難し。莊園志祇園社領参照

八四九 出雲國松江市蒲生經市氏文書

蒲生權次郎左衛門尉秀俊申成安名田地事。武家申狀書_{副具}進置之候。仲信先ニ稱申武家被官之由。上者武家直可有其沙汰候哉。得其意可有御披露候。恐々謹言。

八月廿七日

宮内少輔高有

第十三節 日野牧成安保の名主職と年貢米

建武元年三月日野牧上保内に在る祇園社領成安名の名主職を補任せし文書あり。任命者は袖判のみにて何人なるや詳ならず。被補任者は頼秀入道道覺にして、其の先祖相傳の名田たるにより更に同職に補せられたるなり。

扱成安名の田地は反別拾町伍段餘にして年貢米の率は壹色田_{一作田}は一段に七斗今新田は一段に二斗野新田は一段に四斗と定めらる。加徴米一段に六升とあり加徴米は即ち下司職名主職等の所得米なれば名主職儀俄知俊の收入なり。

日野牧上保内成安名々主職補任狀

宛行 近江國蒲生郡内日野牧

宛行 近江國蒲生郡内日野牧

合拾町伍段小卅步者。坪付在別紙。
(賴秀入道)

右名田者儀。俄左衛門太郎入道々覺爲先祖相傳名田之間。所宛行也。有限年貢以下。恒例臨時課役無未進懈怠者。永代知行不可有相違者也。仍爲後日所宛行之狀如件。

建武元年三月十八日

八五一 同氏文書

花押 (裏判)

右成安名所當米事。以本田加徵米。
(六)

段別仁陸升並壹色分田段別仁(七)漂斗。今新田段別仁貳斗。野新田段別仁肆斗。代御年貢可被辨濟者也。仍坪付之狀如件。

建步元年八月三日

僧 行 暹 (花押)

第十四節 蒲生度俊山本保の名主職に補せらる

建武五年閏七月蒲生度俊山本保の名主職に補せらる。山本保は北比都佐村大字山本

第一編 蒲生氏支流志

二四三

八五〇 出雲國松江市蒲生鑑市氏文書

袖判

宛行 近江國蒲生郡内日野牧

上保内成安名々主職事

合拾町伍段小卅步者。坪付在別紙。
(賴秀入道)

右名田者儀。俄左衛門太郎入道々覺爲先祖相傳名田之間。所宛行也。有限年貢以下。恒例臨時課役無未進懈怠者。永代知行不可有相違者也。仍爲後日所宛行之狀如件。

建武元年三月十八日

八五一 同氏文書

花押 (裏判)

右成安名所當米事。以本田加徵米。
(六)

段別仁陸升並壹色分田段別仁(七)漂斗。今新田段別仁貳斗。野新田段別仁肆斗。代御年貢可被辨濟者也。仍坪付之狀如件。

建步元年八月三日

僧 行 暹 (花押)

第十四節 蒲生度俊山本保の名主職に補せらる

建武五年閏七月蒲生度俊山本保の名主職に補せらる。山本保は北比都佐村大字山本

なり、山本は京都證金剛院領なれば、度俊はその名主職となりしものならん。

八五二 出雲國松江市蒲生登市氏文書

藤原度俊、申近江國蒲生上郡山本保内名田事。

右任舍弟又五郎頼常之○下知不可有相違候、有限於年貢者、無子細可致共沙汰狀如件。

建武五年閏七月十九日 花押

第十五節 儀儀知俊比牟禮社神供米督促の命を受く

比牟禮神社は八幡町に鎮座す同社の神供米は宇都呂公文職之を沙汰せり、然るに正平六年觀應二年六石餘の未納を爲したり、翌年六月佐々木氏頼に代りて國政を執りし山内定詮は郡奉行たる知俊に下知し同奉行たる蒲生六郎と協力して未進米を徵納せしめ之を神主に渡さしめたり、蒲生氏世志佐々木志
世代志山内氏之條參照

第十六節 儀儀知俊麻生庄の公文職となる

正平七年觀應三年七月廿日將軍足利尊氏は麻生庄の公文職を儀儀中務丞知俊に知行すべき下文を出せり、九月二十四日執權仁木頼章は旨を守護佐々木千手丸義信に遵行せり、此地は夙に藤原氏の莊園となり後ち分流花山院家に屬し菊亭家の成立後更に一庄分領となりし地なり、莊園志
參照然るに建武五年尊氏此地を京都神園神社の造營料所に寄進し知俊即ち同社領の公文職たりしものなり、知俊の室は蒲生秀朝の長女なり。

八五三 出雲國松江市蒲生登市氏文書

近江國麻生庄公文職事、任去七月廿日御下文之旨○沙汰付儀儀中務丞知俊之狀、依仰執達如件。

觀應三年九月廿四日

佐々木千手殿
(六角義信)

沙 彌 花押……仁木頼章

第十七節 儀儀知秀弟秀匡と共に京都合戦に戦死す

儀五郎太郎知秀は俊光の子俊寛より出る家系にして俊氏秀氏の流とは別家なり、俊寛の長子俊守甲賀郡佐治村に居り佐治氏を稱す、俊守四子あり知秀は次子定俊の裔

なり、定俊の子五郎頼定其子五郎秀定二子あり長は五郎太郎知秀にして弟に八郎秀匡あり、正平八年^二文和^二六月佐々木山内定詮楠正徳等と京都神樂岡に戦ふ、定詮苦戦部下の將死するもの多く知秀弟八郎秀匡も終に陣没せり、此戦宗家蒲生高秀の三弟左近將監師秀も戦死す、軍事志神樂岡戦参照

第十八節 儀俄氏秀僧暹運の所領麻生庄四

分の一を讓く

正平八年^二文和^二六月三日足利尊氏は麻生庄を沒收して之を四分し勳功ある者に賞與せり、四分一は山本坊定暹、一分は西勝坊教慶、一分は孝慶律師に與へられ、残り一分は祇園社領として傳へしめたり、軍事志参照
山本坊定暹の受けし四分一は正平二十三年^{元應}五月二十三日暹運に讓與されたり、然るに文中元年^{應安}三月暹運は之を儀俄五郎氏秀に讓與す蓋し暹運は氏秀の師なり、同年八年執權細川頼之は將軍義滿の仰を受けて氏秀領掌の下知を與へたり。

八五四 出雲國松江市蒲生經市氏文書

讓與蒲生郡麻生庄肆分一事。

合壹所者

右所領者定暹相傳地也、而相副御下文並御〇行暹運ニ限永代所奉讓與也、仍爲後證讓狀如件。

應安元年五月廿三日

權少僧都定暹 花押

八五五 出雲國松江市蒲生經市氏文書

可令早儀俄五郎氏秀領知

近江國麻生庄四分一事。

右任師匠暹運今年三月廿四日讓狀可令領掌之狀、依仰下知如件。

應安五年八月十三日

武藏守源朝臣 花押……細川頼之

第十九節 儀俄幸夜丸僧憲慶の所領麻生庄

四分一の讓を受く

正平八年^二文和^二六月孝慶律師の所領となりし麻生庄四分一は同十九年^{貞治}律師の病死後憲慶に傳領せしが憲慶は文中元年^{應安}十月之を儀俄幸夜丸に讓與したり、翌

年四月將軍義滿はその傳領地を領掌すべき下文を與ふ幸乃丸は氏秀なるや又其子にもや氏秀以下世系を欲く。

八五六 出雲國松江府蒲生縣市氏文書

故教慶律師御房依急病他界未處分之間郷公御房憲慶彼遺跡一圓御管領隨而麻生庄御下文以下悉御拜領段坊中皆以存知事候仍爲後日狀如件。

貞治三年六月二日

圓 暹 花押
孝 恩 花押

八五七 同氏文書

袖判…足利義滿

下 儀俄幸夜乃丸

可令早領知近江國麻生庄

四分壹事。

右任西勝坊憲慶去年十月三日讓狀可令領掌之狀如件。

應安六年四月二日

弘和二年永德二年義滿は誤て麻生庄を京都南禪寺内上生院に寄進したり幸夜乃丸は文

和二年及び應安五年義滿よりの下文を左券として之を訴ふ是に於て義滿は四月二十五日其誤りを訂し元の如く領掌せしめたり。

八五八 同上文書

袖判…義滿

近江國麻生庄四分壹事。

誤而雖寄進南禪寺上生院帶文和應安御下文等所申非無其謂仍所返付也早如元儀俄幸夜乃丸可令領掌之狀如件。

永德二年四月廿五日

第二十節

氏秀儀俄庄の地頭職并に桐原郷佐

々木郷等々の地を安堵せしめらる

天授元年永和元年四月佐々木高經は儀俄五郎氏秀に甲賀郡儀俄庄地頭職を始め本郡桐原郷内の一區地佐々木本郷内の荒木名并に尾張國相摸國等の所領地を相違なく安堵せしめたり氏秀は中務重知俊の子にして左京亮に補し武功高く恩賞の所職所領は遠く尾張相摸等にも與へられた。

八五九 出雲國松江市蒲生野市氏文書

近江國甲賀郡儀俄庄地頭職、蒲生郡桐原大^〇名^〇同^〇郡^〇佐^〇々^〇木^〇本^〇郷^〇荒^〇木^〇名^〇尾^〇張^〇國^〇門^〇眞^〇本加納、相摸國長尾、給分等事、知行不可有相違之狀如件。

永和元年四月廿五日

花

押……(佐々木高經)

儀俄五郎殿
(氏秀)

第二十一節 佐々木高經氏秀を内談衆とす

天授元年^元永和 七月廿九日、佐々木高經は氏秀を内談衆に任し、參仕すべきを命じたり。内談衆は幕府にて一に引付衆とも稱し、政所の次官として内評定の時事務を議するにりて名づく。内評定を常に内談といふ。佐々木家に於ても幕府の制に倣ひ、内談衆を置きたるを知る。

八〇六 出雲國松江市蒲生野市氏文書

爲内談衆可令參仕之狀如件。

永和元年七月廿九日

花

押……佐々木高經

儀俄五郎殿……氏秀

第二十二節 足利義滿氏秀に麻生庄公文職を

領知せしむ

建徳元年^{三年}應安 八月、氏秀は亡父知俊入道元奇の讓を受け、麻生庄公文職を相傳せしが、天授元年^元永和 八月五日、將軍足利義滿に安堵狀を下せり。此頃麻生庄四分三は氏秀の所領なれば、公文職たりしは其四分一の地にかゝるものならん。

八六一 侯爵前田利爲氏文書

袖判……足利義滿

下儀俄五郎氏秀

可令早領知近江國麻生庄公文職事。

右任亡父元奇去應安三年八月廿七日讓狀可令領掌之狀如件。

永和元年八月五日

第二十三節 義滿領所武久の地を氏秀に預く

鏡山村大字橋本は古への橋本武久兩村を合せし名なり、此地京都尊勝寺領となれり、
莊園志 其の武久保は武家の跋扈するに及び、佐々木廣綱の遠裔葛岡氏并に山中兵庫允
參照 等の所領に移りしが、康暦元年義滿は此地を沒收して自家の料所とし、而して之を氏
秀に預けたり。

八六二 出雲國松江市蒲生鑑市氏文書

近江國蒲生郡内尊勝寺下保竹久 葛岡四郎兵衛尉
山中兵庫允跡等 事爲料所々被預置也者、早可致沙汰之

狀、依仰執達如件。

康暦元年四月廿八日

武藏守 花押……細川頼之

儀 俄 五 郎 殿

第二十四節 蒲生儀俄氏の沒收地返戻

蒲生儀俄氏の給地何等かの事情により一旦沒收せられて幕府の料所となれり、然れ
共元中元 至 幕 年八月本庄判官代左衛門尉利房、式部丞盛忠は幕府の旨を受けて之を
本主に返戻したり。

八六三 出雲國松江市蒲生鑑市氏文書

御料所近江國蒲生儀俄等跡事、任今月七日御狀之旨所避渡下地於本主方也、仍執達
如件。

至德元年八月十一日

左衛門尉利房 花押
式部丞盛忠 花押

(編書) 本庄判官代兩人去狀正文

八六四 同上文書

蒲生御安堵御教書拜見仕候了。

但就口除鹿苑院領文在之、聊不審相存候、相尋奉行重可啓案内候、恐々謹言。

十月二日

明 應……花押

儀 俄 殿

第二十五節 義滿氏秀に諸職を領掌せしむ

元中二年 至 德 十二月足利義滿は左京亮氏秀に左の諸給地と諸職を領掌せしめたり。
甲賀郡儀俄庄下司職

蒲生郡迫村神保屋敷、成願寺前池田、宮田、老迫、榎町、長谷寺田、…(南比部佐村迫)

日野牧山本保名田、…(北比部佐村山本)

竹久保地頭職、…(鏡山村極本ノ内武久)

奥野保勘定使職、押領使職、預所職、狛月惣追捕使職、預所職、…(東櫻谷村南比部佐村駒月)

檜物庄下司職、田所職、(北比部佐村)

上野田保田所職、(但相國寺鹿苑院領除之)…(日野町上野田)

莊園に於ける職名此の如く多し、此の中經濟分割の爲に置かれし不必用なる虚職もありたるべし、但し古へ同族分領の各地を一括して之を領掌せし氏秀の勢望熾なるを思ふ可し、義滿の下知狀は莊園志相國寺鹿苑院領の條に全文を掲ぐ。

第二十六節 佐々木滿高氏秀を守護代官とす

元中九年^{明德三年}十二月近江守護佐々木滿高は守護代官職を左京亮氏秀に命じたり、守護代は其名の如く守護に代りて行政軍事等總ての事務を管掌する重職なり、才幹衆に秀する者にあらずんば任に堪へず。

八六五 出雲國松江市蒲生燈市氏文書

近江國守護代官職事所預置也、早守先例可致奉行之狀、如件。

明德三年十二月十八日

花

押…佐々木滿高

儀俄左京亮殿

第二十七節 南禪寺上生院雜掌氏秀と麻生庄

を争ふ

應永十二年南禪寺塔中上生院雜掌は氏秀入道元林と麻生庄の所領權を争へり、是れ前條に記せし永徳二年足利義滿が誤て氏秀并に幸夜又丸の給地を南禪寺に寄進せしに起因せし事にて、後ち義滿は其誤りを知り氏秀に元の如く領掌すべきを命じたるに二十四年後に至り上生院の雜掌は更に之を訴出たり、按するに先に義滿の寄附狀其儘上生院に存せし爲なるべし、氏秀は永徳二年と應永六年二度幕府より佐々木滿高へ下せし還付の下文を左券として已れの領地なるを立證し元の如く知行することゝなれり。

八六六 出雲國松江市蒲生燈市文書

近江國麻生庄事、早任去年十二月十二日安塔可被沙汰付儀俄左京亮入道元林之由、

所被仰下也、仍執達如件。

應永七年正月廿三日

沙 彌 花押…島山基國入道

佐々木備中守殿

八六七 同上 文書

南禪寺上生院雜掌與儀俄左京亮入道元林相論近江國麻生庄四分三事、捧永德嘉慶御寄^{進カ}狀雖申子細可被付替也、早□所給、任去永德二年應永六年還付御下文可被沙汰付之由、所被仰下^{也カ}、仍執達如件。

應永十二年十一月九日

沙 彌 花押…斯波義重

佐々木備中入道殿

第二十八節 林六郎麻生庄内有富名を押妨す

應永十二年氏秀入道元林の所領する麻生庄内有富名の地を林六郎なるもの押妨す、氏秀之を幕府に訴ふ十二月十三日執權斯波義重入道は佐々木滿高に宛て、早く六郎の妨害を退け氏秀入道に安堵せしむべきを下知したり。

八六八 出雲國松江市蒲生經市氏文書

儀俄左京亮入道元林申、近江國麻生庄内有富名事、訴狀具書如此、早退林六郎押妨可致沙汰付元林由、所被仰下也、仍執達如件。

應永十二年十二月十三日

沙 彌 花押…斯波義重入道

佐々木備中入道殿

第二十九節 足利義持氏秀の所領諸職を安堵す

應永十五年十月三日將軍足利義持は氏秀入道元林の諸職諸給地を元の如く領掌せしめたり、同月八日執權斯波義重は佐々木滿高に宛て、同事を施行す。

八六九 出雲國松江市蒲生經市氏文書

袖判…(足利義持)

近江國儀俄庄同下司職有富名、迫村日野、牧成安、久正、武久、奥野、狛月、預所職等事、早任相傳知行之旨、儀俄左京亮入道元林可領掌之狀、如件。

應永十五年十月三日

然るに守護滿高は幕府の命を奉せず容易に遵行せざりしかば、氏秀は更に之を幕府

に評へたり、十一月三日義重は小串下總守に宛て、曾我平次左衛門と共に早く元林入道に安堵せしむべきを施行せり、曩に守護代官をさへ命せし佐々木満高が氏秀と離隔せしは此間理由の存することならんも之を知るによしなし。

八七〇 同上文書

儀俄左京亮入道元林申、近江國儀俄庄、同下司職、以下所々事、訴狀具書如此、先度施行之處、守護人未遵行云々、早曾我平次右衛門殿相共可沙汰付下地於元林之由、所被仰下也、仍執達如件。

應永十五年十一月三日

沙 彌 花押

小串下總守殿

第三十節 儀俄秀連佐々木義賢に葦花を贈る

氏秀入道元林より以後百十餘年間史料なく系圖も缺けて詳ならざる儀俄家は、佐々木義賢の時中務丞秀連あり葦花一籠を送りたり、九月二日義賢之に答へ謝す。

八七一 出雲國松江市蒲生經市氏文書

松茸一籠到來祝着候、猶三雲對馬守可申候也、謹言。

九月二日

義 賢 (花押)

儀俄中務丞殿

第三十一節 三雲定持義賢に代りて秀連の年賀に答ふ

儀俄秀連佐々木義賢に年始の禮物を贈る、三雲定持は義賢の命を受け代りて之に答へたり。

八七二 出雲國松江市蒲生經市氏文書

爲例年之御祝儀、御屋形様、に、兩種一荷御進上之旨、致披露、則以御書被仰出候、尙爲私得其意、可申入之旨候、恐々謹言。

正月十一日

定 持 花押……三〇氏

儀俄中務丞殿

御返報

第三十二節 秀連迫村の梶井門跡領を買ふ

南北郡佐村上下迫は梶井門跡の所領たり莊園志儀俄氏が迫村に給所を得しは至徳二年十二月足利義滿の下知狀莊園志相國寺鹿苑院領參照に見へ早くより梶井門跡領の公文職となり年貢米以下の管掌を爲せり然るに永祿九年七月中務丞秀連の所望により門跡は門跡領一圓を現米十二石にて賣却せり沽券三通あり莊園志梶井門跡領の條參照其文中に「迫下之郷地頭職并闕所檢斷神社山内等至迄雖爲梶井門跡領依有由緒從往古宛行儀俄先祖處也今更雖不及沙汰儀候今迄當知行之公方米依有所望儀俄中務丞秀連に賣渡處實正明白也」云々とあり古來門跡領と儀俄家との來由を審にせり迫村の丘地に儀俄屋敷の趾存す儀俄氏が此地に邸宅を構へて蒲生宗家と肩を並べて權威を有せし當年の史料とす。

第三十三節 時代の變革と儀俄氏の子孫

中務丞秀連が梶井門跡領を買ひし翌々年は織田信長が近江に入りて佐々木氏の根據を覆へせし永祿十一年にして近江に於ける大革命となれり然れども蒲生賢秀は信長の勸誘により早く其部下に屬したれば同族儀俄氏も亦迫村に安居するを得たり忠三郎氏郷長して英邁信長秀吉に歷仕し天正十二年六月伊勢松ヶ島十二萬石に移封せらる當時儀俄氏は秀連の子橋六三河守孫忠兵衛の代なりしが橋六は此年正月廿

南北郡佐村大字迫

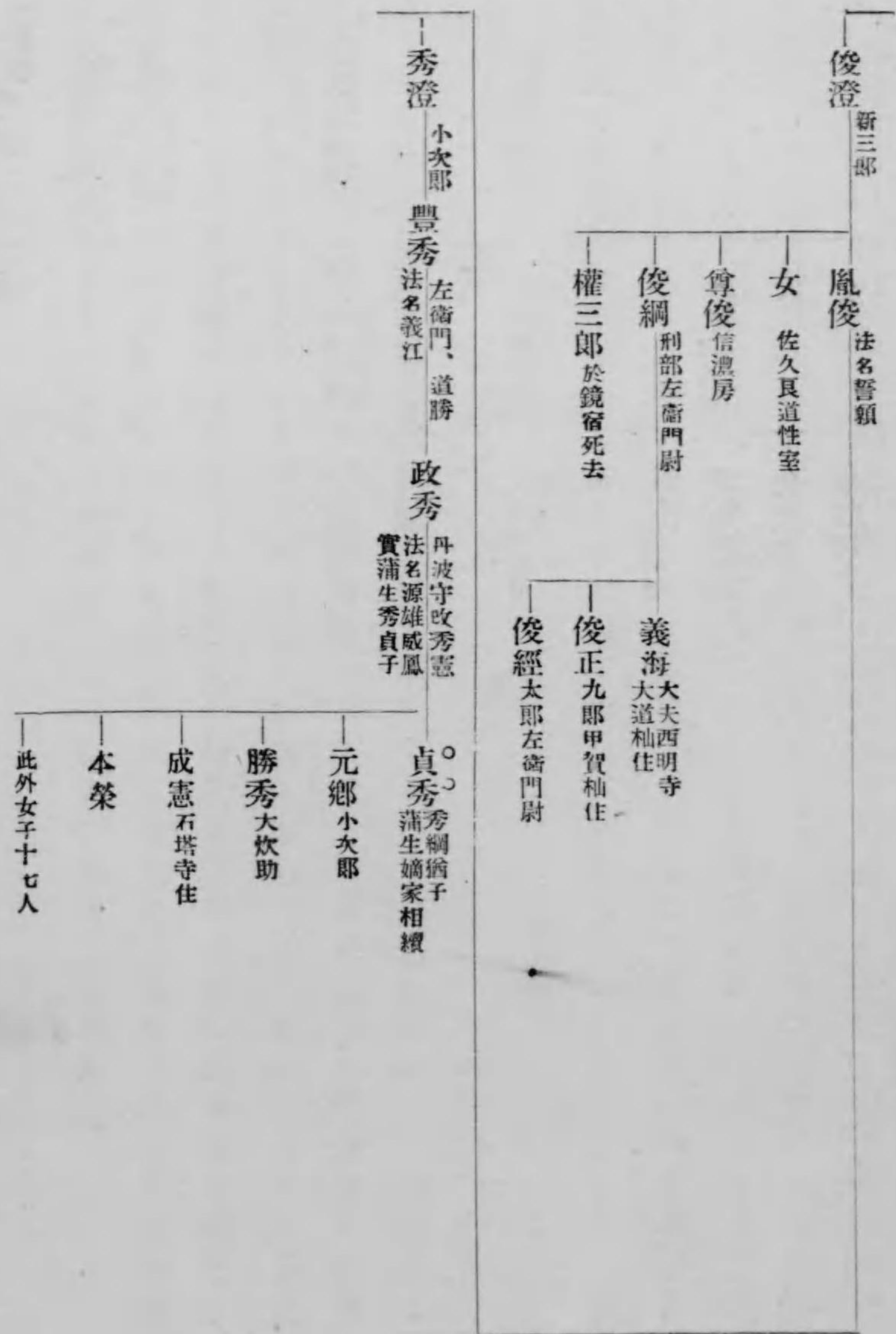


儀俄氏邸址 (上方細竹を圍ふ丘上)

四日京都吉田に吉田兼見を訪問せしこと兼見卿記に見ゆ、忠兵衛は氏郷に伊勢に従ひ飯野飯高郡内にて八百貫の地を興へらる、同十八年氏郷會津百萬石に轉封するに及ひ従ひ移りて七千石を領し伊南城に封せられて九千石を加領せり、爾後其子忠三郎秀隆秀行秀知に歴仕し主家と浮沈を共にせしが、寛永十三年蒲生家斷絶後松平出雲守直政に仕へ三百石を領し子孫連綿として明治維新迄同家に歴仕せり、當主を蒲生鏗市といふ松江市殿町に現住し保安三年以後八十餘通の古文書を傳ふるぞ目出度き。

第二章 上野田氏

上野田氏は蒲生氏の祖惟賢の兄忠俊を祖とす、長兄惟義は朝國氏を稱し甲賀郡朝國に住す、忠俊上野田村に住し依て氏とし上野田兵衛太夫と稱す、二子あり、長を俊定といひ次子を辨秀といふ禪師となれり、爾後連綿上野田に住し子孫繁茂せしは断片の史料によりて知る可きも、俊定以後の世系を詳にせざるを憾とす、元享四年儀俄頼秀が子息三人の義絶狀に一族證判を列する中に上町田又太郎俊隆あり、俊隆の室は一族野矢俊綱の二女なり、爾後史料絶ゆること二百年、享祿四年箕浦川原の戦に蒲生定



左衛門尉豊秀子なく宗家左衛門太夫秀貞の次男政秀を養ひ嗣とす、宗家の主秀綱子無し政秀の嫡子貞秀入て宗家を繼ぐ之れ貞秀知閑なり、是によつて和田氏は二男相續す、然れ共其後世系知るによしなし、攝取院過去帳に十二月四日和田大炊助宗純、六月四日に和田妙光の名見ゆ、日野附近居住の族ならん、氏郷の會津移封に従ひ五百石を與へられし和田常達院も同一族ならん。

第四章 室 本 氏

室本氏は和田氏の支流井上七郎左衛門俊村の次男俊資室本氏を稱す、俊資の次男藤左衛門尉俊連は元亨四年蒲生儀俄頼秀の子息義絶狀に證判を列して室本藤左衛門入道沙彌寂意と記さる、又俊村の弟八郎俊茂の家も室本氏を稱したり即ち元亨の義絶狀に室本又二郎秀通とあるは俊茂の曾孫にして諡觀蓮是なり、和田系、住地は不明なれども井上氏は内池村に邸跡あれば何れ日野牧の區域内を出でざる可し、按するに北脇に西櫻、谷村室木神社鎮座し同族野矢氏の邸跡あれば室本氏或は此地に住せしならん。

第五章 池 氏

池氏の出身蒲生系圖に見へざれども支流の分脈なるべし、元亨四年蒲生儀俄頼秀の子息義絶狀に池源内左衛門入道觀智の連名あれば一族なるを知る、北比都佐村内池東櫻谷村奥池は共に池氏原住の地なるべし、蒲生舊趾考に奥池村に池右衛門允屋敷跡ありと見へ、現在土地小字に池殿あり池氏在住の故地なるべし、又内池村の條に内池外池はもと地の名なり云々とあり池氏後ち二三家に別れ依て内池外池奥池となり更に中池池内氏等に分岐せしもの歟、然れども賢秀氏郷の時代に至りては内池氏は同族に記し外池氏は家子郎等の部に加へらる、されば内の字には蒲生一族内外池は一族外の意味あるが如し。

第六章 内 池 氏

内池氏は蒲生支流の後ちなり子孫繁茂し一族多岐となり依て内池を稱せしもの、如し、蓋し蒲生一族内の池氏の意にて外池池内中池諸氏と別稱したるものならん、永祿十一年九月日野籠城の時内池氏を蒲生族と記す肥郷、天正十年六月本能寺の變後賢

秀信長の妻子を日野城中に迎へ光秀の來攻に備へし時籠城中に内池備後守子息孫三郎の二人を見る、爾後内池氏の行動記録に見へざれども會津分限帳には左の五氏を見る。

一二千石	内池左太夫	一一千石五百石	内池備後
一一千五百石	内池喜八郎	一千石	内池民助
一八百石	内池兵介		

第七章 左久良氏

左久良氏は和田氏の支流井上氏より出つ、世系を按すれば井上氏が左久良谷に住し依て左久良氏を稱せしが如し、元亨四年儀俄頼秀の子息義絶狀に連判する左久良孫次郎入道念性は俊村の孫俊範の子俊氏なり、又同書連判の左久良兵衛入道道西は俊範の弟八郎實俊の嫡子兵衛尉俊秀なり、俊秀の女は孫次郎俊氏に嫁し従兄弟夫婦たり。

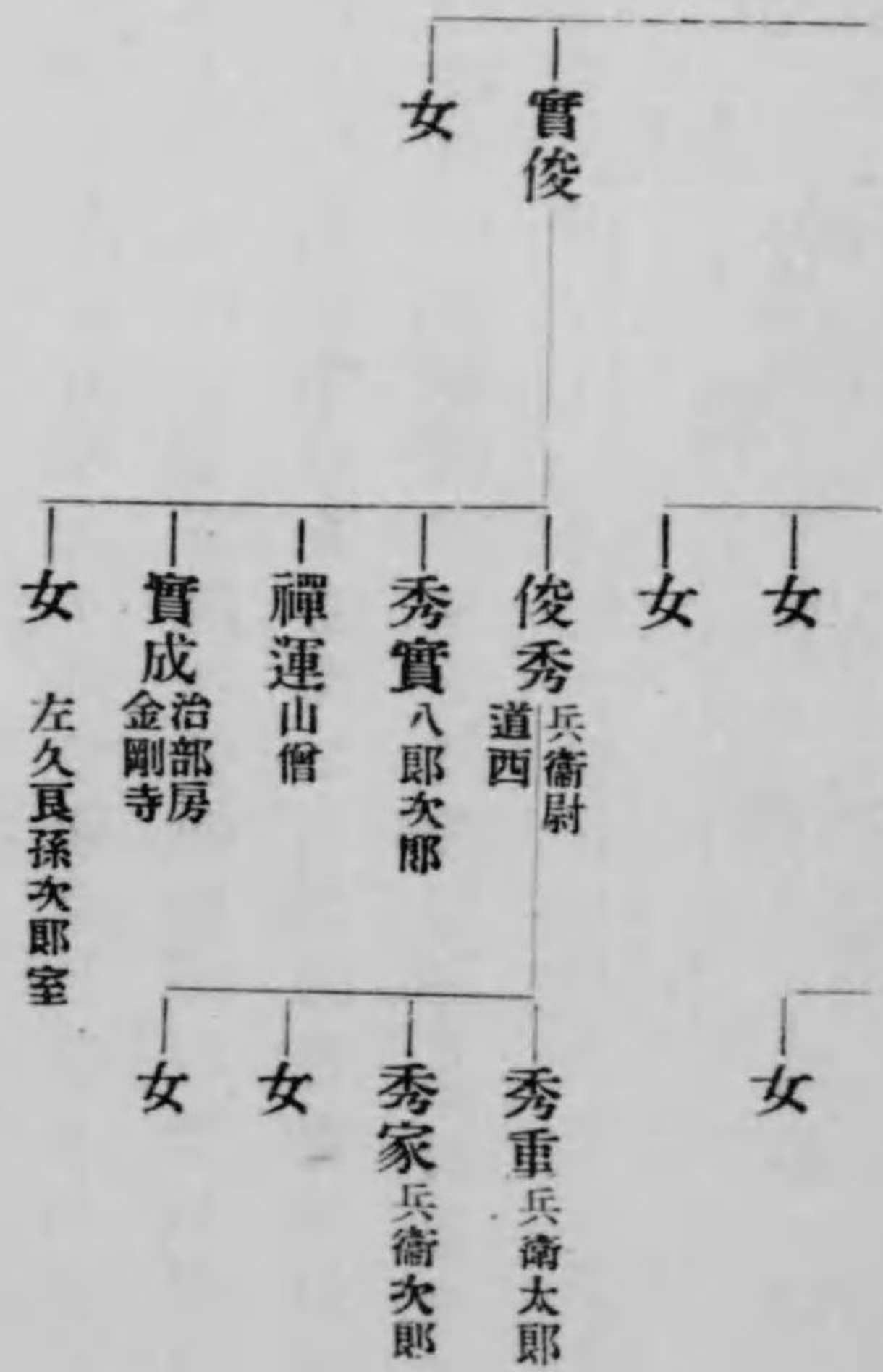
俊村 井上七郎右衛門

族藤 左衛門太郎

左久良氏祖 俊範 孫七郎

蓮佛 俊氏 孫次郎

秀信 八郎

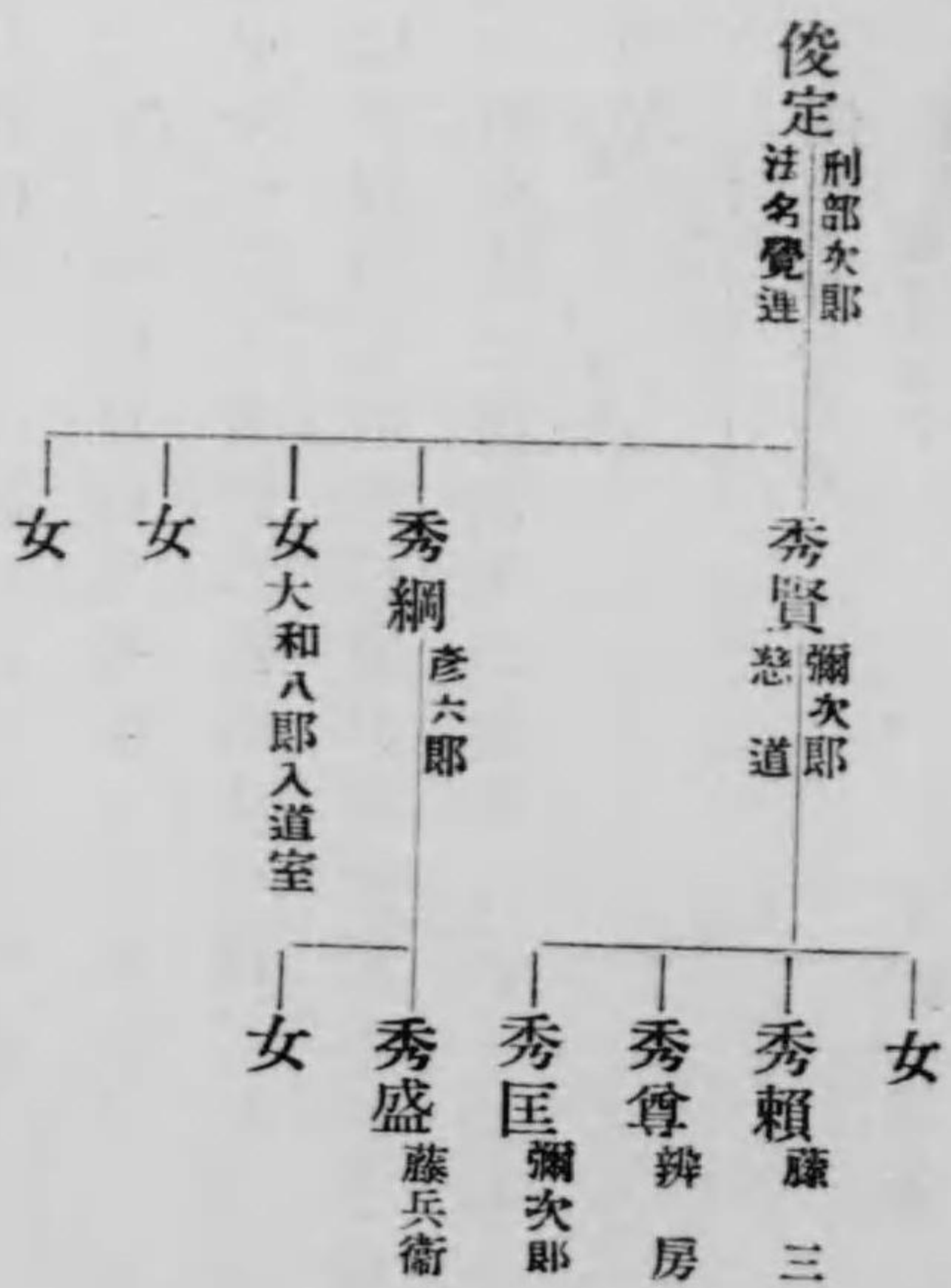


以後の世系欲く、又後世左久良氏久しく見へず、天正十五年綿向神社奉加帳に左久良三六あるは其遠孫なるか。

第八章 日野氏

蒲生氏より出でし日野氏は公卿の日野家とは世系を異にす、日野氏は和田俊親の七男刑部次郎俊定を祖とす、俊定同族室本三郎泰宗の女を娶る、長男彌太郎秀賢は元享四年儀俄頼秀が子息の義絶狀に證判せし人にして、狛月俊忠の女を室とす、其弟彦六

郎秀綱は蒲生彦六郎と稱し佐々木氏部下に郡奉行たりしこと祇園社舊記に見ゆ。
莊園志祇園社領及
 花山院家領參照



第九章 小谷氏

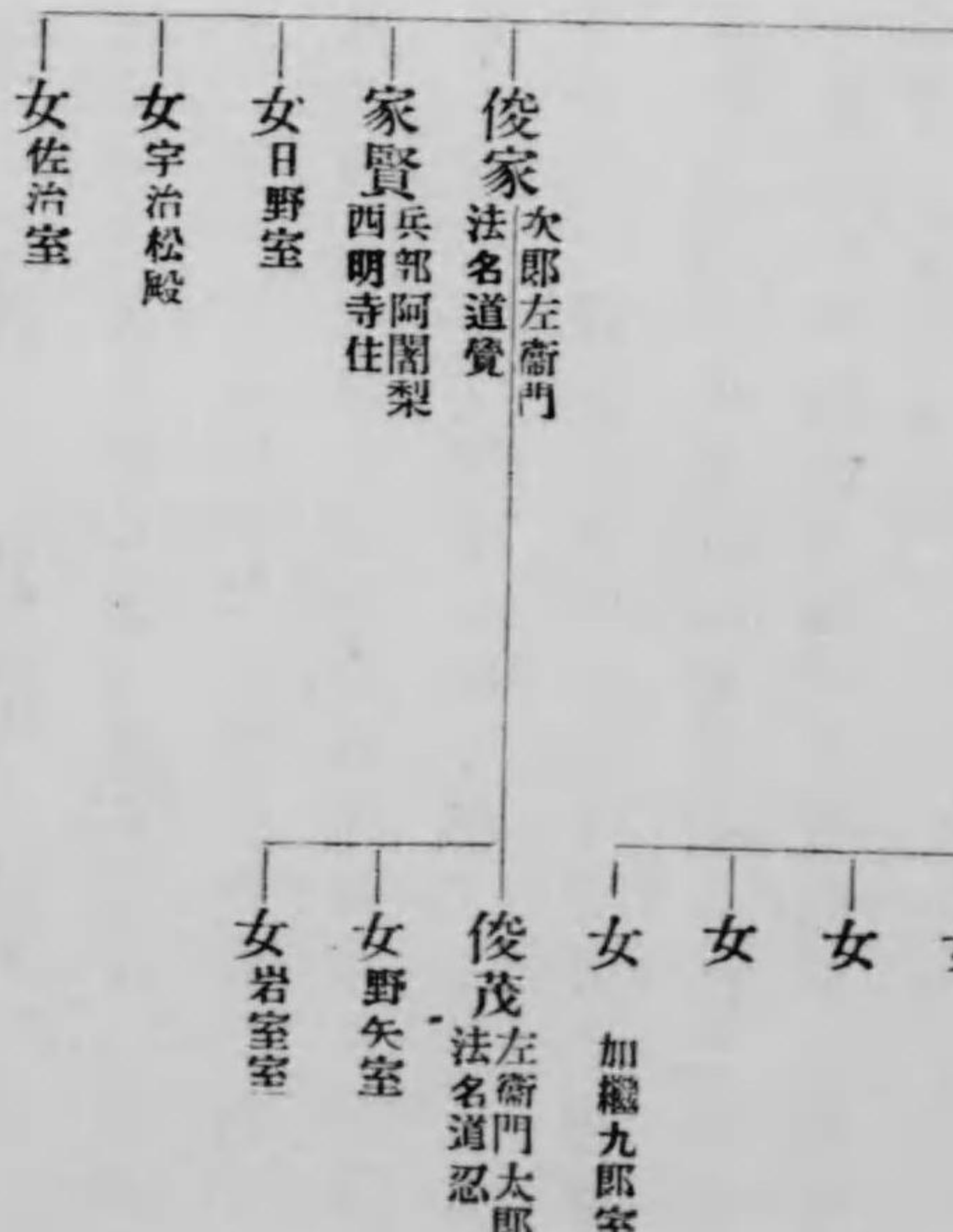
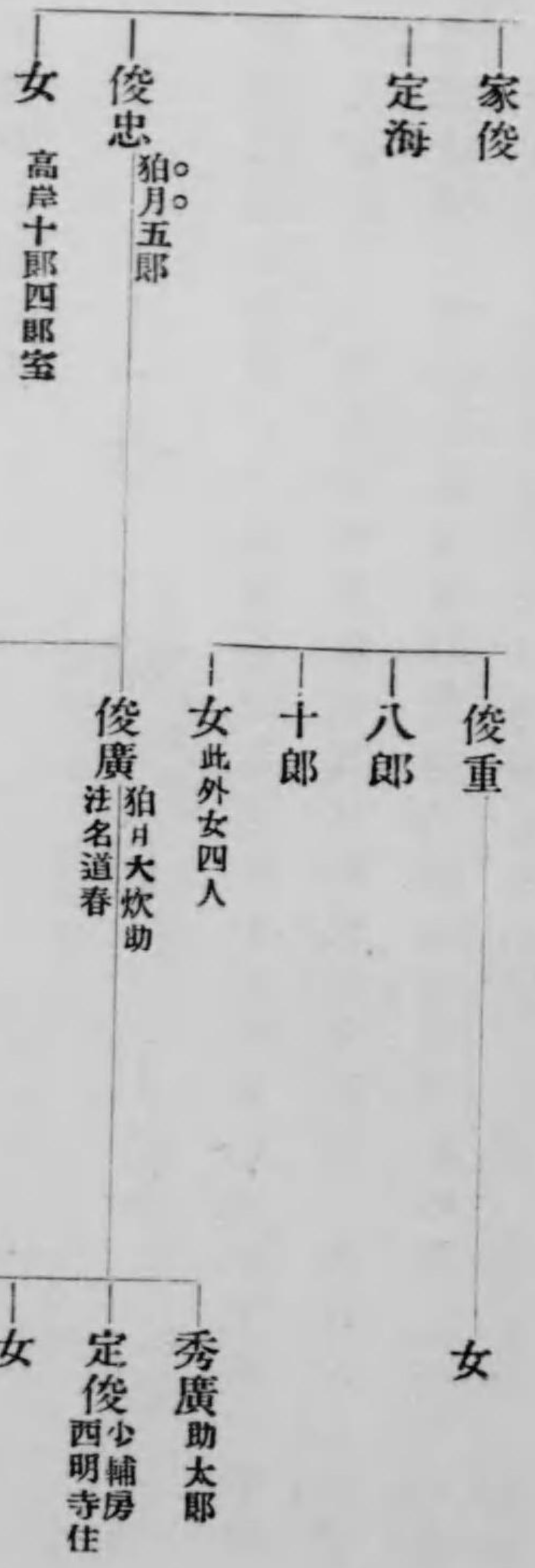
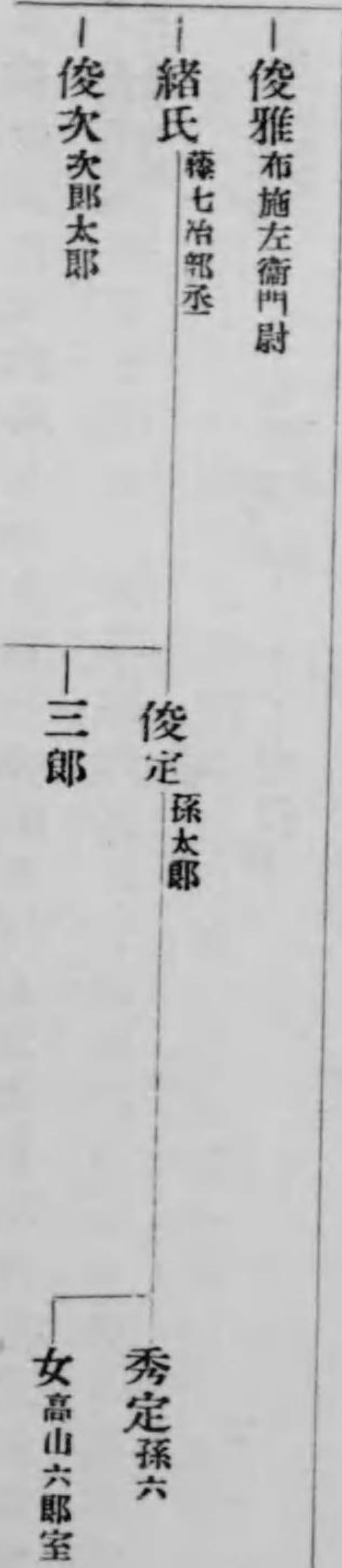
小谷氏は蒲生惟賢の三男權三郎俊房を祖とす、北比都佐村小谷の地に居り依て小谷氏を稱せり、蒲生舊趾考等の舊記類に蒲生氏始め小谷山城に在りしを記するも所以ある事ならん、俊房弟猪野俊基の三男俊雅を養ふ布施左衛門尉と稱し布施氏の祖と

なる俊房五子あり長子權七俊氏家を嗣ぎ五男五女あり彌太郎俊定は其嫡子なり俊定一男一女あり孫六秀定嗣ぎ女は甲賀の高山六郎の室となれり安土淨嚴院過去帳天正十三年十一月十三日日野小谷女中法屋宗慶あり狛月氏は小谷氏より分る。世系狛月氏の後に併記す

第十章 狛月氏

狛月氏は小谷俊房の五男五郎俊忠より出つ俊忠狛月村に住し依て氏とす南比郡佐村大字上下駒月の地是なり俊忠三男三女あり嫡子大炊助俊廣家を續ぎ二男俊家一家を分つ三男家賢は西明寺の僧となり兵部阿闍梨と稱す長女は日野秀賢に嫁し季女は甲賀の佐治氏に室たり俊廣の嫡子秀廣は助太郎と稱し儀俄頼秀の長女を室とす次男定俊は西明寺の僧となれり以後の世系詳ならず左記小谷系圖參照。

俊房 權三郎(小谷氏)



第十一章 室木氏

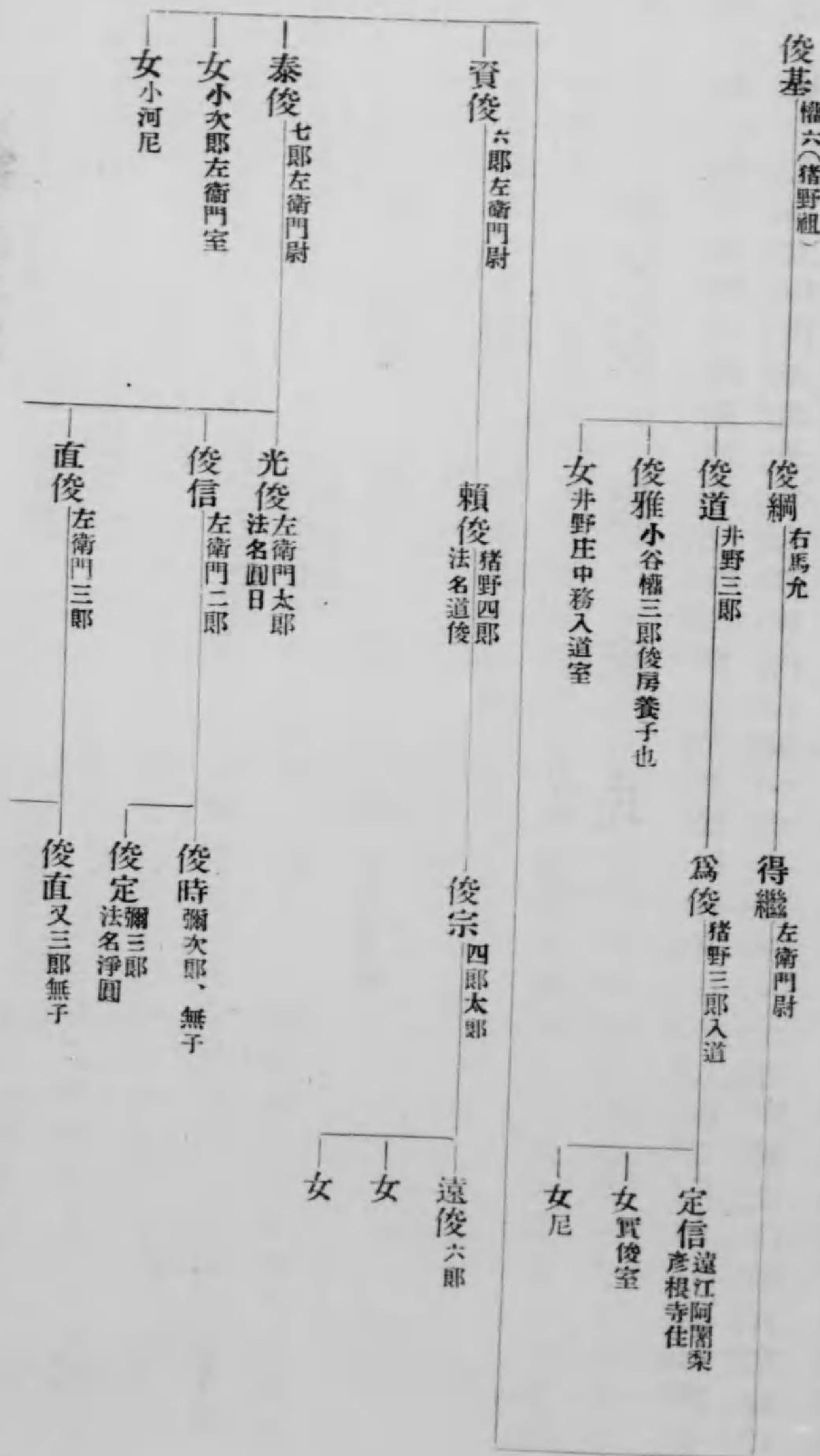
室木氏は蒲生惟賢の女伊勢國稻垣三郎重泰に嫁し生みし子八郎爲泰を祖とす、爲泰室木に住し因て氏とす、前記せし室木氏とは別なり、今の西櫻谷村中在寺北脇の地は室木庄といひし事蒲生舊趾考に見ゆ、北脇に室木神社鎮座するは其の關係を如るべし、爲泰の子小太郎泰家五子あり四子泰宗室木三郎と稱す二男一女あり、女は日野俊定の室となり嫡子は延曆寺僧となり禪憲大律師と稱す、次男泰藤家を續ぎ三男二女を生む、長子泰長續ぎ次子俊光は坂田郡箕浦氏に養子となり三男は延曆寺僧となる、室木氏の子孫は連綿し天正十年本能寺變後賢秀が日野籠城の時室木伊豆守ありし事氏郷記に證さる。

第十二章 猪野氏

猪野氏は蒲生惟賢の六男權六俊基を祖とす、俊基は蒲生宗家の系圖には猪月氏の祖の如く頭注あれども支流系圖には猪野氏とす、猪野の地詳ならず猪月谷に住せしにや或は他國に移りしにや、猪野氏の史料は何等見る所なし一族中定信が彦根寺の僧

となりしと左衛門俊繼の女が儀儀秀氏の室となりし等を思へは蒲生甲賀の内に住せしが如し、其繁衍の狀は左の系圖に示す。

蒲生支流猪野系圖



氏の一族よりは石塔寺の僧となりしものあり、又野矢氏の關係といひ寺の縁由は決して淺からざるも相異は只年代にあるのみ、俊綱の子八郎泰康二妹あり長は猪野三郎二郎に嫁し、次女は上野田又太郎俊隆の室とあれは後醍醐天皇時代の人なり、泰俊の室は蒲生宗家左衛門尉氏俊の長女なり、又狛月俊家の女も野矢氏に嫁したること系圖に見ゆ、其後の世系詳ならざれども一族連綿して繁榮せり、市邊村隼塚の野矢忠兵衛八日市町金屋の野矢和助の兩家共に南北朝時代の田券を相傳して現存す、又蒲生氏郷に仕へて天正十五年筑紫陣の後岩石城の戦に弓戦に殊功を樹てし野矢甚左衛門あり、氏郷記に記して曰く。

此合戦ニ氏郷郎黨野矢甚左衛門ト云ケル者モ弓持テ來リケルカ田一段ノ中ニテ敵五人ヲ射倒シ首五ツ取テ參リケレハ人々アツハレ手柄カナト何トシテ餘多射倒シタルト問ニ敵ニ近付テ射候ホトニ外レ候ヌト申ケル。

とあり、氏郷會津轉封の後分限帳に三百石の知行を與へられし野矢吉左衛門は、甚左衛門の事ならん、甚と吉は改名の故か、將誤記か、舊趾考鑄物師の條に野矢堂野矢氏建立の堂廢趾ありと見ゆ、野矢氏の舊蹤か。

第十六章 野部氏

野部氏は室木八郎爲泰の弟景宗の二男義行を祖とす、義行野部村に住す、野部は北比郡佐村三十坪の一部なり、世系詳ならず、蒲生氏郷の會津分限帳に千石の知行を與へられし野邊大藏之助あり、野部氏の末にや。

第十七章 野口氏

野口氏の出自は明ならざれども蒲生族なるは元亨四年儀儀頼秀の子息義絶狀に一族證判を列せし野口三郎入道道意あり、上野田氏の根據上野田村と池氏の繁衍せし内池村の間にある野口村に住せし家なれば必ず蒲生族の一家なり、其後の史料絶ゆるも氏郷の會津分限帳に一千百石の知行を與へられし野口六郎左衛門あり、又三百石を領せし野口善右衛門あり、共に遠裔にあらざるか。

第十八章 音羽氏

音羽氏は蒲生貞秀の三男與十郎秀順を祖とす、音羽村に住し因て氏とす、京師に出で

細川氏に仕ふ貞秀卒し嫡子秀行早世し其子藤兵衛秀紀幼なるを以て秀順日野に歸りて之を補佐す秀紀長するに及び叔父高郷秀紀と所領を争ひしかば蒲生氏の臣下又分れて兩黨に奔り終に干戈を交ゆるに至れり秀順は京都に出て、細川氏に依り左馬允と稱す天文十年八月二十四日北畑西大路村北畑に卒す眞傳宗悟と諡す相秀の子與十

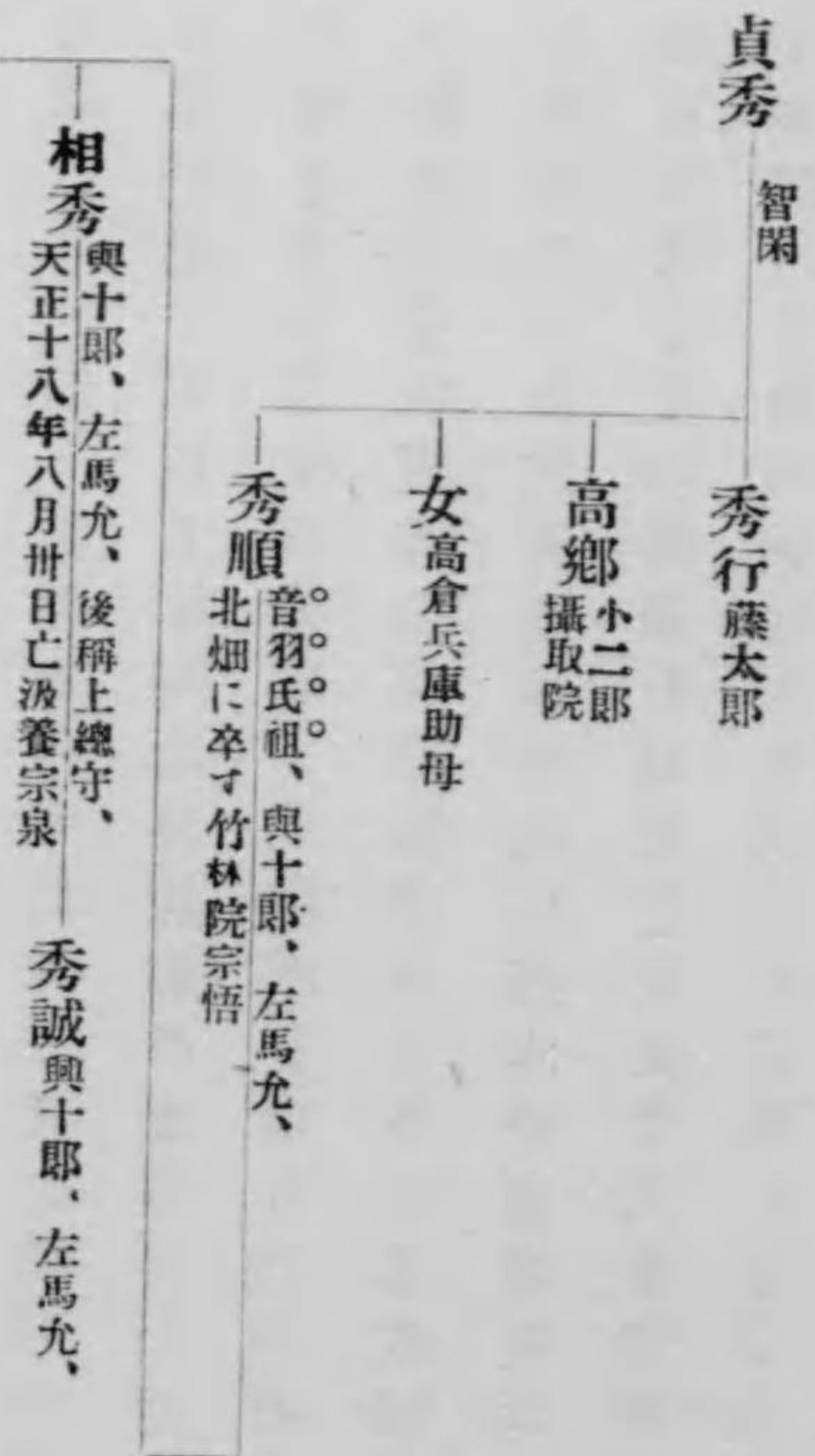
音羽氏傳來の兜



西大路村音羽音羽喜代宗氏所藏

郎秀誠家を續き又左馬允と稱す子孫音羽村に住せり系圖左の如し。

音羽系圖



第十九章 蒲生帶刀左衛門尉

蒲生帶刀左衛門尉は蒲生貞秀と同時の人なり系圖に其人を記せず長享三年五月三日京都相國寺の使僧善廉及び旭藏主に永樂錢貳貫文を渡したること鹿苑日録に見ゆ按するに支流の人なるべし。

長享三年五月三日

善廉州寺爲副使與旭藏主往干江州中書伍貫文奏者蒲生帶刀左衛門尉貳貫文。

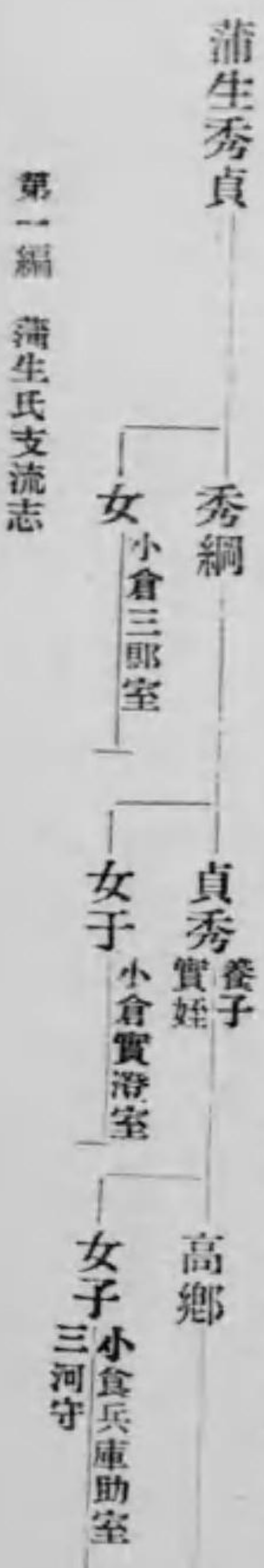
第二十章 三木氏

三木氏は下迫村南比部佐村に住す蒲生氏の支流なり按するに儀儀氏の分脈ならん勘解由左衛門屋舗の趾存す北比部佐村比部佐神社境内に石造寶篋印塔一基在り三木氏が建る所なりと傳ふ嘉元二年十二月二日の銘あり慈父十三回忌辰を吊はん爲に建立する事を記す天正五年閏七月氏郷が堀秀政の爲に人夫徴發を三木儀儀二人に命せし時命を承り二十日秀政より謝状を送りしものあり三木殿とありて名を記せず十年本能寺の變後賢秀の日野籠城せし時三木式部亟見ゆれば此人なるべし蒲生氏郷條參照天正十五年九月綿向神社奉加帳に三木肥後守三木半三あり氏郷に伊勢松坂城に従ひ其地より各拾疋の奉加を爲せしを記す又會津分限帳に五百石三木喜助三百石三木藤左衛門あり同一族ならん。

第二十一章 小倉氏

小倉氏は愛知郡小椋を本居とす清和源氏なり十八世の孫正親始めて近江小椋を食邑とし因て小倉を氏とす蒲生系圖によれば蒲生俊綱の二女西尼は小倉九郎室とす俊綱の姉は頼朝覇業の元功佐々木定綱の室なれば西尼は即ち姪なり佐々木氏蒲生氏小倉氏鼎足の婚家は鎌倉時代より著姓たるを知るべし貞治三年左久良庄香川神社修理棟札に小倉右馬殿の名を記す小倉氏と左久良の地との縁由は既に南北朝時代に密接なりき然れども史料の現存するは三河守實澄に至りて始めて詳なり左久良山城は小倉氏の城地其山腹に鎮座ある八幡宮は土俗小倉八幡と稱し地名に小倉井殿新開等ありて小倉氏民政の遺名を留む。

清和源氏より出てし小倉氏を蒲生氏の支流編に納むるは當を得ざれども蒲生氏の初世俊綱の女が小倉九郎に嫁せしを始めとし降て三河守實澄前後に於ては代々蒲生氏と縁族を重ね殆ど同族の如く左近將監實隆は蒲生定秀の子にて小倉氏を嗣きたる等遠祖は清和源氏なれども血脈は蒲生氏に重なり事實は支流以上の縁族たれば此編に合せ記せり即ち實澄前後の系統を記せば左の如し。



小倉實方^{三郎} 三河守

實澄^{左近將監} 三河守

實重^{兵庫助}

定秀

賢秀

實光^{三河守、一作實春} 弘治三、八月九日死

實隆^{蒲生定秀二男相續小倉左近將監}

(實光ノ養子ニアラズ定秀ガ遺跡ヲ繼ガシメタルナラン)

左に記する小倉系圖は景實に至り小倉庄に住し小椋氏を稱すと記し、實澄畫像贊に見ゆる清和二十五代正親に至り小倉を氏とすとの記に符合せず、然れ共正親を祖とする系圖を見ず。

小倉氏系圖

清和源氏六孫王經基三男兵庫頭源滿季七代高屋二郎實遠三男小倉五郎景實

近江國愛知郡小倉二住一名小椋

實義^{小倉進士}

義景^{小倉源太}

實鄉^{小倉前司三郎奉仕頼朝公自幼少之刻候御前} 實喜二八九卒

實晴^{小倉九郎} 仁治三七廿九卒

光實^{七郎} 實常^{兵庫大輔} 弘安四十九卒

實宗^{兵庫進} 文保元八四卒

實政^{三郎豊前守奉仕尊氏公有功} 延文二年八月十八日討死

實政^{佐久良祖兵庫介公文佐久良西山築城} 康永二六十四討死

光重^{三郎左京亮}

實貞^{左京大夫小倉城主小倉村之祖}

時實^{三河守公文} 應安六年八月廿日卒

則實^{日向守}

貞重^{左京亮} 小倉住

友重^{左京進遠江守}

行經^{左京亮太郎}

光經^{右京進三郎}

行勝^{小倉左京亮} 周防守

行高^{民部少輔左京亮}

行國^{左京亮} 小倉丸位瀨城主

實任^{太郎左衛門左久良下司} 康應元年正月廿日卒

實俊^{三郎將監公文} 應永十三、十二卒

道實^{太郎大輔奥津下司} 永享九十月十二日討死

實次^{二郎} 杉

實經^{小倉前守下司後公文寛正} 四年九月十日卒心覺圓光大禪定門

實方^{三河守三郎地頭代文明十二年} 五月二日卒法蓮西往

正實^{豐前守}

行教^{六郎兵衛尉}

實澄 左近將監公文永正二年三月十六日卒
法號仲明寺殿文紀正綱

實重 兵庫介三河守天文十四年三月十日卒
法名宗澄源仲大禪定門

實光 兵庫介三河守越前守
法名實道輝綱

女 高木左馬介盛榮室實隆妹
妙心禪尼

實仲 實隆弟北脇養子
四郎

實隆 源兵衛三河守
法名攻翁秀公

女 西田伊豫守元政室實光妹トモ

女 落合但馬守秀良室

女 金田河内守義忠室

實資 左近大輔紀伊守文祿二年十月八日卒

行春 作左衛門尉元和元年正月廿日卒法名春景休甫

盛實 豐前守

夏辰 丹後守

女 高木筑後守盛政室

實貞 豐前守

行元 十右衛門尉

行實 作左衛門寛永元年十一月十八日卒淨國成通禪定門

實惟 孫作

行貞 作右衛門

女

實清 作之丞

第一節 小倉 實澄

實政七代の孫左近將監實澄は蒲生氏中興の主貞秀と同時代にして實澄の室は貞秀の室の姉なり、貞秀は養子、貞秀實澄共に武家に長して文學を好み同氣相照して交情濃なり、時恰も應仁文明の亂世に逢遇し文學に長する兩將は又武勇に秀で文武兼備の雙壁たり、實澄諱は正綱、文紀居士と號す、射術は多賀豊後守高忠に學び武林の偉材たり、夙に宋學を好み兼て禪を問ひ相國寺の桃源に師事す、桃源爲に大慧書を講じて之を導く、其他餘技には飛鳥井氏に鞠藝を學びたり、時人有髮僧と叫び垂鬚佛と賞し頗る鬚髯美の偉丈夫たり、宋學を修し禪に入りし實澄の詩歌は自然に一家を爲し時人をして感嘆せしむ、明應二年上京の次相國寺に於て桃源、春陽、光伴、横川等の僧と齋を共にせし時即吟題畫の詩に

積雪半空山一層、萌簷相對鬚鬚、往還路熟前村寺、欲問爲梅持咒僧。

諸僧感賞して僧と云と雖も之に及ばずと評せり、惜むべし其詩集殘葉集歌集昨薄集共に傳はらず昨薄は藤原定家小倉山の咏に意を取りし名にして亭名たり、又松牧居士と稱し齋を松牧と名く、文明元年識慮庵を永源寺の奥に建つ翌年六月に至りて就

る。蓋し是れ應仁亂避難の京僧等をして安居せしめん爲に築きし所なり、延徳二年横川和尚が題せし壽像贊は實澄の人格を詳説すれば先づ全文を左記すべし。

八七三 補庵京華續集

小倉將監實澄壽像贊

隨緣居士實澄。姓源氏。清和廿五世華胄也。十八代祖正親。食邑江州小倉。故族以邑爲稱焉。居士法諱正綱。道號文紀。拜悟空塔受衣。孟宗門金湯也。而與余遊方之外有宿契焉。一日宰軸請贊。視之壽幀也。有行狀一卷出處顛末。粲然星如羅。蓋在常人則得一二而足者。在居士則不爲芥蒂也。且北禪作字說文。斗山也。居士有齋曰松牧。亡友桃源作記。有庵曰識。盧余又作記。行事甲言者豈有遺蘊哉。居士試壁數幅。中安此像。往復讀之。傳論贊題。董狐班馬盡美盡善。余尙區々。何以瀆告乎。請而不可。已有一言以蔽之者。標而書之爲贊辭可也。北禪字說曰。廿四郡有一忠臣。以比顏魯公也。應仁文明之間。天下群雄爭起。朝漢暮楚。變化難測。而江之爲州。二龍之野。兩虎之窟。勢所使然也。唯居士砥立頹波。一日不黨賊守。八尾城。帷幄決勝。領蒲生郡。絃歌傳聲。故東山相府。賜內書。兩通嘉賞焉。嘗避寇往伊州。見梅花作詩。藹然忠義。浣花杜甫。人皆誦之。北禪所謂一忠臣者。不誣矣。受騎射業。入多賀氏之室。習歌鞠藝。升飛鳥井之堂。私第架亭。楓林裏之榜。以昨薄取於定家小倉山之詠也。平

生所作歌詩成卷軸者曰。昨薄殘葉。先是宰詩。囊求余添削。胡批亂判。略加管見。因題一詩。證桃花相公和之。附錄焉。初余東遊集中。載居士詩數首。北禪見之曰。詩皆好。微皎日可謂華矣。加之呵罵。黃頭碧眼。接待白足。赤髭披毳。袈入寺解玉帶。借床殆無虛日。有髮僧也。垂鬚佛也。寬夫柏舟。二師山林典刑也。居士親炙之。而祖意教意。內學外學。所得多矣。又桃源爲居士講大惠書。數有勵策。宋儒宗朱晦翁。晚歲篋中所有。只大惠語錄一編而已。是所以居士留意於此也。蚤曾無功德話。以建寺度僧爲念。禪有黃梅。教有西尊。廢磔沈荆。居士垂手扶植。輪奐一新。其如此則積善衮々躬致三貴。慶流萬世者。豈而可待矣。唐呂溫著凌烟功臣贊。先序二十二人。履歷於前。而各系一語於後。異哉。吁。房杜不言功。吾於居士亦云贊曰。

僅消數番紙耳。余爲居士

發者。恻怛到此猶如不足。

鬚髮雪白。 面顏春紅。

尋漢人譜。 大倉々公。

分倭歌體。 定家々隆。

文武兼備。 偉績豐功。

孫枝子葉、松在祝融、

延德二年七月吉辰

前南禪橫川書

文中に應仁亂八尾城を守りしを記す、八尾城は犬上郡の東方山上に在り伊勢交通の間道なり、京極氏の臣多賀高忠と行動を共にし依て佐々木政堯と連絡せり。

(一) 應仁の亂實澄京僧を避難せしむ

應仁元年細川山名の戰塵は京都の社寺以下町家を灰燼せしめ住所を失ふ者數ふ可からず、公卿僧侶各緣故を尋ねて諸國に避難す、實澄は相國寺其他の禪僧を永源寺畔の識蘆庵に安居せしめ時に左久良の邸より馬を飛ばして訪問し又左久良邸に招きて詩酒交歡し或は茶を品し禪を談する等年を重ねしめたり委しく軍事志第四編に誌す。

(二) 橫川實澄の囑により識蘆庵の記を作る

文明元年實澄越溪に識蘆庵を建つ翌年就る横川に囑して庵の記を作らしむ、記中實澄の人格を詳説す、編者曾て其庵趾を訪ひ實澄の墓を吊ひ仰ひて遠岳近山の佳趣を見伏して溪流斷崖の勝を賞したり、此文を讀む毎に當年を追想して今昔の感に堪へざるなり、左久良城主別邸の文を添ふる無用に非ざるべし、即ち記す。

識蘆庵記

江州瑞石山乃大寂師窠觀也、山錦於後、礪藍於前、實名區也、師戢化後、一百餘載、一派滔々、多士濟々、而曰集雲曰、瑞雲是爲最、凡居此山者、入則紙被蒲團、出則烟包雨笠、有古道者之風、可尙、比來天下大亂、佛盧民屋過半燬、干兵矣、然瑞石無恙、彌高彌堅、是無佗以外衛爲之金湯也、問其地則世爲小倉氏之家邑也、今左近將監源公名綱、字文紀、號隨緣居士、拜集雲祖塔受衣孟、其貞魁特美鬚、內仁而外義、一府之望也、官至校尉、監五營、領城門兵、畫戟森然、會州大守始就國衆未熟化、公屬其麾下、助巨藩政、功勞居多、無出其右者、由是倉氏之家、蟬聯大振矣、人以爲榮、公無矜色、實哉、邑西數里、縣曰佐久良、公宰之、絃歌之聲、洋洋盈耳、若勢利不經于心者、天資本敏、勇於爲學、涉六熟之圃、獵百氏之林、最精本朝史記、雖里謠俗諺、而視濡聽染、一無遺漏、詠和歌、題唐詩、無日無之、前僧錄司北禪大士嘗見公詩、嘆曰、不圖江東菰蒲中生此奇才、又聞公爲人曰、江州二十四郡有一忠臣、北禪宗門遷固也、其見器重也如此矣、加之奉佛愛僧、罕見其比、赤髭白足、雲宵水雪、從而游者、肩摩踵接、蓋冠中和尙之流亞也、者集雲峰左折而東、崖崩路絕、下臨無地、略約架之、過者足酸、沿澗而行、里許有一坡、隔然而高、若天龍地秘、以遺人者矣、已丑載公相攸此地置一小庵、

穹則夔狹則闢畚插之役秩々如也木斲而已不如丹墻圻而已不施綉經之營之得千古朴而環庵皆山也側者峰焉橫者嶺焉突然出者爲丘爲陵呀然陷者爲洞爲谷蒼龍者黠黠者竹樹也烟雲也遠近濃淡一目粲然獨西北諸峰鬱爲勝絕泉水在山溢爲瀑布望之如白龍天矯飛舞眉睫之間珍禽飛翔鳴上鮮鱗游泳乎下村叟野翁之偃僂樹抄漁童樵豎之絡繹岩間爲我欄檻上物也夫塔庵之隸石基布櫛比不知其數而山之於彼也不能無狐裘反衣之論是可惜也今也發詒於斯獻狀於斯探奇挹秀於斯非公次明二山有素則何以臻此乎明年庚寅菴成公自榜其楣曰識廬取東坡不口山真面目只緣身在此山中之句也不鄙徵記於余々識公之日長而識山之日淺詎髣髴其万一耶昔曇橘州作識山堂記又取東坡此語也於是乎廬山之所以可識昭然也余請操數寸筆書盈尺紙張之壁門以爲庵記可乎公笑而不答他日使來數四命不可拒也按日域之西月邦之東有國曰支那々々多州江其一也江州多山廬其一也廬山爲山甲諸州山五百房之寺湧於雲端三千尺之水懸於天際以至五老雙峰之風烟九江三峽之雪浪好事者或聲子賦詠或形乎畫圖或衣被乎州籍郡志甚則蓮而社焉松而巢焉有錦綉其谷者有冰玉其堂者殆乎不遑僂指也宋元豐中東坡初入廬山一日參東林總長老投機以溪聲爲廣長台以山色爲清淨身說八萬四千偈所謂廬山面目築著碣著王梅溪曰東坡儒中大善知識不敢

誣也公今所居則江州也所識則廬山也不盡六十日而究勝槩不歷四百州而觀文物奚爲異哉世傳五祖戒再來爲東坡々々再來爲大惠果々之後日無聞也則公或其後身邪讀七世書應三等制東坡文也對執政而折獨斷帥劇郡而勒戰法東坡武也文事武備公已兼之余將何言於戲乎干朝于暮公務或暇者騎從解弓刀飄然獨往曲几焚香以禪以燕一菴岑寂八窓玲瓏山之面目如々不動至其動與靜雙忘心與境一致盡大地一廬山也一東坡也識乎不識乎惟公自證耳富貴不獲移其守是非不獲嬰其身施之教化國日以治遺之子孫家日以安然則公碩德鴻業峭拔一時歸存千古與廬山具傳豈不盛乎々々々々文明二年夷則廿又三日萬年村僧橫川景三記。

(三) 實澄詩を横川に贈りて次韵を求む

文明五年冬左久良城主小倉實澄は詩を相國寺の横川に贈りて次韵を需む横川は之を知己の僧に示し廣く次韵を請ふ天隱和尚序文を記し蘭坡和尚跋を誌し十餘の禪僧次韵して一卷を爲す俱佐々本京極政高京都に在り之を聞きて一首の次韵を加ふ翌六年三月横川之を實澄に贈れり蓋し文明五六兩年は戦亂も小康なりし年なりき軍事志應仁亂參照其詩卷左の如し。

八七五 東櫻谷村左久良仲明寺文書

和答

小倉將監居士寄

萬年橫川老人詩韵並序。

曩在東山之日，率桂林藏主過女橋而西行數百步逢一丈夫，頹然美鬚髯，與桂林如舊識，欸話移晷，余不知何人，一揖以退矣。飯途質之，於桂林則曰：諫吾祖門，永源之法嗣，飯山數百衲子，有○有武詩禪，惟嗜者也。於是乃知爲其小倉將監居士也。爾來桂林屢告以居士風流事業，余耳熟矣。小補橫川老人避亂寓江鄉，有信士結屠廡以延之，清風明月，講支許之，交互恨相識晚。信士嚮髯丈夫也，老人之說居士者如桂林之言也。今茲秋作詩以寄老人，老人出其詩以需餐韻末橫川桂林二老余所欽服也，雖不見佳作，已知爲佳士，今哦其口益知二老之言不妄發也，因綴一章，以爲笑資。明年春暖江鄉雪消頭，載破笠尋居士於飯顛山前，則莫以生面詩焉。

聞說仁風化舊鄉，育人和氣似春陽。幕中多晦延僧話，落月鐘殘夜般床。

文明五年癸巳臘

默雲龍澤

身在江湖鷗鷺鄉，臥龍英氣比南陽。扁舟我若隨公去，茶竈相兼載筆床。

村庵靈彥

亂世何以隱睡鄉，功名別立比紛陽。梅花雨老湖村暮，記番識廬分半床。

栖霞宗箴

追憶曾遊如夢鄉，七年洛下隔江陽。鷗叢烟雨戰圖外，若許殘生往借床。

雒窳集澄

君住家鄉我帝鄉，春天梅色又斜陽。時有約江東路口，互馬渡頭吟對床。

樵雲景果

南北東西我一鄉，客身都似入隨陽。聞名猶未見君面，湖上閑居書滿床。

竹所靈翰

身似旅人頻念鄉，孤雲注目向東陽。舊遊入夢尋君處，湖水山花古寺床。

宣作周麟

天使異人居異鄉，濯工漢又慕秋陽。如今瀑布亭前路，夢入蘆山暮夜床。

梅月承球

湖水東邊君子鄉，撫民陰德報飯陽。人遭亂失名節，彼何唯上下床。

松披齊龍

礪水松風即是鄉，小盧阜水太湖陽。鷓鴣盡入網羅去，留得野鷗眠一床。

跡似病鷗淹海鄉、西山歸思口殘陽、白雲有約知吾意、且讓松間折脚床。
春 雨 瑞 僊

竹 安 瑞 派

十年兵甲寄他鄉、况又桑榆迫晚陽、猶記識山堂下話、瀑花吹雪舊繩床。

舜 菴 德 昌

春隴十里陽江鄉、人似葵花傾太陽、國在戰圖書在手、東征異日快移床。

閑雲居士政。高書之。

江國於吾如故鄉、五年避亂水之陽、聞君猶置一庵待、管上舊時風雨床。

此幅爲小倉文紀居士所設也、先是文紀聞除困京華、以詩見招、冗中未遑、裁謝爲漫、不
少於是乎、率洛下諸老和而答之、而天隱叙前、蘭披跋後、予尙何言哉、一詩列其次耳、適
禮部源公館於城中、話次及之、公乃賜和、豈非居士終身之榮乎、蓋平日忠肝義膽無貳
於公之所致也、邪、平賊之日、以此詩入凱歌、可也、抑桃源子真、桂林系宗、此四老人、者居
士之所畏敬也、皆餘故人也、請使各賦之、填紙空處幸甚。小補 散人景三

小倉將監實澄、迺江東有髮之僧、而嗜作詩、應仁鼠兒之年、萬年橫川、詞伯避亂、憇江之瑞
石、蓋爲其地也、山圍水繞、佛盧僧廬、傍狹小刹、扁識盧、以爲橫川棲錫之地、於是乎從飯者、

猶如山林之有市也、昔采之咸平中、處士林和靖不從東封、駕退而居抗、々有三百庵、孤山
稱最公湖而可一里有坡曰瑪瑙、其陰結盧、輒名碼碯院、延僧智圓爲主、圓自號中庸子、着
閑居編記、凡所經歷、其境爲之顯矣、實澄亦爲源君滿季之口而來、源高也、如廬之瀑布、落
九天而界破青山、故識人亦不陋而欲留、橫川以重瑞石、然橫川天下之善士、而豈可必圓
淹一鄉哉、遂飯洛追懷不已、招以詩、々曰。

天涯一別水雲鄉、日々柴門望雒陽、松社有盟君記否、乾濤聲落月明床。

其語清麗、過於梅花香影之句也、遠矣。

北禪翁嘗所稱於今、可併案焉、橫川請諸賢和之、且俾天隱序、諸其端、予亦鄉友、要跋後、命
不可拒、乃次韻呈松牧軒下云。

聞說此郎榮界鄉、獨非韓愈化潮陽、緬懷多日論詩地、草色上簾松影床。

文明甲午三月

景 蔭 筆

(四) 實澄和文の斷片

左久良仲明寺は實澄の菩提寺なり、同寺に實澄自筆の和文斷片を存す、昨薄集の奥書
なるが如し、明應七年冬自書せしものに同十年文龜元年二月更に追書たり、文章僅かに
數行の斷片なれども、氣韻言外に溢れ、轉た其人を偲ふに足る。

心たかゝらすして、いかてか筆たかからさらん、しかれども、したかハまく欲して、澄本を尋ぬとて、夏たけ、秋暮ぬ、本の葉、時雨の幾々わきかたくて、心をます、折ふし、山窓なかはひらき氣流に、床に川井て、日新の切磋をわむことをこひねかふにこそ。

歲次戊午孟冬如意珠日

(明應七年)

昨薄亭下源實澄……(小倉三河守)

此一冊新調以來依抽用捨之切三頭

之後見隨之

干時明應十年辛酉二月廿日 誌之

(五) 實澄警世の和歌

實澄が文武に長し和歌に湛能なりしは既に説けり然れ共遺稿存するもの少なし、左に記する三十六首の警世の和歌と七首の留主警策は共に江北記によりて傳へらる、當年左久良城中の咏句々武士道を論じ文學を説き點茶香道を咏し甲冑に身を堅めし戰國武士にして如何に多技多能なりしを偲はしめ文運隆盛の聖世を誇る現代人士をして愧死せしめんとす。

小倉左近將監源實澄詠歌也。號「中明寺」六十七歳死去也。

三十六首和歌

仰き見よ、父々たれば、子は子たり、君々たれば、臣は臣たり。
所領ども、奏者を頼み、望む也、おめにみわたる、奉公をせよ。
年寄りて、似合ぬものは、長刀、またしゆはくちよの、物語迄。
けいくわひの、名どりをするぞ、人はよき、ふるまふに付、しんしやくに付。
後の世を、心にかけてぬ、ものゝふは、命をかるく、持ぬ成けり。
しゆくらふの、猶くりよの、物語り、いつも始て、聞顔にせよ。
酒もりの、座敷に下戸の、有合て、きらふとみゆる、我の待共。
毎日に、歌を覺へよ、一首づゝ、いさご積りて、やまご言の葉。
我よりも、けいくわひしたる、人を見て、事足らぬ身の、慰にせよ。
盃を、さゝれぬ人の、かた影に、ひま有顔に、ものかたりすな。
かへす事、終には人にしら表、うら表ある、まじはりぞうき。
雑談に、心のおくのみゆる哉、言の葉ごとに、氣を遣ふべし。

學問をせぬ人ぞいふ、今日のみか、(目録)明るもあり、明年も有、
出家には、世間の是悲を、さし置て、一句成共、法談をさけ、
寐るときは、人より後と、嗜て、まづ我先に、をきんとはせよ。
讀書の、殊更いるは、弓やどり、急度注進、きつと回文。
違亂する、萬の事を、かくばかり、へ難くみゆる、親の所帯を。
何事も、心の儘と、ねかふこそ、積るやまひぞ、満足はせし。
結構の、一兩よりも、はれ具足、あまたにきせて、先懸をせよ。
たち刀、めつきをさしそ、時として、だすもたさぬも、皆比興なり。
人は、只、さし出ぬ社、よかりけれ、合戦にだにも、先を驅くれば。
大法を、身にはそむきて、口計、下知とは人の、きかん物かは。
物しらで、正躰なしは、いかならむ、能あるだにも、徒の世に。
其友を、みるにつけても、其人の、善も悪しきも、思ひやらるれ。
みが、すは、人の鏡と、よもならじ、只萬能も、つめば一しむ。
ざれごとを、人のいふをば、打笑、我方よりは、せじとたしなめ。
こしもとに、遣ふを堅く、認めよ、遠き被官は、かり事はせじ。

稽古をば、時を定めて、するぞよき、粗略なけれど、謂り安に。
香を焚、花を立たる、座敷には、しみこふりたる、雑談をせよ。
知音にも、無心の所望、思案せよ、惜むと見れば、わても曲なし。
行末の、人の罪迄、舟の上になるせつしやうの、秘事な教ぞ。
語るなよ、盗ぐそくの、言葉まで、自然の時は、疑はれぬる。
ひそふして、二道影は、いきながら、餓鬼の修羅との、苦をや受南。
世の中の、空ごと社は、うたてけれ、知音は、かはり、公事は破れて。
酔狂は、どりさへがたく、成にけり、必人をつくとなけれど。
知行分、もたぬ身ならば、出家して、安樂國の、しゆご殿となれ。
留主警策七首和歌同作。

客人は、留守にも有と、心得て、茶の湯りんく、座敷しんく。
當座より、耳にいらねと、わるき事、隣の人の、告ぬ物かは。
留守の時、奏者をせんに、むづかしき、名をはか、せよ、硯出して。
外よりも、歸りて來れば、人もなし、様々あるは、よく晝ねして。
留守なれば、我もく、と、他行して、盗人入ば、誰をかこたむ。

留守ごとに近所の人を呼寄て、我社あらめ、はなをつかさなけふあすは、歸られまじと、思へ共、思の外に、君がきませる。

(六) 實澄富士山を覽んとす、横川詩を寄せて行を送る

文明八年實澄東海に下り富嶽を覽んとす、書を京僧横川に寄せ之を告ぐ、蓋し同行を誘ふもの歟、横川一詩を寄せて其行に餞す。

八七七 補庵京華集

送文紀趣東關詩並叙 (文明八年)

小倉文紀居士余故人也、丙申之載寄書告以東遊看富士之事、抑富士此方名山也、明宋學士賦日東曲以寓避想、况於余乎、遂壯其行詩而餞之。

要看扶桑第一山、聞君萬里趣東關、

世間富士惟圖畫、請袖吾詩洗雪還。

(七) 實澄左久良山の蕈花と百濟寺の酒を横川に贈る

文明十年春横川景三和尚京都等持寺に晋山す、實澄報を得書を送りて其入寺を祝し且つ早晚上京して賀を獻せんを豫約す、然るに國事故多くして上京を許さず、九月使者を遣はし百濟寺の酒四樽と左久良山の蕈花百本を贈りたり、横川欣舞酒は古きを

尊び蕈は新らしきを珍とす、とて返書に代ふるに詩一篇を以てす、句々飛舞して深交の情緒見るが如し。

八七八 補庵京華後集

代書寄小倉將監公詩並叙 (文明十年)

今茲戊戌春、余承乏等持以官命不可追也、故人小倉文紀居士、每有便寄書告曰、入洛獻賀有日在矣、予謂文紀信士也、必如約矣、九月十六日使者至、就審國有多故、以不果其來也、百濟寺酒二荷、佐久良山松茸一百本、副書見贈、酒以漉其故者、茸以採其新者、吁物無兩大、何其爲賜如此甚大也、耶、多可多可、并舞有餘、卒賦川八句一篇、以代復紙、蓋奉謝惠意之萬一焉耳、非詩怨之、等持古寺秋將暮、久待吾公入洛陽、擁帚常占鵲傳語、得書忽喜、雁成行、擔頭竹葉四樽重、籠底松茸百本香、有酒有肴猶有欠、掀髯一咲不同床。

(八) 實澄竹所和尚の死を悼む周麟之に答ふ

實澄は竹所和尚が山上にて遷化を聞き書を景徐周麟に送り香資を添へて之を吊す、周麟即ち文を草して之に答ふ。

八七九 翰林葫蘆集

答松牧居士書

第一編 蒲生氏支流志

再拜復干松牧居士大床下、今月念七日手教至此、披而讀之、從頭悼竹所和尙遷化、千言懇々、不覺老淚承睫、因憶應仁丁亥之秋、竹所拉予與小補避亂於飯高山中、預約居士、々々迎笑於清泉白石之間、遂借庵以居、予無何下山省親、小補數年之後亦下山、唯竹所一住十五年、柴足水足、所以居士檀力之使然也、書中所謂日々入寺不聞木蘭之鐘、時々過橋有舉蓮社之蓋、其頻々顧可見也、(文明十三年)辛丑之春、予奉洛下諸老之命入山起之、竹所堅拒之、百計與致、然而始終不忘山中者、見干詩矣、見矣身後之手簡矣、下略。

(九) 實澄の逝去と菩提寺

實澄永正二年病床に臥し醫藥功無く三月十六日永眠せり年六十七諡して仲明寺殿と稱し別邸識步庵の東北に葬る墓に五輪塔を建つ現存す、孫三河守實隆左久良城下に菩提寺を建て冥福を祈る、神護山仲明寺と稱す、中世一旦荒蕪して文書記録の存するもの少なきも寺堂現存す、茶湯諷誦の斷片あり缺紙憾むべきも小倉氏恰好の史料なり。

八八〇 東櫻谷村左久良仲明寺文書

上來茶湯諷誦大悲圓洪

所集功德奉爲

勅願 小倉左近將監實澄仲明寺殿文紀綱

二代屋敷田城主

前武庫大守石

天文

三代山南城主

前將監殿 戒名

四代奥師城建立永祿七三月十六日

前〇州大守珍翁秀公大禪定門

五代奥師城主

左近進藤少室桐林菴主

覺靈

御息女

賀室妙慶大姉

六代西ノ屋敷城 當時再興大施主夫婦

前豐州大守徳林幸威居士

七代會津南ノ山城主

第一編 蒲生氏支流志

春景休甫大禪定門 小倉作左衛門殿

春香院殿梅岩宗清大姉 同大檀那夫婦

蓮華院殿

雲翁宗西大禪定門

作左衛門殿
文祿第四乙未二月六日
小倉兵衛殿

昌林院殿前飛州大守從四位高岩忠公大禪定門氏郷 (蒲生氏)

第二節 小倉實隆

(一) 實隆の小倉氏相續

小倉實澄死し其子兵庫助實重繼ぐ實重は天文中に死し其子三河守實光に傳ふ中古日本治亂記弘治三年伊勢征伐の條に所謂實春は此實光に相當す 光は「ミツ」と讀まで「ハ實光は弘治三年八月九日卒し子無く家絶へんとす蒲生定秀は祖先以來重縁の家なるを以て三男實隆をして實光の家を相續せしめたり蓋し小倉氏は實澄の次世兵庫助實重の頃は同族三四家に繁茂せり永正八年三月の永源寺文書に小倉兵庫助同右京允左京允三人連名あり佐々木氏の重臣伊庭出羽守貞説より永源寺田の荒顔につきての沙汰狀なり文書を左記せん。

八八一 愛知郡高野村永源寺文書

當山諸寺庵領諸公事雖被成御免許御成敗寺納分減往古云々太以不可然所詮在々所々寺領分内開荒野田地事如町田繩踏分盛定徳分米之處及異儀輩在之者作職別人仁被申付或名代並作人請地内號不見者縱前々雖有由緒儀類地共召放以古帳目錄坪付其在所之名主沙汰人百姓等召出之搜尋餘人仁可被申付萬一先名代盜賣地在之者可被處罪科早田地者還本可爲買徳之主失墮然間毎年就寺納分無運上過其歲有未進者任奉書旨急度可被申付之者也仍狀如件。

永正六

三月廿六日

出 羽 守 花押

小倉兵庫助殿

同 右京允殿

同 左京允殿

飯高六ヶ寺納所禪師

(二) 實隆永源寺僧の書に答ふ

左近將監實隆が某年九月高野永源寺僧よりの來狀に答へし返書あり今前田侯爵家

に傳存す秘密の問題に對する返書なれば真相を審にせざるも當時一族に源太夫なる者あるを記せり。

八八二 侯爵前田利爲氏文書

兩通之折紙、源太夫迄之御狀令披見候、此上之御返事何も令相談而可被越候、只今御實之中取亂候而示合自是可申候、大事之儀候間、不具候、御返事推申候、恐々謹言。

九月七日

左近將監

實 隆花押…小倉

永源寺納所

(三) 實隆の戦死と畫像贊

永祿七年三月小倉右近太夫亂を爲す十六日實隆出陣其軍と戦ふ軍利あらず戦死す、然れども實隆方の將甲津畑の速水勘解由左衛門は和南山の戦に敵小倉次兵衛以下を討捕たり、實隆戦死するや寺僧は珍翁秀公と諡し畫像を製し前建長寺の竹圃に贊辭を需め之を寺に傳へたり、寫眞 參照 贊辭に曰く。

八八三 東櫻谷村左久良仲明寺所藏

前參州大守玖翁秀公禪定門肖像

曹瞞虎視、尙口鷹○華英壯哉、出

源家^{ユカ}多^カ得神明於北野葛藟、永扇生秋津親嗣族系於小倉潤以富齊以禮樂不淫、哀不僭

小倉三河守畫像 (佐久良城主)

永祿七年前建長寺竹圃和尙贊



藏所寺明中 長久左

十全大補藥、良醫妙術、五出八結、梅文彩德、香廬綸三河之風流、名實雙照、范蠡五湖之樂、士、灵傑有光、凌蔑棘門、二三兒戲、功成名遂、領喉柳營、十萬雄圖、命失身裘、一曲伊州漁人、皆裝惠三略、穀城譽也、之攸望規中規、矩中矩、圓自圓、方、高聲盡力喚起看、本是分明紙

上張。

岩永祿七年甲子朧月吉辰

前建長竹圃叟餅苜贊焉○□

(裏書)

小倉家三代珍翁秀公眞影

(四) 實隆の十七回忌と寶室禪師の香語

天正八年三月十六日は實澄戰死後十七有回忌辰に相當すれば仲明寺主秀玉は其の會を開きて供養せり、前永平寺の住寶室禪師大導師となり香語を讀む其香語現存す、

八八四 東櫻谷村左久良仲明寺文書

前三州大守、玖翁秀公大禪定門七十回忌之香語、舉香爵々蒼々覆遍界久昌嫩桂一枝、禪一枝今日落予手拈作靈前炬上梅、薩河○○○大日本國江州蒲生郡奧津野保、佐久良郷居住奉三寶弟子功德主源朝臣小倉實隆創建一字爲先祖文紀公之牌所山、曰神護寺號中明維時龍集、天正八曆上章執徐三月十六日、伏值前三州太守玖翁秀公禪定門一十七回忌之辰、即處開報土、靈前展梵筵、晨夕內莊嚴、外莊嚴、晝夜教言、宣禪言宣、丹心甚太甄也、修禮圓通懺儀一座、此是慈雲大師昔在慈溪大雷山、以聖觀音經作是酒

六根餓悔水、散三陀羅尼花矣、彫刻木浮圖一基、寔滅罪生善之勝因、出離解脫之要道、莫大於焉、集現前一會清衆、諷演大方廣佛母神咒之次、借手中明小比丘秀玉、燒此乾陀利耶、供養現座道場無量壽佛、本師釋尊、當忌教主寶勝如來、十方佛祖、一切賢聖、十殿慈王、五道冥官、山神海神、天仙地仙、蠢動含靈等、伏願憑聞薰力、比檀門於蓬嶋億萬歲、保梵刹於桃源三千年、舉香這爾是西天東土佛祖的傳舊甞也、深根廣寒宮裡、固帶少室山前、拾得精進林中、豈類凡花數、繁茂清淨世界、自然芳子連、燕向寶爐則、遍布宇宙、薰傲坤乾、上築着帝釋鼻孔而黃雲漠々、下翳却閣老眼睛而香霧湮々、夫惟、玖翁秀公禪定門、文武能備、賞罰兼全、千里先、或時風流座中一笑一談、於遊戲場交紅會合、或時年少叢裡半醒半醉、入歌吹海倚玉嬋娟、若不磨練、爭脫蓋纏、涅槃妙心、無信無疑、甚深法、非思慮、圓成實性、不變不異、究竟理絕言詮、有何真、有何妄、不屬因不屬緣、真諦非有、俗諦非無、真諦俗諦、聖諦第一、生界不增、魔界不減、生界魔界、佛界三千、妙々々處非妙、是妙玄々々時非玄、是玄、如上閑言長語、且置、更保護後裔之一句上座如何言宣、子孫千百億枝葉、不老長生、况萬迂、天正八曆庚辰三月十六日

前永平寶室叟 花押

(五) 小倉氏の子孫

永祿七年の亂後小倉氏の子孫に作左衛門行春あり蒲生氏郷に仕へて會津南山の城主となり九千五百石を領し從五位に叙せらる。蓋し行春は氏郷の妹婿なれば特典ならん。氏郷薨し秀行滅封せられし時去つて浪人となり後ち大坂に出て、豊臣氏に仕ふ。元和元年大坂後陣の時一方の將となり奮戦して死す時に五月七日なり翌八日秀頼薨し大坂落城す。春景休甫は行春の諡號なり。

仲明寺茶湯諷誦

(前略)

春景休甫大禪定門

小倉作左衛門殿

春香院殿梅岩宗清大姉

同大檀那夫婦

天正十五年九月綿向神社奉加帳に小倉又二郎あり。然れ共前記小倉系圖に其名を見ず。系圖の註記足らざるにや。將た同姓異族なるや。詳ならず。又秀吉に仕へし小倉お鍋なる女あり。小倉一族中の女ならん。天正十一年八月朔日秀吉愛知郡の小椋岸本殿村の内にて百八十二石の知行を與へ翌年十一月十日青山村にて四百石を與へ同十九年には五百石を領したり。其子孫土佐山内氏に仕へ遠裔同地に現存し小倉正見といふ。

第二十二章 寺 倉 氏

寺倉氏は蒲生氏の支流なり其分脈詳ならざれども始め安部井西櫻村に住したれば。室木氏若くは左久良氏の分流にもや。世系及び名字知り難し。今斷片の史料を縫合して同氏を記すべし。

一現曇公居士は寺倉某入道後の稱なり。此文和二年其家廟を安部井に建て西芳寺と名つけたりとあれば南北朝時代有勢の一家たるを知る。爾後八十年を経しが寺地四隣家なく盜賊横行して白日と雖も來りて物を奪ふ。故に寺僧永住する者なし。應永の頃左京亮あり其父入道して明珠といふ。明珠西芳寺の安寧を圖り永享三年寺を左久良に移轉し五葉山今額寺と改む。左久良は即ち小倉三河守實澄の城地なり。數十戸の山村なるも當時に於ては農商住宅を並べ人和し家富みし。一小市を爲せり。左京亮父の志を繼ぎ大に寺堂を改修し田園を寄せ住僧をして愁色無からしむ。又邸宅を寺の東南に構へ住居とす人呼て辰巳殿と稱す。文明二年八月左京亮横川和尚に囑し寺記を請ふ。横川即ち永源寺の識廬庵の寓居に於て之を草す。寺今存せず。按ずるに永祿七年小倉氏の亂に燒亡せしもの歟。左久良の小字名に寺倉、堂の坂、總門、寺井等あり。左

に西芳寺記を抄出す、文中雄據松山風聲十里許、前則茂林也、翠竹數百竿、玉立可愛也、人家六七十、檀暈飛東麓、鱗次西郊、云々あり、寺の山地に據りしを知るべし、又當時戰亂の爲に寺堂の燒亡せられし國中十の八九といひ墳墓を發きし狀等も記さるゝは注意すべきなり。

八八五 補庵東遊續集

謝五葉山西芳寺記。

江州蒲生郡西芳寺者、世爲寺倉氏之家、創業於文和二年、寺倉藤氏一現曇公居士所建也、郡有一保曰奧津野々、有三郷上曰楢杣、中曰佐久良、下曰安部井、寺初在安部井地勢下趨、四無隣里、盜賊縱橫、白日驅人、僧之居焉者、往々不免其害矣、明珠藏公者、乃居士舍館也、登入曹源悟空之室、執師資禮、蓋衣冠中僧也、永享三年、相攸於佐久良、規地占要、移寺於此矣、雄據松山、風聲十里許、前則茂林也、翠竹數百竿、玉立可愛也、人家六七十、檀暈飛東麓、鱗次西郊、其南有平田千頃、農夫扞於野、商賈歌於市、其邑也富、其民也和、比之安部井、則霄壤之異也、去寺而行數十百步、明珠私宅在焉、明珠棄其貲鉅萬助土木役、僱斤斧勞係忽無外人也、無何寺成、於是乎命前永源應岡禪師、以尸寺師道高山林瑞石之重也、明珠之於師也、于族譜、于法系、俱瓜葛也、寺舊名西方、而改今額、山名五葉、蓋取西

來祖五葉聯芳之義也、明珠晚年依浮屠法、粗圓梵相、日日入寺而抖擻精神、商量話頭、以明真俗不二之理、一時嘉會也、今之寺倉公名蓋、字雪松、承乎明珠嫡嗣、爵爲蒲生望族、爲人雄偉、而善騎射、讀魯誥、詠和歌、旁挾扁倉之術、活人者多矣、其奉佛也、超于祖父、其興起寺供養僧也、又超于祖父也、漏者葺焉、傾者柱焉、殿堂門廡百廢一新、粥飯之不足、捨田以補、蔬果之不給、買園以施、事無細巨、係于寺者、公自任之、圓應祖爲開山、應岡師爲中興、而先人可祭者、安牌祠堂、忌日設供、晨香夕火、禪誦無怠、至若寸土尺椽之利、一米半錢之用、置寺券以備力爭勢奪之不虞、可謂深根固帶矣、公事未者稀致仕、自築一室而居、直寺之東南、人不名之、呼辰巳公、皆學父風也、庚寅載、住持寬夫宥公首座、屬余撰寺記、又以公命也、余曰、夫佛法入日域以降、僧布我國者、不可勝數也、是無他、有信心檀越、從一念中建、立大則金殿玉樓、小則竹閣茅堂、示不忘佛勅也、方今劫末、世圖諍堅固、鼓角之聲、萬方一槩、焚堂宇、發墳墓、凡一州府中、十之八九、赤土存耳、可不太息乎、而獨西芳之塔、巋然無恙、自文和到永享、自永享到今、一百一十七年、其間祖子孫相承、護法護人、賢於長城、何其異乎、教○爲十回向已爲十地、嗚呼公之處世、非自聖位乘、大願輪而來、何以臻斯、稱之以己、不敢爲誣矣、祗如趙州使得十二時辰、公還領會否、余老矣、筆硯生塵、而聞寬夫說、公行事、有感於懷、畧誌顛末、以贈文明二年秋八月如意珠日、萬年村僧橫川景三書于瑞阜識

廬庵、

第一節 左京亮と畫像贊

寺倉左京亮名は蓋字は雪松父明珠居士の嫡子なり、人と爲り雄偉騎射を善くし文學を修め兼ねて醫法に精し深く佛教を信じ僧を敬す、老後圓顱方服して畫像を畫かして文明三年横川和尚に贊辭を請へり贊に曰く、

八八六 補庵東遊續集

三河大守雪松居士壽像 寺倉左京亮
號辰巳殿

望其形則服方顱圓似一箇野僧、宜哉是之謂寺、問其名則印纒綬若稱三河刺史、誠哉是之謂倉、藤譜曲傳大明國蒲家德配異姓王、笑右軍帖成棗木梅花、筆端逼悟道法、慕温公才、如人參甘草、肘後懸安心方、非當奉先緒於騎射、抑又護大法於金湯、投不聞翁取師賓禮、與通玄老有叔姪行、數首和歌得北野君之神助、一新梵宇揚西來意之祖芳、活計喚萬象以爲吾侍、工夫借四大以爲禪床、舉春秋而提數珠活頭、京兆屈強尙在、居辰巳而致雜華富貴、長者理論甚當、入真入俗、望重州府、令子令孫慶溢門墻、雪是千秋松萬歲祝之以壽々無彊。

文明辛卯小春吉日 横川景三

第二節 寺倉左近及吉六

左京亮雪松居士の子孫に左近亮あり、大字左久良の小字名に寺藏あり、藏は倉の轉字なるべく又左近屋敷あり、永祿七年小倉氏兵亂の時五月一日左久良の戰あり、寺倉吉六の被官園城式部丞敵首を奪ひ佐々木義弼より感狀を與へられたり 軍事志小倉兵
亂の條參照 吉六は左京亮の後なり、寺倉氏は後に鳥居平山 東櫻
谷村 に邸を移せしにや、邸跡を存し、又寺倉左近の墓と稱する五輪塔存す、蒲生舊趾考鳥居平村の條に
寺倉三左衛門尉蒲生ノ系流ナリ、四ツ谷屋舖ト云フ、庄屋麻生氏ノ上ノ山屋舖跡麻生ハ寺倉臣也ト云フ。

按するに四ツ谷屋舖といふは四ツ谷城主たりしに因るならん、篠軒小錄に四谷西城跡中風呂寺倉吉六居住と記す、天正十年六月日野籠城の時寺倉助兵衛あり吉六の子息か。

第二十三章 園城氏

園城氏の出自は詳ならず蒲生俊綱の子俊久の長女園城氏に嫁し園城兵衛母なること蒲生系圖に見ゆれば鎌倉時代より蒲東の舊族たるを知る。東櫻谷村の杉杣に園城氏の邸趾存す小字を園城といふ。園城式部亟は永祿七年小倉氏の亂に左久良に戦ひしが此頃は寺倉氏の被官たること同年五月三日佐々木義弼の感狀に見ゆ。軍事志小倉の亂參照蒲生舊趾考に左の記事あり。

園城式部大輔趾

寺倉氏ニ屬ス一族ニ僧トナリ甲賀郡酒人若王院ニ住セルアリ古狸ニ欺レ火化スト稱シ自ラ焚死ス園城御坊ガ火ノテニ入リヤルナシヨニ留メヌヨ酒人衆ト俚歌ニ遺レリ。

下篇 蒲生氏家臣志

總論

蒲生氏の家臣は之を區別すれば古へより譜代相傳のものと戰國以後他家の浪士が來仕せしものとあり殊に飛彈守氏郷が英邁の材を以て信長秀吉に重用せられ伊勢

松坂より會津百萬石の大封候となりし以後來付の勇士雲の如く氏郷曾て曰く武將の世に立つは勇士を多く扶持するにありと故に新付の勇士には厚録を與へて吝まらず百萬の封中自家の所領僅かに九萬石に過ぎざりといふに徴すも度量の廣大大洋の諸流を收むるが如きを知るべし會津分限帳によれば五萬石以下三百石以上の士五百人を越へたり茲に先づ臣家分類の概要を記すべし。

蒲生氏の臣を分類すれば先づ鎌倉時代より分流せし一族の繁衍は南北朝の戰亂以後多くは宗家に従ひ事ある時は旗下に屬して行動せり應仁文明の亂世に逢遇し一家を中興せし貞秀の時より時勢の生める下尅上の氣運に乗じ土着の農商民も麾下に馳りて兩刀を帶し戰陣の勳功に知行扶持を賞與せられ家を興せし士少からず氏郷記に永祿十一年九月信長が近江に入りて佐々木氏の根據を覆せし時賢秀が信長の來攻に備へ日野中野城に立籠りし時の記事には少數ながら同族と譜代の臣とを區別せり即ち先づ一家には和田小谷義俄三木小倉寺倉上野田音羽林とあり之れ即ち舊來の同一族の分流なり次に紋の内には内池町野森野部室本葛巻と分ち蒲生氏の縁族關係により鶴の紋章を用ゆるを許せし家とす又家士郎等には外池稻田門屋岡北川福滿岡田滿田花木小村池田竹村中村榎本吉倉安井大森新開町田新古屋角池内

と列記す、之れ所謂譜代の臣にして最も古き家臣なり、佐々木氏亡ひて後其舊臣の來從する者を生ず、横山、後藤、永原、建部、布施、三雲、河井、大塚、鶴川、赤堀等、即ち是なり、天正十一年賤ヶ岳戰により柴田勝家亡びたれば其舊臣來り從ふ上坂左文、坂源次郎の如き是なり、翌十二年氏郷伊勢十二萬石に封せらるや田丸、關、兩縁家を始め瀧川一益の舊臣生駒、南部、神田、岡、谷崎、等來隨す、十八年秀吉小田原に北條氏を亡ぼし氏郷會津城百萬餘石の大封を受けし時北條氏輩名氏の舊臣來り從ふ金子、道家、成田、新國、小山、等是なり、故に會津全盛時代の家臣は少くとも八團體の結合なり、氏郷之に臨むに嚴霜烈日の威と慈雨甘露の愛とを以てし有功は重じ違命は退けて毫も假借なし、此の多士率々を一一記するは繁に堪へず、記録文書に史料の存するもののみ概要を列記す。

第一章 町野氏

町野氏は蒲生氏譜代の臣なり然れども古き史料を存せず、永祿十一年九月織田信長が近江に侵入せし時日野籠城衆中に紋の内には内池町野云々とあるを蒲生記に見ゆる始めとす、天正十年本能寺變後日野籠城の士中に町野備前守子息左近將監あり

父子共に籠城す、又町野新助町野主水佐あり同一族なるべし、左近將監繁仍は氏郷に信任せられ文才武力兼ね備りしも特に行政の手腕に長し功績見る可きもの多し、天正十二年氏郷伊勢轉封の後左近助と稱し山田奉行として神宮の事を司りたり、左の文書は當時の史料なり。

八八七 外宮引付 神宮司廳所藏

御造宮御材木宮川迄於相付者男女ニ至迄悉罷出、宮中へ引付可申候、先度稻葉勘右衛門殿長村長兵衛尉殿爲上使御出候時も御念に候間、此由御長官へも申入候、可被得御意候、於油斷者不可然候、恐々謹言、

二月十八日

町野左近助

山田三方參

繁仍列

十八年氏郷會津に轉封せられし時葛西大崎の役并に九戸陣に從ふ、一萬八千石の封地を與へられ二本松城主となれり、當時旗本の士として一族の封を受けし者左の八名あり。

一六千石 町野主水助

一一千三百石

町野民部

一一千百石	町野彌五郎	一八百石	町野牛之助
一八百石	町野織部	一七〇石	町野又之丞
一三百石	町野右京	一三百石	町野萬左衛門

文祿四年二月氏郷薨去あり秀吉は重臣十三人に條目を與へ誓紙を出さしむ左近助其一人なり慶長三年秀行宇都宮城十八萬石に滅封せられし時舊臣離散する者多し左近助は眞岡城八千石の封を受け仕置奉行たり慶長六年秀行會津六十萬石に復封せられし時白川城二萬八千三百石の主となる叙位の年月詳ならざれども左近助繁仍は從五位に叙せられたり左近助死し息長門守幸和忠郷に仕へて仕置奉行たりしが元和八年渡邊次郎右衛門と事を争ひ仕置奉行を辭したり忠郷薨じ忠和が伊豫松山轉封の時牢人して從はず後徳川氏に仕へたり。

第二章 森 氏

森氏は山本村^{北比部佐村}に住す蒲生氏の世臣なり貞秀入道智閑の孫秀紀と高郷と同族黨を樹て、争ひし時先づ宗家秀紀に黨せし森五郎左衛門は果斷を以て著はる享祿四年四月月六日箕浦合戦^{軍事志五編}の時蒲生定秀に従ひ戦死せし森又九郎正次^{淨慶}あり又天

正九年正月二十一日森備中守殿金蓮永寶天正十二年五月十七日森備中女中澄月妙忍等攝取院過去帳に見ゆ又別に日野に森氏ありしこと同過去帳に見ゆ天正十年六月日野籠城列名中に森信濃守森民部丞あり山本日野何れの住にや山本村東山に森殿澤の名存す氏郷會津分限帳に七千石森民部少輔^{後改海成}七百石森新之允七百石森喜助五百石森清次郎等あり。

第三章 葛 卷 氏

弓術印西派の祖

葛卷氏は佐々木吉田氏より出つ葛卷村^{朝日野村}に居りて氏を稱す葛卷隼人が蒲生氏に屬せしは年代詳ならず永祿十一年九月賢秀が日野籠城の時は紋の内の家格を以て其名を列す天正十年本能寺の變後賢秀日野籠城の時も連名中に加はれり然れども以後氏郷記に見へず會津分限帳に葛卷三藏あり僅かに三百石を領す隼人の裔なるや否や天正十五年加賀前田氏に仕へし葛卷氏あり一族なるべし又吉田氏に復歸し弓術を以て家名を擧げし葛卷源八郎あり。

葛卷源八郎重氏は川守村に住し弓術を以て名ある宗家吉田出雲守重綱の嫡女を娶りしが後ち重綱と隙を生じたり是に於て重綱の弟業茂に就て弓術を學び姓を改め

て吉田一水軒印と號す、始め關白豊臣秀次に仕へ後ち結城秀康及び忠昌に歷仕す、三十三間堂に通矢を初めたるは此人なり、以後弓名漸く高く徳川家康二代秀忠に謁見す、寛永十五年三月四日死す、年七十七、諸國門人多く世に之を印西派と稱す、其子久馬助重信又箕裘を襲ひ令名あり、寛永四年前將軍秀忠及び將軍家光に謁し子孫幕府に仕ふ。

第四章 外池氏及池内中池

外池氏の史料は比都佐神社文書文明八年十二月の納帳に外池殿とあるを古しとす、次に享祿四年四月六日箕浦合戦軍事志第五編參照の時蒲生定秀に従ひ戦死せし中に外池彦七、外池孫七兄外池又七、外池勢藏主、外池彌三郎の五人あり、攝取院過去帳天正十年六月外池新介在り、同十一年九月京都吉田に吉田兼見を訪問せしこと兼見郷記九月十八日の條に見へ、蒲生氏の臣中村與三郎と同道せしに外池とのみにて名を逸す、同十二月十二日安土淨嚴院過去帳に日野外池源助母あり、十二年八月伊勢木造に戦死せし外池長吉あり、同十一月十四日死去せし外池周防守あり、外池一族の盛大なるを知る、蒲生氏郷の會津轉封に従ひ榮達せし一族八人あり、其中甚五左衛門は六千石を與

へらる、孫左衛門は後に信濃守良重と稱し慶長六年秀行の信任を得て會津四本松東城に封せられ七千五百石より一萬二千石に加増せらる、忠郷の時仕置奉行たり、忠郷薨じて忠知の松山移封に隨ひ移る、會津時代外池一族の俸祿は分限帳に左の如く見ゆ

- 一一千五百石 外池甚介 一六 百石 外池五助
- 一六 百石 外池彌六 一五 百石 外池源助
- 一五 百石 外池作三 一三 百石 外池孫三

外池氏及び池内氏の邸は内池村に在り、蒲生舊趾考内池村の條に

一 外池源四郎屋敷趾當時數に相成凡貳反餘可有之宮知氏はナリ、蒲生家臣外池信濃守出所此末ニ今數多有之候。

一 池内屋敷趾花木氏ノ四方に有之、其子孫ニ今數輩有之候、蒲生家臣池内某出所ナリ。

會津分限帳に池内氏は五人、中池氏は一人あり左の如し。

- 一九 百石 池内作左衛門 一八 百石 池内小樂
- 一六 百石 池内兵次郎 一六 百石 池内次右衛門

一三百石 池内作兵衛
一八百石 中池治部太夫

第五章 滿田氏

滿田氏は蒲生氏の世臣なり永祿十一年九月并に天正十年六月賢秀が日野籠城の時滿田内藏丞滿田九郎左衛門あり同十五年伊勢松坂在城の時日野綿向神社奉加帳に滿田與七滿田長右衛門あり其後氏郷に會津に従ひ三千石を與へられし滿田内之丞二千石を與へられし長右衛門あり會津分限帳長右衛門は秀行忠郷忠知に歷仕し慶長五年九月石田三成上杉景勝と東西相應じて事を擧げし時秀行結城秀康と共に東國の守將となり江戸に留主せしが當時長右衛門は或る使命を帯びて奔走せり左の文書は秀行改名以前が與へしものにて其間の消息を語るなり後出雲守と稱す。

八八八 滋賀郡堅田町北川又三郎氏文書

今度諏訪迄下候處景勝上洛付て引返又上候由辛勞共候就其左近源左かた迄書狀之通聞届候種々入念段令祝着候口にても可上由候へ共參人申付候共別之事不可遣之候其上用意かたく雖可延候左候へハ無專儀候其方此中様子存知之事候

條可有才覺候打續辛勞不及是非候又音信其之儀ハ左近源左かたより可申越候間紹和と令相談可然様可有才判候大納言殿 德五兵衛へも書狀申入候其方之儀萬々可然様紹和と相談尤に候猶右兩人かたより可申越候也。尙々其方之事彌才覺專一に存し候。

十月七日

秀 隆 花押

滿田長右衛門とのへ

寛永元年四月蒲生忠郷の江戸邸就り八日には前將軍秀忠十三日には將軍家光を其邸に迎へ饗す是より先き三月六日忠郷は會津の仕置奉行稻田數馬助外池信濃守を江戸邸準備の爲に出府を命じたれば同日町田主水滿田長右衛門出雲守に留主中の仕置奉行を命じたり其文書蒲生氏編忠郷の條に引用すれば省きこゝには歳暮進物の禮狀を記す。

八八九 滋賀郡堅田町北川又三郎氏文書

爲歳暮祝儀數寄踏皮二足雁到來候遠路之處懇志之至令祝着候猶福西吉左衛門かたより可申候也。

極月廿五日

忠郷

第六章 岡 氏

岡氏は太秦氏なり木津村^{日野町}に住す小字に岡の東岡の西存す惣左衛門は蒲生定秀に従ひ享祿四年四月六日箕浦合戦に戦死す攝取院過去帳に法名道性とあり惣左衛門の家は代々同名を襲ふ天文十八年綿向神社棟札に岡宗左衛門太秦秀憲と記す又安土淨嚴院過去帳に天正八年三月二日日野岡越中守殿心曉正安とあり天正十五年の綿向神社奉加帳に岡惣左衛門岡藤三岡九兵衛あり氏郷會津分限帳に岡氏多し岡左内は氏郷の時八千石を領し秀行の時慶長十四年猪苗代城に封せられ一萬石を食めり越後守と稱す蒲生氏斷絶の後上杉氏に仕へ貨殖家を以て著名なり岡半兵衛重政は同姓異族なり伊勢人にして始め片岡半七と稱し氏郷に仕へ扈從たり後岡半兵衛重政と改む氏郷薨じ嫡子秀行家康より六十一萬石を與へられし頃最も勢望あり津川城に主となり二萬石を食む又仕置奉行たり秀行薨後家康の爲に改易せられ駿府に於て死す重政の兄儀太夫天正十二年伊勢木造の役畑作兵衛と組合之を殺す岡氏一族の會津分限帳に見ゆる者左の如し。

一八千石	岡	左内	一四千石	岡	半兵衛
一二千石	岡	惣左衛門	一二千石	岡	市左衛門
一千二百石	岡	儀太夫	一千石	岡	源之丞
一七百萬石	岡	五郎助	一七百萬石	岡	
一五百萬石	岡	爲兵衛	一五百萬石	岡	九藏
一五百萬石	岡	忠次郎	一五百萬石	岡	九兵衛

第七章 吉 倉 氏

吉倉氏は中之郷^{東櫻谷村}に住す橋内左衛門は天正十一年蒲生賢秀の女三條殿^{儀光豊臣}と交代せり秀吉は當時吉倉氏の所有地中之郷音羽北脇村の内にて十八石を諸役免除地として朱印狀を與へたり十五年九月綿向神社の奉加帳に吉倉久助拾疋とあり氏郷に伊勢に従ひしを知る十八年小田原征伐出陣の時橋左衛門途上に出でて秀吉の行を送る小姓柘植兵四郎秀吉の塗笠を差出せり笠紐五色の彩玉を繫きしものなるに秀吉の杖に當り親玉一粒砕けたり橋左衛門即座に太鼓打拍子で米の大俵手

にもつくなる所作は玉どり、と狂歌を咏みしかば秀吉大に喜びよく出来たり今より名を出來右衛門と改むべしとて其笠杖を與へたり、橘左衛門祠を建て笠杖を納め之を祀る、恰も十八日なりければ爾後其日を祭日とす、土人十八日祭りと稱す井伊氏同村を領する後ち其由緒を以て特殊の待遇を許したり、會津分限帳に吉倉六兵衛あり九百石を領す蒲生忠郷の時吉倉瀬兵衛あり綿向社へ寄附金につき元和四年十一月及ひ寛永貳年十一月に忠郷の旨を傳ふ。馬見岡綿向神社文書

第八章 岡田氏

岡田氏も蒲生氏の世臣なり享祿四年四月六日箕浦合戦に戦死せし岡田太郎左衛門正圓、衛門三郎正法、新三郎孝道の三人あり天正十五年綿向神社奉加帳に岡田半助同半之亟あり、又氏郷に會津に従ひしもの四人あり、岡田市次郎は八百石、半之允は七百石、平助は六百石、兵右衛門は三百石を與へられし事分限帳に見ゆ。

第九章 町田氏

町田氏は蒲生氏の世臣なり享祿四年四月六日箕浦合戦に蒲生定秀に従ひ出陣して

戦死せし町田十郎左衛門了覺は攝取院過去帳に見ゆ、子孫十郎左衛門を稱す、蒲生定秀の女三條殿儀光院豊臣秀吉に嫁せし時女佐の臣として秀吉に出仕せし十郎左衛門は伏見城に居りしが儀光院逝去後伏見奉行となり河内守を受領す、老後日野に歸郷して死す清雲山下に墓地ありと舊趾考に見ゆ、天正十五年九月綿向神社奉加帳に町田半介ありて氏郷に伊勢移封に従へり。

第十章 新開氏

新開氏は蒲生氏の世臣なり古き時代の史料は存せず、永祿十一年以後新開半右衛門の名見ゆ、會津分限帳には知行僅かに三百石と見ゆ。

第十一章 安井氏 石村氏

安井氏は蒲生氏の世臣なること永祿十一年九月日野籠城の連名中に見ゆ、天正十年本能寺變後日野の籠城に安井孫右衛門あるは同人ならん、會津分限帳には五百石安井甚之允見ゆ、安土淨嚴院過去帳元和六年正月廿四日鑄物師安井太郎左母華岳妙榮あり、又慶長十六年十二月市子安井金藏娘良月妙壽あり、同帳天正七年十月晦日日野

鑄物師石村爲樂永金希廓同十四年五月十日石村馬之丞宗圓信士慶長二十年七月十七日鑄物師石村新八母溪月了榮とあり、鑄物村に住せし名族ならん。

第十一章 北川氏

北川氏は蒲生氏の世臣なり永祿十一年九月日野籠城中に其名見ゆ、天正十年六月籠城にも北川平左衛門あり、十五年九月綿向神社奉加帳に北川新左衛門、北川佐渡守、北川久兵衛、北川千世菊、北川新右衛門、北川太郎右衛門あり、平左衛門は佐渡守なり、十八年小田原の役に従ふ、氏郷會津移封後津川城に封せられ七千石を領し改めて土佐守に任ず更に加増ありて壹萬石を領せり、九戸陣には十三番隊に屬したり、氏郷薨去の時秀吉より重臣十三人に條目を與へ秀行に誠心奉仕すべき誓紙を出さしめし中に列す、秀行忠郷に歷仕し忠知の松山移封にも従ひたり、會津分限帳に千三百石北川新右衛門、五百石北川民部、九百石北川新左衛門あり同一族なるべし。

第十二章 門屋氏

門屋氏は蒲生氏の世臣なり永祿十一年九月賢秀日野籠城の時連名中に見ゆ、又元龜元

年四月信長の越前征伐の時賢秀に従ひし門屋助右衛門あり、助右衛門は天正十二年京都の吉田兼見を訪問せしこと兼見卿記同月廿六日の條に見ゆ、同十八年小田原征討の軍に従ひ氏郷が會津移封の時五千石を與へられ後福島城一萬千石の主となる、氏郷薨じ秀行の時慶長六年二本松西城に封せられ七千五百石を領し更に五百石を加へ八千石となる、助右衛門死し孫但馬守相續せしも久からずして早世す、會津分限帳に八百石門屋左近右衛門、九百石門屋源助、五百石門屋石見等あり同族なるべし。

第十四章 大森氏

大森氏も蒲生氏の世臣なること永祿十一年日野籠城衆中に見ゆ、大森氏は大森村日野村に住せし事蒲生舊趾考に見ゆ、天正十年六月日野籠城には大森左京進あり、會津分限帳に九百石大森傳次、六百石大森左京、三百石大森彦四郎等あり。

第十五章 中村氏

中村氏も蒲生氏の世臣なり享祿四年四月箕浦合戦に出て部下三人の戦死あり、郎黨を従へて出陣し苦戦したるを知る、攝取院過去帳に中村内衛門太郎道向、同じく中村

内衛門太郎道三、中村内左近太郎道祐是なり、天正十年日野籠城列名中に中村右近太夫あり、兼見卿記天正十一年九月の條に中村與三郎あり日野より上京して同月十六日十八日兩度兼見を訪問せしを記す右近太夫と一族ならん、又氏郷に會津に従ひ五千石を給せられし中村仁右衛門は分限帳に見ゆ。

第十六章 蒲生主計

主計始は主計助其遠祖は蒲生氏の支流上野田氏なり日野上野田村に住し依て上野田氏を稱す、鎮倉時代末期既に分家せし上野田又太郎あり、爾後一族繁茂す主計助は氏卿に仕へ戦功を樹つ、氏郷會津に封せらるゝに及び姓を與へ長沼城に封じ壹萬石を與ふ、氏郷薨じ秀行の時一旦滅封あり、慶長六年家康秀行を會津六十萬石に封せし時更に鹽川城に封せられ八千五百石を領す、清籠無欲武功を以て顯る慶長十九年卒す。

第十七章 馬渡氏

馬渡氏は大平氏と共に江北武士にして建武の頃五辻宮に従ひ本郡に移り子孫内池

村に住せり蒲生舊趾考に見ゆ、大神氏天正七年の蒲生家法號と舊趾考所引の進樂院過去帳抜書を對照すれば馬渡氏は佐治氏の分流なるかを思はしむ、即ち左の如し。

馬渡

贈駿州太守稔齋壽山禪定門

佐治左馬允爲頼、定秀祖父
享祿三庚寅九月七日

馬渡

前對州太守薰心道香禪定門

左馬允爲頼嫡子、定秀伯父
文祿四年乙未九月廿日卒九十

前駿州太守賢譽大禪定門

元龜元年甲午九月廿日

佐治氏の分流とも見へ又佐治氏より馬渡氏に入りしとも見ゆ、何れにしても蒲生宗家と結婚せしは權威ある名門なるを證すべし、殊に稔齋壽山に駿河守の贈官ありしは定秀の外祖父たるによる特例ならん。

内池村の東に在るを馬渡二郎右衛門の邸趾といひ、西に在るを對馬守爲綱の邸趾といふ、二郎右衛門の邸邊に馬渡の清水馬渡の橋等の名残り、二郎右衛門は天正五年七月二十一日卒し諡を發善といふ、對馬守爲綱は文祿四年九月四日卒し諡を慶乘といふ、攝取院
過去帳爲綱の邸は四方土居を圍らし密竹其上に叢生す、故に高敷又對馬土居といふ勢望高かりし人にて左の土謠ありと。

高い聲すなどんごをいふな、前は高敷殿近く。
此他攝取院過去帳に九月二日妙壽馬渡と見ゆ。

第十八章 結解氏

結解氏は小御門村に住せり結解とは文字の如く結び解くといひ出納精算の意なり、今日精算勘定といふは古へ結解と稱したり、奥島長命寺記録に足利時代は其寺の收支を春夏秋冬の四季に分ち三ヶ月毎に結解を爲せしもの數多存す、結解を氏とするは古へ會計方たるによりて得し名ならん、結解十郎兵衛は永祿三年八月佐々木義賢が淺井長政と愛知郡野良田に戦ひし時賢秀に従ひ長政の將百々内藏助と組合内藏助を斬りし武勳は諸書に見ゆ、同族勘介あり元龜元年越前征伐に従ふ、十郎左衛門の子息を十郎兵衛重喜といふ、天正十年關盛信日野より龜山城に還りし時氏郷命して従はしむ、後氏郷に歸仕し天正十八年會津移封に従ひ九戸陣に功を樹つ六千石を與へらる、又結解文右衛門あり二千石を領す、重喜の子勘助重信氏郷の子孫に仕へ老後江戸に在り、駿臺雜話に見ゆる芝天徳寺に寓し明曆三年の大火に火中兀座して死しけるとあるは重信ならん。

第十九章 吉村氏

吉村氏は結解氏より出づ氏郷に仕へし結解駒之丞は天正十二年氏郷の伊勢轉封に従ひ名を吉村助右衛門と改めたり、八月木造の役武功を樹つ會津分限帳に八百石吉村清左衛門、五百石吉村善兵衛、四百石吉村介右衛門見ゆ、慶長五年九月蒲生秀行宇都宮分領に於て三百五十石を吉村藏人に與へ、翌六年十月會津分領に於て百五十石を吉村助右衛門に與へしこと永福寺文書に見ゆ、世代志蒲生氏斷絶後吉村藏人の子孫は因幡鳥取の池田氏に仕ふ、藏人頼重三子あり源兵衛四郎兵衛庄太夫といふ三家に分れ四郎兵衛の曾孫清左衛門は城代役たり、又助右衛門の子孫は日野に住す。

第二十章 大平氏

大平氏は江北武士にして建武の頃五辻宮に従ひ本郡に來り子孫内池村に住す菅原氏なりとは舊趾考の記す所なり、大平氏の史料は安土淨嚴院過去帳天正十五年九月十八日日野大平殿とあり、又攝取院過去帳には、
月窓妙蓮

元和二年十月大平宗喜内

宗樹大徳

元和三年正月九日亡
大平ソウキ

伊豆守父

縁心宗因

大平伊豆
寛永二乙巳八月十七日(長左衛門父)

幻夢

大平孫四郎子
正月廿日

雲香道讚

寛永九年正月
大平長左衛門

以上五人を見る就中月窓妙蓮は淨嚴院過去帳にも元和二年十月九日日野内池大平と記さる、舊趾考には大平猪右衛門屋敷趾凡貳反餘モ可有之、四方土手當時打破不殘畑ニ相成候、大平伊豆守出所ナリ、近頃大平長右衛門ト申有之當時絶家仕候と見ゆ。

第二十一章 勝長氏

勝長氏は藤原氏なり、永正十四年の馬見岡神社文書に勝長殿の下知見ゆ、貞秀の時より重用せられしを知るべし、天文二年同社棟札に藤原朝臣勝長半兵衛入道慈宣同興二郎口清一と連名見ゆ、攝取院過去帳に天正元年九月四日勝永半兵衛慶月慈玖、二月一日勝長妙壽童女、八月廿九日勝長慈泉祐觀等見ゆ、天正十五年九月綿向神社奉加帳に勝長所左衛門あり、是れ同十八年氏郷會津轉封に従ひ七百石を與へられし勝長勝左衛門ならん、日野町松尾に小宇勝長の岡あり邸地の趾ならん。

第二十二章 勝本氏

勝本氏は姓氏詳ならず、蒲生氏の臣なり、佐渡入道道珍墓は鎌掛村長野に在りと舊趾考に見ゆ、住地なるか、攝取院過去帳に勝本佐渡寶玉道珍、天正十七年四月七日、又勝本文助、天正十年三月十九日あり、氏郷會津分限帳に左の三人見ゆ

一七 百石 勝本與吉 一四 百石 勝本新五郎
一三 百五十石 同 新六郎

第二十三章 堀氏

堀氏は野部村に住す、北比部佐村三十坪青木清水の上に堀殿屋敷の名存す、氏郷に伊勢に隨ひ、天正十七年六月二十四日死亡せし堀太郎左衛門あり、道西と諡す、同族兵之丞は會津に従ひ、慶長四年八月二十日宇都宮に卒す、諡永全是なり。篠軒小録

第二十四章 福富氏

福富氏は蒲生氏の世臣なり、享祿四年四月六日箕浦合戦に戦死したる福富藤六淨阿、

又福富の郎黨衛門次郎道徳は攝取院過去帳に記さる軍事志五、編参照日野下ノ番に住邸あり、蒲生舊趾考に「蒲生臣福富刑部屋敷跡下ノ番南側ニ在リ」と記す、刑部は藤六の子孫なるべし。

第二十五章 安部井氏

安部井氏は蒲生舊趾考に丹治氏にして後宇多源氏に改むと記す、佐々木氏の臣なり、安部井四櫻谷村に住し因て氏とす、佐々木氏亡びて蒲生氏に仕ふ、安土淨嚴院過去帳に天正十年十二月二十六日安部井武右衛門女中とあり、吉田兼見卿記天正十二年正月十六日の條に安江井彌左衛門と見ゆる日野人は安部井氏の誤ならん、氏郷が會津を領するに及び行て所領を得しもの一族八人あり、安部井武右衛門は八百石を領し、清左衛門は六百石、孫右衛門は五百石、久右衛門は四百石、數馬助、三之助、宗右衛門、新之允の四人は各三百石つゝを食めり。

第二十六章 原氏

原氏も古くより蒲生氏に仕へし家なり、享祿四年四月箕浦合戦に定秀に従ひ戦死し、たる原小四郎道久あり攝取院過去帳、氏郷に會津に従ひ五百石を給せられし原半四郎は其子孫ならん、東櫻谷村大字原に住し氏を稱せしものならん。

第二十七章 寺村氏

寺村氏は寺村櫻川村寺に住し氏を得たり始めは佐々木氏の臣なりしが、佐々木氏亡びて蒲生氏に屬したり、元龜元年信長越前に朝倉氏を征する時賢秀に従ひて出陣せし寺村半左衛門を初見とす、氏郷が伊勢轉封に従ひ天正十五年九州征伐の時氏郷が岩石城に苦戦せし時半左衛門は拔群の功あり、秀吉特に召出して金貨十疋と羽織とを賞與したり、十八年小田原の役并に葛西大崎の役に奮戦し會津にて六千石を與へらる、後ち栗生美濃守と改む、寺村の邸趾今の徳正寺の所在なり、會津分限帳に三百石、寺村孫二郎あり。

第二十八章 石原氏

石原村北比部佐村に住す、石原主水正は織田信忠に従ひ天正十年六月二日二條城に戦死す